

高槻市地域防災計画

(素案)

令和5年12月

高槻市防災会議

本 編 目 次

第1編 総 則

第 1 章 総 則

第1節 目的等	総 3
第1 計画の目的	
第2 災害想定	
第2節 防災・減災の基本的方針	総 4
第3節 高槻市の概況	総 6
第1 自然的条件	
第2 社会的条件	
第4節 防災関係機関の業務大綱	総 8
第1 防災関係機関の業務	
第5節 住民、事業者の基本的責務	総 22
第1 住民の基本的責務	
第2 事業者の基本的責務	
第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携	
第6節 計画の修正	総 24

第2編 災害予防対策

第 1 章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備	予 3
第1 組織体制の整備	
第2 防災拠点の確保・充実	
第3 装備資機材等の備蓄	
第4 防災訓練の実施	
第5 広域防災体制の整備	
第6 人材の育成	
第7 防災に関する調査研究の推進	
第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備	
第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策	
第10 事業者、ボランティアとの連携	
第2節 情報収集伝達体制の整備	予 13
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	
第2 情報収集伝達体制の強化	
第3 災害広報体制の整備	
第4 高槻市議会との連携等	
第3節 消火・救助・救急体制の整備	予 17
第1 消防力及び応援体制	
第2 連携体制の整備	
第4節 災害時医療体制の整備	予 19
第1 災害医療の基本的考え方	
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	
第3 現地医療体制の整備	

第4	後方医療体制の整備	
第5	医薬品等の確保体制の整備	
第6	患者等搬送体制の確立	
第7	個別疾病対策	
第8	関係機関協力体制の確立	
第9	医療関係者に対する訓練等の実施	
第5節	緊急輸送体制の整備	予 23
第1	陸上輸送体制の整備	
第2	航空輸送体制の整備	
第3	水上輸送体制の整備	
第4	輸送手段の確保	
第5	交通規制・管制の整備	
第6節	避難受入れ体制の整備	予 25
第1	避難地、避難路の選定	
第2	避難地及び避難路の安全性の向上	
第3	指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、整備	
第4	避難指示等の事前準備	
第5	避難誘導體制の整備	
第6	広域避難体制（大規模水害・土砂災害時）の整備	
第7	被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の整備	
第8	応急仮設住宅等の事前準備	
第9	斜面判定制度の活用	
第10	罹災証明書の発行体制の整備	
第11	災害ケースマネジメント体制の整備	
第7節	緊急物資確保体制の整備	予 32
第1	給水体制の整備	
第2	食料・生活必需品の確保	
第8節	ライフライン確保体制の整備	予 35
第1	水道（市）	
第2	下水道（市）	
第3	電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部 高槻配電営業所）	
第4	ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）	
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）	
第6	住民への広報	
第7	倒木等への対策	
第9節	交通確保体制の整備	予 40
第1	鉄軌施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）	
第2	道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）	
第10節	避難行動要支援者への支援体制の整備	予 41
第1	避難行動要支援者（災害時要援護者）に対する支援体制整備	
第2	二次避難所（福祉避難所）の指定	
第3	外国人に対する支援体制整備	
第4	その他の要配慮者に対する配慮	

第 11 節	帰宅困難者支援体制の整備	予 44
第 1 節	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	
第 2 節	駅周辺における滞留者の対策	
第 3 節	道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発	
第 4 節	代替輸送確保の仕組み（バス等）	
第 5 節	徒歩帰宅者への支援	
第 2 章	地域防災力の向上	
第 1 節	防災意識の高揚	予 49
第 1 節	防災知識の普及啓発等	
第 2 節	防災教育	
第 3 節	災害教訓の伝承	
第 2 節	自主防災体制の整備	予 53
第 1 節	地区防災計画の策定等	
第 2 節	市民防災組織（自主防災組織）の育成	
第 3 節	事業者による自主防災体制の整備	
第 4 節	救助活動の支援	
第 3 節	ボランティアの活動環境整備	予 57
第 4 節	企業防災の促進	予 58
第 5 節	市内大学等との連携	予 60
第 3 章	災害予防対策の推進	
第 1 節	都市の防災機能の強化	予 63
第 1 節	防災空間の整備	
第 2 節	都市基盤施設の防災機能の強化	
第 3 節	計画的な市街地整備	
第 4 節	建築物の安全性に関する指導等	
第 5 節	空き家等の対策	
第 6 節	文化財	
第 7 節	ライフライン災害予防対策	
第 8 節	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	
第 9 節	放送施設災害予防対策	
第 2 節	地震災害予防対策の推進	予 70
第 1 節	地震被害想定	
第 2 節	地震観測体制の整備	
第 3 節	住宅・建築物等の耐震化の促進	
第 4 節	土木構造物の耐震対策等の推進	
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第 3 節	水害予防対策の推進	予 76
第 1 節	洪水対策	
第 2 節	雨水出水対策	
第 3 節	水害減災対策	
第 4 節	ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	
第 5 節	地盤沈下対策	
第 4 節	土砂災害予防対策の推進	予 79

第1	土砂災害警戒区域等における防災対策	
第2	山地災害対策	
第3	宅地造成及び盛土等対策	
第4	道路防災対策	
第5節	危険物等災害予防対策の推進	予 81
第1	危険物災害予防対策	
第2	高圧ガス・火薬類・毒物劇物災害予防対策	
第6節	放射線災害予防対策	予 83
第1	放射線災害予防対策の推進	
第2	原子力施設における事故等への対応	
第7節	火災予防対策の推進	予 85
第1	建築物等の火災予防	
第2	林野火災予防	

第3編 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節	組織動員	応 3
第1	災害時の組織及び配備体制	
第2	防災関係機関の組織動員配備体制	
第2節	自衛隊の災害派遣	応 8
第1	知事等の派遣要請	
第2	自衛隊の自発的出動基準	
第3	派遣部隊の受入れ	
第4	派遣部隊の活動内容	
第5	撤収要請	
第6	自衛隊派遣要請系統図	
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援	応 11
第1	大阪府知事等に対する要請等	
第2	応援・支援の受入れ体制	
第3	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の応援要請	
第4	応急対策職員派遣制度に基づく支援	
第4節	災害緊急事態	応 13

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節	警戒期の情報伝達	応 17
第1	気象予警報等の伝達	
第2	土砂災害警戒情報の伝達	
第3	地震情報	
第4	キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	
第5	住民への周知	
第2節	警戒活動	応 29
第1	気象観測情報の収集伝達	
第2	水防警報及び洪水予報、水位到達情報等	
第3	水防活動	
第4	土砂災害警戒活動	

第5	異常現象発見時の通報	
第6	ライフライン・交通等警戒活動	
第7	物資等の事前状況確認	
第8	ホットライン	
第3節	発災直後の情報収集伝達	応 34
第1	情報収集の方法	
第2	大阪府への報告	
第3	人的被害状況等の報告	
第4	通信手段の確保	
第4節	災害広報	応 39
第1	災害モード宣言	
第2	災害広報	
第3	報道機関との連携	
第4	広聴活動の実施	

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節	消火・救助・救急活動	応 45
第1	市・消防本部	
第2	消防署・消防団の活動	
第3	相互応援	
第4	各機関による連絡会議の設置	
第5	市民防災組織	
第6	惨事ストレス対策	
第2節	医療救護活動	応 48
第1	医療情報の収集・提供活動	
第2	現地医療対策	
第3	後方医療対策	
第4	医薬品等の確保・供給活動	
第5	個別疾病対策	

第4章 避難行動

第1節	避難誘導	応 53
第1	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	
第2	洪水、土砂災害における避難情報の発令	
第3	住民への周知	
第4	避難者の誘導等	
第5	広域避難	
第6	避難者の運送	
第7	警戒区域の設定	
第2節	指定避難所の開設・運営等	応 58
第1	指定避難所の開設	
第2	指定避難所の管理、運営	
第3	指定避難所の早期解消のための取組み等	
第3節	避難行動要支援者への支援	応 63

第1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	
第4節	広域一時滞在への対応	応 65

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節	交通規制・緊急輸送活動	応 69
第1	陸上輸送	
第2	水上輸送	
第3	航空輸送	
第2節	交通の維持復旧	応 71
第1	交通の安全確保	
第2	交通の機能確保	

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節	公共施設応急対策	応 77
第1	公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁・道路施設など）	
第2	公共建築物	
第3	応急工事	
第2節	民間建築物等応急対策	応 79
第1	民間建築物等	
第2	危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設、放射線施設）	
第3	文化財	
第3節	ライフライン・放送の確保	応 80
第1	被害状況の報告	
第2	ライフライン事業者における対応	
第3	放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）	
第4節	農林関係応急対策	応 84
第1	農地等	
第2	山林等	
第3	農林業用施設	
第4	治山対策	

第7章 林野火災・大規模火災対応

第1節	林野火災	応 87
第1	火災通報等	
第2	活動体制	
第3	他機関との連絡調整	
第2節	大規模火災	応 88
第1	活動体制	
第2	他機関との連絡調整	

第8章 被災者の生活支援

第1節	支援体制	応 91
-----	------	------

第2節	住民等からの問い合わせ	応 92
第3節	災害救助法の適用	応 93
第1	災害救助法による救助の内容	
第2	災害救助法の適用手続	
第4節	緊急物資の供給	応 94
第1	物資等の運送要請	
第2	給水活動	
第3	食料・生活必需品の供給	
第5節	住宅の応急確保	応 96
第1	被災住宅の応急修理	
第2	住居障害物の除去	
第3	応急仮設住宅の借上げ	
第4	応急仮設住宅の建設	
第5	応急仮設住宅の運営管理	
第6	公共住宅への一時入居	
第7	住宅に関する相談窓口の設置等	
第6節	応急教育	応 98
第1	教育施設の応急復旧	
第2	応急教育体制の確立	
第3	就学援助等	
第7節	自発的支援の受入れ	応 100
第1	ボランティアの受入れ	
第2	義援金品の受付・配分	
第3	海外からの支援の受入れ	
第4	日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等	

第9章 社会環境の確保

第1節	保健衛生活動	応 107
第1	防疫活動	
第2	食品衛生監視活動	
第3	被災者の健康維持活動	
第4	保健衛生活動における連携体制	
第5	動物保護等の実施	
第2節	廃棄物の処理	応 110
第1	し尿処理	
第2	ごみ処理	
第3	災害廃棄物等処理	
第3節	遺体対策	応 112
第1	初期活動	
第2	遺体の処置	
第3	遺体の身元確認	
第4	火葬の執行	
第4節	社会秩序の維持	応 114
第1	住民への呼びかけ	

- 第2 警戒活動の強化
- 第3 暴力団排除活動の徹底
- 第4 物価の安定及び物資の安定供給

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

- 第1章 総則 ……………付1-3
 - 第1 目的
 - 第2 基本方針
- 第2章 東海地震注意報発令時の措置 ……………付1-7
 - 第1 警戒態勢の準備
- 第3章 警戒宣言が発せられたときの対応措置 ……………付1-11
 - 第1 情報の伝達
 - 第2 警戒態勢の確立

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第1章 総則 ……………付2-3
 - 第1 推進計画の目的
 - 第2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定
 - 第3 関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱
- 第2章 南海トラフ地震関連情報発表時の措置 ……………付2-7
 - 第1 南海トラフ地震関連情報の種類及び発表条件について
- 第3章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置 …付2-11
 - 第1 配備体制
 - 第2 災害応急対策をとるべき期間等
 - 第3 市の管理施設に対する措置
 - 第4 市民への広報
 - 第5 水道
 - 第6 電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所）
 - 第7 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）
 - 第8 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）
 - 第9 警備対策
- 第4章 南海トラフ地震関連情報（巨大地震注意）が発表された場合の措置 …付2-17
 - 第1 配備体制
 - 第2 災害応急対策をとるべき期間等
 - 第3 市の措置
- 第5章 南海トラフ地震関連情報（調査中）が発表された場合の措置 ……………付2-21
 - 第1 配備体制

第 6 章 関係者との連絡協力の確保	付 2-25
第 1 資機材、人員等の配備手配	
第 2 他機関に対する応援要請	
第 3 帰宅困難者への対応	
第 7 章 地震発生時の応急対策等	付 2-29
第 1 組織	
第 2 地震発生時の応急対策	
第 8 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	付 2-33
第 1 市職員に対する防災知識の普及	
第 2 住民への広報	
第 3 児童生徒に対する教育	
第 4 防災上重要な施設管理者に対する教育	
第 9 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	付 2-37
第 1 計画対象事業	
第 10 章 防災訓練計画	付 2-41
第 1 防災訓練の実施	
第 11 章 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止	付 2-45
第 1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応	
第 2 東海地震関連情報が発表された場合への対応	

第 4 編 事故等災害応急対策

第 1 節 鉄道災害応急対策	事 3
第 1 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）の災害応急対策	
第 2 情報収集伝達体制	
第 2 節 道路災害応急対策	事 4
第 1 道路管理者（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）の災害応急対策	
第 2 情報収集伝達体制	
第 3 節 危険物等災害応急対策	事 6
第 1 危険物災害応急対策	
第 2 高圧ガス・火薬類・毒物劇物災害応急対策	
第 4 節 高層建築物等災害応急対策	事 8
第 1 市・消防本部	
第 2 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部	
第 3 高層建築物等の管理者等	
第 5 節 放射線災害応急対策	事 10
第 1 災害状況の報告	
第 2 災害時の連絡体制	
第 3 広報	

第4	住民の避難等及び立入制限	
第5	災害時における消防活動	
第6	その他	
第6節	その他災害応急対策	事 13
第7節	災害対策本部の設置	事 14

第5編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節	復旧事業の推進	復 3
第1	被害の調査	
第2	公共施設等の復旧	
第3	激甚災害の指定	
第4	激甚災害指定による財政援助	
第5	特定大規模災害	
第2節	被災者の生活再建等の支援	復 4
第1	被災者支援対策会議の設置	
第2	災害弔慰金等の支給	
第3	災害援護資金・生活資金等の貸付	
第4	災害見舞金等	
第5	罹災証明書の交付	
第6	被災者台帳の作成	
第7	租税等の減免及び徴収猶予等	
第8	雇用機会の確保	
第9	住宅の確保等	
第10	被災者生活再建支援金	
第3節	中小企業の復旧支援	復 10
第1	市の措置	
第4節	農林関係者の復旧支援	復 11
第1	市の措置	
第5節	ライフライン等の復旧	復 12

第2章 災害復興対策

第1節	復興の基本方針	復 17
第1	復興対策本部の設置	
第2	復興計画の策定	
第3	復興計画で定める事項	

〔 第 1 編 総 則 〕

第 1 章

総 則

第1節 目的等

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条、水防法(昭和23年法律第193号)第33条の規定に基づき、高槻市防災会議が定める計画であって、高槻市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の地域に係る、災害予防、災害応急及び災害復旧対策に関し、関係機関が処理すべき事務又は大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

第2 災害想定

この計画の策定に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。

また、複合災害(同時又は連続して2種以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)が発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害
- 2 風水害・土砂災害
- 3 林野火災・大規模火災
- 4 鉄道災害
- 5 道路災害
- 6 危険物等災害
- 7 高層建築物等災害
- 8 放射線災害

第2節 防災・減災の基本的方針

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、行政上、最も基本的で重要な施策の一つである。このことは、我が国の国土が地震、水害や土砂災害などの自然災害が発生しやすい自然状況下に位置していることに加え、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、危険物等災害、放射線災害、その他林野火災、高層建築物火災などの災害リスクを抱えている。これらの災害は、時として人知を超えた猛威を振るい、多くの人命を奪うとともに、市民の財産に甚大な被害を与える。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、本市は国、府などの防災関係機関や市民、地域、事業者やボランティア等との連携を図り、「自らの身は自ら守る」、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という市民一人一人の防災意識を向上させるとともに、その活動を全力でサポートすることで、災害への備えに万全を期し、できる限りその被害を軽減させる必要がある。

また、本市は、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震（以下「大阪府北部地震」という。）が発生し、大阪府内において、観測史上はじめてとなる震度6弱を観測する大きな揺れにより、市民の尊い命が奪われるとともに、多数の負傷者が発生した。さらに、公共施設をはじめ多くの建物が被害を受けたほか、水道、電気や都市ガスの供給が停止し、市民生活や事業活動に多大な影響が生じた。また、平成30年台風第21号においても、多くの建物被害が生じたほか、特に山間部において、ライフラインの供給が停止したほか、大規模な風倒木被害により、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の適用を受けるなど、極めて深刻な被害を受けた。

過去の被災経験を踏まえ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、今後の防災・減災対策をより一層推進するとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、全国各地で発生する災害の教訓等を踏まえ、継続して災害対策を強化していく。さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

災害予防では、周到かつ円滑な対応が重要となる。災害の規模によっては、施設整備などのハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、公助としての災害時の情報発信手法の充実などや、自助・共助としての被害軽減につながる防災活動に対する住民の主体的な参加・連携による地域防災力の向上などのソフト対策を進め、ハード面・ソフト面を適切に組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。

災害応急では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達をはじめ、災害の危険性の予測などの災害未然防止活動を早期に行う。一旦被害が発生した際には、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を早期に把握する。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命の安全確保を最優先に、人材・物資等の災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者の視点に立ち、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう、寄り添った支援に努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、市民防災組織やその他関連事業者等と協力して、きめ細やかな支援を実施する。

復旧・復興では、適切かつ迅速な対応が重要となる。市民の生活に欠かせないライフライン施設の早期復旧は最優先事項であるとともに、一刻も早い被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適切な支援を行えるよう、災害発生前の平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整

備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、可能な限り事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく防災・減災対策の推進に当たっては、平成27（2015）年に開催された国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

第3節 高槻市の概況

第1 自然的条件

1 位置

本市は、大阪府域の北東端に位置し、南東及び南側は淀川をはさんで枚方市及び寝屋川市、北東は島本町、北側は京都府亀岡市及び京都市西京区、西側は茨木市及び摂津市に隣接している。本市の市街地の中心地の経緯度及び東西、南北の最大距離等は、次のとおりである。

地名	経緯度	最大距離	その他
高槻市桃園町2-1	東経 135° 37'	東西 10.4km	大阪から 21.2km
高槻市役所（本庁舎）	北緯 34° 50'	南北 22.7km	京都から 21.6km

2 面積

本市の面積は 105.29 km²で、府全体の 5.5%を占めている。

3 地勢

本市の北部は北摂山地に連なる山並みと丘陵、南部は山間から流れ出る芥川等によって形成される平野が広がり、淀川が市域の南の境になっている。最高の海拔はポンポン山の 678.7m、最低の海拔は淀川河川敷の 3.3m と、北高南低の地形となっている。

市域における河川は、本市の南東及び南側に沿って流れる淀川をはじめ、北から南へ流れる芥川、女瀬川、檜尾川等の一級河川が 12 河川、また、新川等の準用河川が 5 河川ある。

4 地質

北部の山岳地帯は、そのほとんどが固結した古生代の堆積物である丹波層群からなり、その南に位置する丘陵地は、新第三紀鮮新世末期から第四紀洪積世前期の堆積物である大阪層群によって構成され、富田台地は洪積世後期の富田れき層におおわれている。市域南部の淀川低地はその全域が沖積層である。

5 気象

令和 3 年における本市の年間平均気温は、摂氏 16.8 度前後で、湿度は 76%前後である。年間平均風速は 2.3m で年間を通じ異常気象時以外はあまり大差がない。年間雨量は、異常気象の有無により各年毎に異なるが、ここ 5 年間（平成 30 年～令和 4 年）の年間平均雨量は 1,298 ミリである。

第2 社会的条件

1 人口

令和5年3月末の高槻市の人口は34万8,020人（164,494世帯）である。

高槻市制施行時の昭和18年の人口は3万1,615人であった。昭和30年代後半から高度成長に伴う、ベッドタウン化が進み昭和38年に人口10万人を超えた。

その後、北部丘陵地の大規模開発が行われ人口急増期を迎えた。人口が10万人を超えてから、わずか6年後の昭和44年に20万人を、さらに4年後昭和48年には30万人を突破するという、全国でも有数の人口急増都市であった。

このような人口急増も、昭和46年の対前年増加率13.8%をピークにかげりを見せはじめ、昭和50年代に入ると微増状態で推移した。平成元年には、36万人に達したが、その後、平成7年をピークに微減状態となり、平成12年には36万人を、令和3年には35万人を下回った。

2 都市構造

昭和30年代前半、人口増加対策の一環として本市は工場誘致を行ったが、その後、京阪神を控えた住宅都市としての傾向を強く示し始めた。現在では名神高速道路以南から新幹線以北の市街地は、全域的に木造建築物が多く、建ぺい率が高い人口の密集した地域となっている。

3 土地利用の状況

[資料編 資101頁]

高槻市の全域が都市計画区域であり、全般105.29km²のうち市街化区域が約33.44km²であり、残り約71.85km²が市街化調整区域である。

土地利用の面からみると、市域の約51%を原野、山林が占める。

第4節 防災関係機関の業務大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力し、次に掲げる事務又は業務を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 防災関係機関の業務

1 高槻市

□全部局共通項目

<災害予防対策>

【各種災害共通】

- 緊急通行車両の事前届出に関する事

<災害応急・復旧対策>

【各種災害共通】

- 対策部（G）の運営・庶務（電話対応含む）に関する事
- 所管施設の臨時休館等の案内に関する事
- 通常業務の調整や中止の案内に関する事
- 職員の安否確認に関する事
- 所管施設の被害状況の調査及び緊急措置（公共土木施設等除く）に関する事
- 所管施設の復旧（公共土木施設等除く）に関する事

【風水害・土砂災害】

- 所管施設（浸水想定区域内）の重要物品や公用車等の移動に関する事
- 所管施設（浸水想定区域内）の閉鎖や職員の退避等に関する事
- 広域避難対応（大規模水害・土砂災害）時における他対策部の応援に関する事

□本部事務局 統括G（危機管理室、総務部法務ガバナンス室・総務課・契約検査課、総合戦略部市長室・広報室・財務管理室）

<災害予防対策>

- 市の防災対策の総合調整に関する事
- 気象予警報、災害情報の収集・伝達に関する事
- 市民防災組織の育成・支援に関する事
- 庁舎等の防災対策に関する事
- 防災資機材の備蓄、整備に関する事
- 防災に係る教育・訓練に関する事
- 災害対策の予算及び財政計画に関する事

<災害応急・復旧対策>

【各種災害共通】

- 防災行政無線の統括に関する事
- 市域の災害に関する情報の収集、伝達に関する事
- 避難情報の発令、解除に関する事
- 警戒区域の設定に関する事
- 災害応急対策全般の調整に関する事

- 各対策部との連絡調整に関する事
- 災害対策本部（災害警戒本部）の設置、廃止及び災害対策本部会議（災害警戒本部会議）の開催に関する事
- 災害救助法の適用手続に関する事
- 復興事業の企画調整に関する事
- 大阪府との連絡調整に関する事
- 防災関係機関との連絡調整に関する事
- 自衛隊との連絡調整に関する事
- 所管にかかる協定締結企業等との連絡調整に関する事
- 関係機関の応接、視察対応に関する事
- 災害対策部室の統括に関する事
- 災害弔慰金の支給に関する事
- 災害障害見舞金の支給に関する事
- 災害見舞金等の支給に関する事
- 災害援護資金の貸付に関する事
- 被災者生活再建支援金の受付、進達に関する事
- 報道機関との連絡調整に関する事
- 災害の記録に関する事
- 災害広報の実施及び総括に関する事
- 報道情報の収集に関する事
- 防災拠点の総合調整に関する事

【風水害・土砂災害】

- 広域避難対応（大規模水害・土砂災害）時における実施調整に関する事

【大規模火災】

- 火災警報の発令に関する事

□本部事務局 機動G（会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局）

＜災害応急・復旧対策＞

【各種災害共通】

- 各種緊急対応に関する事
- 広報車両による災害広報に関する事

□本部事務局 職員配備G（総務部人事企画室）

＜災害予防対策＞

- 職員の安否確認全般に関する事
- 職員の食料確保に関する事
- 職員の受援体制の整備に関する事

＜災害応急・復旧対策＞

【各種災害共通】

- 職員配備の連絡調整及び掌握に関する事
- 職員の人事管理に関する事
- 職員の食料の調達・配給に関する事
- 職員の被災状況の調査に関する事
- 他自治体等からの職員の受援に関する事

【風水害・土砂災害】

- 広域避難対応（大規模水害・土砂災害）時における避難者バス輸送体制（人員確保）に関する事

□本部事務局 方面G（総合戦略部みらい創生室・アセットマネジメント推進室、方面隊・第2方面隊）

＜災害予防対策＞

- 方面隊員との連絡体制の構築に関する事

＜災害応急・復旧対策＞

【各種災害共通】

- 方面部各地域における被害状況の情報収集に関する事
- 指定避難所の開設、誘導に関する事
- 指定避難所外の避難者の把握及び対応に関する事
- 避難所運営（方面隊・第2方面隊）に関する事
- 避難者名簿の作成及びとりまとめに関する事

□本部事務局 ICT基盤維持・復旧G（総合戦略部DX戦略室）

＜災害予防対策＞

- 全庁利用型ICT基盤等の防災対策に関する事
- 罹災証明書等の入力体制に関する事

＜災害応急・復旧対策＞

【各種災害共通】

- 全庁利用型ICT基盤の維持・復旧に関する事
- 防災に関連する情報システムやDX利活用に係る各対策部の支援に関する事
- 罹災証明書等の入力等の支援に関する事

□復旧部（都市創造部都市づくり推進課・審査指導課・住宅課・建築課・管理課・道路課・公園課・下水河川企画課・下水河川事業課、街にぎわい部農林緑政課）

＜災害予防対策＞

- 建築物等の防災指導等に関する事
- 建設型応急住宅の候補地に関する事
- 所管施設の防災対策に関する事
- 下水道施設の耐震化に関する事
- 浸水予防対策に関する事
- ため池防災に関する事
- 避難地や避難路の緑化等の整備に関する事
- 応急危険度判定体制の整備に関する事
- 宅地防災パトロールに関する事
- 山地災害危険地区の把握に関する事
- 治山事業の推進に関する事
- 治水事業の促進に関する事
- 土地改良事業に関する事

＜災害応急・復旧対策＞

【各種災害共通】

- 道路施設の被害状況の調査及び道路障害物の除去等の緊急措置に関すること
- 河川、水路、ため池施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 下水道施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 市営住宅の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 農道、林道の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 公園施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 道路施設の復旧に関すること
- 河川、水路、ため池施設の復旧に関すること
- 下水道施設の復旧に関すること
- 市営住宅の復旧に関すること
- 農道、林道の復旧に関すること
- 公園施設の復旧に関すること
- 雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の復旧に関すること
- 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅に関すること
- 公共住宅への一時入居措置に関すること
- 住宅に関する相談窓口の設置・運営に関すること
- 被災住宅の応急修理に関すること
- 住居障害物の除去に関すること
- 緊急交通路の確保に関すること
- 住宅復興計画の策定・推進に関すること
- 復興都市計画の策定・推進に関すること
- 被災建築物応急危険度判定に関すること
- 被災宅地危険度判定に関すること
- 公共建築物の応急危険度判定に関すること
- 被災公共建築物の設計・施工管理に関すること
- 農産物被害等の調査に関すること
- 農産物等の伝染病予防に関すること
- 宅地・建築物等の被害状況の確認及び相談に関すること
- 宅地・建築物等に関する関係機関との調整に関すること

【風水害・土砂災害】

- 浸水被害対策に関すること
- 土砂災害の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 道路等の通行止め措置に関すること
- 水防活動に関すること

【大規模火災】

- 消火用水の運搬支援に関すること

□市民生活対策部（市民生活環境部コミュニティ推進室・公民館・図書館・文化スポーツ推進課・人権・男女共同参画課・市民生活相談課・市民課・斎園課・環境政策課・資源循環推進課・清掃業務課・エネルギーセンター）

<災害予防対策>

- 所管施設の防災対策に関すること
- 防災資機材の備蓄、整備に関すること

- 市民防災組織との連携に関する事

<災害応急・復旧対策>

【各種災害共通】

- 災害廃棄物の受付、収集及び処理に関する事
- 遺体安置所の設営、管理に関する事
- 遺体の処置及び埋葬に関する事
- 消毒等の実施に関する事
- 災害用トイレの設置、し尿の収集及び処理に関する事
- 災害ごみ仮置き場の開設・運営に関する事
- コミュニティ組織との連絡調整に関する事
- コミュニティ組織に関する応急対応に関する事
- 住民の災害についての相談及び苦情受付に関する事
- 被災者支援窓口（センター）の設置・運営に関する事
- 被災者のための専門相談に関する事
- 防災拠点（所管施設）の開設に関する事

□物資支援対策部（街にぎわい部産業振興課・観光シティセールス課・文化財課・歴史にぎわい推進課・将棋のまち推進課、農業委員会事務局）

<災害予防対策>

- 所管施設の防災対策に関する事

<災害応急・復旧対策>

【各種災害共通】

- 備蓄物資及び救援物資等の在庫管理に関する事
- 協定による救援物資等の調達に関する事
- 救援物資等の受入れ及び仕分けに関する事
- 備蓄物資及び救援物資等の避難所への配送に関する事
- 備蓄物資及び救援物資等に係る避難者のニーズ把握に関する事
- 商工被害等の調査に関する事
- 商工業者に対する災害関係融資に関する事
- 文化財の被災状況の調査及び応急復旧に関する事

□被害調査部（総務部税制課・市民税課・資産税課・収納課）

<災害予防対策>

- 罹災証明書等の体制に関する事

<災害応急・復旧対策>

【各種災害共通】

- 罹災証明書等の受付・発行に関する事
- 罹災証明書等に係る被害認定調査に関する事
- 罹災証明書等の入力等に関する事
- 罹災証明書等の発行履歴情報の管理に関する事

【大規模火災】

- 火災状況の調査及びその受付の支援に関する事
- 火災に関する証明の入力、発行の支援に関する事

□民生・要配慮者対策部（健康福祉部地域共生社会推進室・福祉指導課・長寿介護課・生活福祉総務課・生活福祉支援課・福祉相談支援課・障がい福祉課）

<災害予防対策>

- 所管施設の防災対策に関する事
- 所管施設の入所者の避難計画に関する事
- 避難行動要支援者の把握と避難誘導體制の整備に関する事
- 要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の作成に関する事
- 二次避難所（福祉避難所）の体制確保に関する事
- ボランティア活動の環境整備に関する事

<災害応急・復旧対策>

【各種災害共通】

- 避難行動要支援者の安否確認、避難支援に関する事
- 避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供等に関する事
- 二次避難所（福祉避難所）の開設に関する事
- 福祉サービスの継続的提供及び社会福祉施設等への緊急一次入所等に関する事
- 要配慮者利用施設への情報伝達に関する事
- 関係施設（所管事業所等）の被害状況の調査に関する事
- 災害ボランティアセンターの開設・運営に関する事
- 義援金の受付及び配分に関する事
- 福祉的な支援が必要な人に対する避難所における生活環境の調整に関する事
- 福祉的な支援が必要な人に対する生活再建支援に関する事

□医療対策部（健康福祉部国民健康保険課・健康医療政策課・保健衛生課・保健予防課・健康づくり推進課、子ども未来部子ども保健課）

<災害予防対策>

- 所管施設の防災対策に関する事
- 医療体制の整備計画に関する事
- 要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の作成に関する事

<災害応急・復旧対策>

【各種災害共通】

- 救護対策本部（医師会等）との連絡調整に関する事
- 医療救護活動の統括に関する事
- 医療機関の被災状況の確認に関する事
- 救護所の設置・運営に関する事
- 医薬品等の確保・供給に関する事
- 要配慮者利用施設への情報伝達に関する事
- 被災者の健康維持に関する事
- 公衆浴場情報の提供に関する事
- 傷病者等の収容の要請、状況に応じた搬送手段の確保に関する事
- 病院情報の提供に関する事
- 食品衛生・環境衛生の監視に関する事
- 感染症対策等の防疫活動に関する事
- 動物の保護等に関する事
- 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の要請・受入れに関する事

- 医療ボランティアの受入れに関する事

□輸送部（交通部総務企画課・運輸課）

<災害予防対策>

- 所管施設の防災対策に関する事

<災害応急・復旧対策>

【各種災害共通】

- 避難者や被災者及び備蓄物資や救援物資等の輸送に関する事

【風水害土砂災害】

- 広域避難対応（大規模水害・土砂災害）時における避難者バス輸送体制（運行計画）に関する事

□給水部（水道部総務企画課・給水収納課・管路整備課・浄水管理センター）

<災害予防対策>

- 所管施設の防災計画に関する事

- 水道施設の耐震化に関する事

<災害応急・復旧対策>

【各種災害共通】

- 給水部災害時コールセンターの設置・運営に関する事

- 応急給水計画の作成及び実施に関する事

- 水質検査等に関する事

- 水道に係る広報に関する事

- 応急給水活動に関する事

- 水道施設の被害状況の調査及び緊急措置に関する事

- 水道施設の復旧に関する事

- 応急給水活動等に係る広域応援の要請・受入れに関する事

【大規模火災】

- 消火用水の確保支援に関する事

□消火・救助部（消防本部消防総務課・予防課・警防課・救急課・指令調査室・中消防署・北消防署）

<災害予防対策>

- 防災教育及び消防訓練に関する事

- 消防資機材等の点検及び整備に関する事

- 災害時用臨時ヘリポート及びランデブーポイントの選定に関する事

- 消防団及び市民防災組織との連携、指導に関する事

<災害応急・復旧対策>

【各種災害共通】

- 危険物等の防災措置に関する事

- 広域応援に関する事

- 火災の消火及び救急業務に関する事

- 倒壊家屋等からの救助に関する事

- 消防団との連絡調整に関する事

- 避難誘導に関する事

- 行方不明者の捜索の協力に関する事
- 市民防災組織との連携に関する事

【風水害・土砂災害】

- 水防に関する事

【大規模火災】

- 火災警報の発令に関する事
- 警戒区域（火災警戒区域）の設定に関する事
- 大阪市消防への要請に関する事
- 飛び火警戒に関する事
- 火災状況の調査及びその受付に関する事
- 火災に関する証明の入力、発行に関する事

□教育・子ども対策部（教育委員会事務局教育政策課・教育総務課・学校安全課・保健給食課・教育指導課・教職員課・教育センター、子ども未来部子ども育成課・保育幼稚園総務課・保育幼稚園事業課・保育幼稚園指導課・子育て総合支援センター・青少年課）

<災害予防対策>

- 学校園の防災計画に関する事
- 防災教育に関する事
- 学校園での防災訓練に関する事
- 所管施設の防災対策に関する事
- 要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の作成に関する事

<災害応急・復旧対策>

【各種災害共通】

- 指定避難所開設等に対する協力に関する事
- 学用品等の支給に関する事
- 大阪府教育委員会等との連絡調整に関する事
- 被災児童生徒の就学援助及び就学事務に関する事
- 小・中学校の児童生徒の安全確保に関する事
- 小・中学校の児童生徒の健康管理に関する事
- 小・中学校の児童生徒の応急給食に関する事
- 保育所・幼稚園・認定こども園の園児の安全の確保に関する事
- 要配慮者利用施設への情報伝達に関する事

□市議会事務局（議会事務局）

<災害予防対策>

- 市議会との情報共有体制に関する事

<災害応急・復旧対策>

【各種災害共通】

- 市議会議員の安否確認、情報共有及び窓口対応に関する事

2 大阪府

- 市町村等防災関係機関との調整に関する事

- 消火活動に係る広域応援に関する事
- 救助・救急活動に関する事
- 防災拠点の管理・運営に関する事
- 被害情報の収集・伝達に関する事
- 報道機関との放送協定に基づく緊急放送に関する事
- 災害救助法に関する事
- 被災者生活再建支援法に関する事
- 救助物資等の緊急輸送に関する事
- 義援物資に関する事
- 緊急調査員の編成に関する事
- 国・市町村との連絡に関する事
- 自衛隊との連絡、調整に関する事
- 他府県との相互応援に関する事
- 緊急時環境放射線モニタリングに関する事
- 国に対する緊急要望に関する事
- 復興に係る府政の総合企画及び調整に関する事
- 報道機関との連絡に関する事
- 災害時における他部局及び市町村の応援に関する事
- 被災市町村の行財政の指導、資金措置に関する事
- 災害時の緊急物資・資機材の調達に関する事
- 災害対策関係予算その他財務に関する事
- 府税の減免に関する事
- 災害広報に関する事
- 府民からの相談に関する事
- 物価の監視・安定に関する事
- 海外からの支援団の活動支援に関する事
- 外国政府関係機関等との連絡調整に関する事
- 府民への義援金に関する事
- 医療救護班の活動に関する事
- 監察医業務に関する事
- 救急医療体制の充実に関する事
- 救急医療情報センターの情報把握に関する事
- 災害時における保健衛生に関する事
- 防疫に関する事
- 災害時の遺体対策に係る火葬計画に関する事
- 粉乳の調達に関する事
- 食品衛生の監視及び感染症対策に関する事
- 水道施設の被害状況の把握に関する事
- 水道の広域応援の要請に関する事
- 飲料水の摂取制限等に関する事
- 水道施設の災害復旧事業計画に係る指導に関する事
- 災害時の緊急物資（生活必需品）の調達、あっせんに関する事
- 災害復旧時の復旧用資材の調達、あっせんに関する事
- 災害による離職者に対する就職あっせん及びその要請に関する事

- 被災事業者に対する雇用維持の要請に関すること
- 林野火災対策に関すること
- 復旧対策用木材の調達、あっせんに関すること
- ため池防災に関すること
- 農作物及び家畜の防疫等に関すること
- 動物の保護等に関すること
- 応急救助用食料の確保、調達に関すること
- 農林災害復旧補償に関すること
- 被災農林、漁業者に対する災害融資に関すること
- 廃棄物の処理に関すること
- 飲食物の摂取制限等に関すること
- 水防に関すること
- 道路交通の確保に関すること
- 公共土木施設等の二次災害の防止に関すること
- 斜面判定制度に関すること
- 災害復旧事業に関すること
- 災害復旧事業に係わる市町村指導に関すること
- 建築資材の調達協定に関すること
- 応急仮設住宅に関すること
- 応急修理に関すること
- 住宅金融支援機構等との連絡に関すること
- 建築物の二次災害の防止に関すること
- 宅地の二次災害の防止に関すること
- 住宅相談に関すること
- 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法に関すること
- 公営住宅復旧計画に関すること
- 住宅復興計画の策定・推進に関すること
- 被災住宅に対する災害特別融資に関すること
- 救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関すること
- 海務関係官庁との連絡調整に関すること
- 児童及び生徒の避難に関すること
- 被災児童及び生徒の就学援助に関すること
- 被災児童及び生徒の救護に関すること
- 指定避難所の開設等に対する協力に関すること
- 文化財応急対策に関すること
- 府直轄公共土木施設の防災対策に関すること
- 水防活動及び気象予警報等の伝達に関すること
- 災害予防対策、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関すること
- 府直轄の流域下水道施設の防災対策に関すること
- 用水路、ため池の防災対策に関すること

3 大阪府高槻警察署

- 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること

- 被災者の救出、救助及び避難指示に関する事
- 交通規制・管制に関する事
- 広域応援等の要請・受入れに関する事
- 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事
- 犯罪の予防、取締り、その他治安の維持に関する事

4 関西広域連合

- 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関する事
- 大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関する事
- 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関する事

5 指定地方行政機関

(1) 近畿地方整備局

- 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事
- 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事
- 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事
- 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関する事
- 直轄公共土木施設の復旧に関する事
- 緊急物資及び人員輸送活動に関する事
- 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関する事

(2) 近畿運輸局

- 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関する事
- 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関する事
- 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請に関する事
- 特に必要があると認める場合の輸送命令に関する事
- 災害時における交通機関利用者への情報の提供に関する事

(3) 大阪管区气象台

- 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達に関する事
- 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関する事

(4) 近畿総合通信局

- 災害時における電気通信の確保に関する事
- 非常通信の統制、管理に関する事
- 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事
- 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関する事

6 自衛隊（陸上自衛隊第3師団、第36普通科連隊）

- 災害派遣に関する事
- 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社（高槻駅）

- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
 - 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
 - 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
- (2) 阪急電鉄株式会社（高槻市駅）
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
 - 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
- (3) 西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）
- 応急復旧用通信施設の整備に関すること
 - 津波警報、気象警報の伝達に関すること
 - 災害時における重要通信確保に関すること
 - 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
 - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
 - 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること
- (4) 日本赤十字社（大阪府支部）
- 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること
 - 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
 - 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
 - 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
 - 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること
- (5) 日本放送協会（大阪放送局）
- 気象予警報等の放送周知に関すること
 - 指定避難所等への受信機の貸与に関すること
 - 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - 災害時における広報に関すること
 - 災害時における放送の確保に関すること
 - 災害時における安否情報の提供に関すること
- (6) 西日本高速道路株式会社（関西支社）
- 道路施設の応急点検体制の整備に関すること
 - 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
 - 被災道路の復旧事業の推進に関すること
- (7) 関西電力送配電株式会社（大阪北本部 高槻配電営業所）
- 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
 - 災害時における電力の供給確保に関すること
 - 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
- (8) 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）
- 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
 - 災害時におけるガスの供給確保に関すること
 - 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

- (9) KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 津波警報、気象警報の伝達に関する事
 - 災害時における重要通信確保に関する事
 - 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
 - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
 - 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事
- (10) 神安土地改良区及びその他の土地改良区
 - 農地及び農林業用施設の被害調査に関する事
 - 湛水防除活動に関する事
 - 被災農地、農林業用施設の復旧事業の推進に関する事
- (11) 淀川右岸水防事務組合
 - 水防活動の実施に関する事
- (12) 日本郵便株式会社近畿支社（高槻郵便局・高槻北郵便局）
 - 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事
 - 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事
 - 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事

8 団体及び重要施設等の管理者

- (1) 一般社団法人 高槻市医師会
 - 災害時における医療救護の活動に関する事
 - 負傷者に対する医療活動に関する事
- (2) 一般社団法人 高槻市歯科医師会
 - 災害時における医療救護の活動に関する事
 - 被災者に対する歯科保健医療活動に関する事
- (3) 一般社団法人 高槻市薬剤師会
 - 災害時における医療救護の活動に関する事
 - 医薬品等の確保及び供給に関する事
- (4) 高槻市コミュニティ市民会議
 - 各地区コミュニティ組織（地区防災会）への連絡調整に関する事
 - 各地区コミュニティ組織（地区防災会）が実施する防災活動の支援、協力、調整等に関する事
 - 平常時の防災予防活動、防災訓練、地区防災計画の策定等に関する事
- (5) 高槻市赤十字奉仕団
 - 災害時における救護、看護奉仕に関する事
 - 災害時における炊き出し奉仕に関する事
 - 災害時における被災者救援に関する事
- (6) 社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会
 - 災害時におけるボランティア活動に関する事
 - 災害時における生活救護、福祉の住民相談に関する事
- (7) 公益財団法人 高槻市都市交流協会
 - 所掌事務及びそれにかかる防災対策の実施に関する事
- (8) 社会福祉法人 高槻市社会福祉事業団
 - 所掌事務及びそれにかかる防災対策の実施に関する事

- (9) 公益財団法人 高槻市文化スポーツ振興事業団
 - 所掌事務及びそれにかかる防災対策の実施に関する事
- (10) その他、公共的団体及び防災上必要な施設の管理者
 - それぞれの所掌事務及びそれにかかる防災対策の実施に関する事
- (11) 一般社団法人大阪府トラック協会 河北支部 東三島輸送協議会
 - 緊急輸送体制の整備に関する事
 - 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事
 - 復旧資機材等の輸送協力に関する事

9 原子力事業者

- 特定事象（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関する事
- 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）への資料の提出に関する事
- 災害情報の収集伝達及び通報連絡に関する事
- 原子力緊急事態応急対策（原子力災害合同対策協議会への参加を含む。）の実施に関する事
- 緊急時環境放射線モニタリングへの協力に関する事
- 緊急時医療活動への協力に関する事

第5節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努める。

第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力を努める。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努める。また、災害応急対策若しくは災害復旧に必要な物資、資材若しくは役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策に協力するよう努める。特に、市の「公の施設」を管理する指定管理者については、管理施設の安全管理や利用者の安全確保等のほか、「公の施設」の管理者であることを鑑み、市が実施する災害対応にも積極的に協力するものとする。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努める。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第6節 計画の修正

高槻市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、市、府及び指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、国から府に対する助言等又は府から市に対する助言等を通じて、本計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

〔注記〕

本計画における用語について

- 住民・・・・・・・・市域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等を含める。
- 要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
- 避難行動要支援者・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。災害時要援護者と同義。
- 要配慮者利用施設・・社会福祉施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。
- 関西広域連合・・・・・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、市域は陸上自衛隊第3師団の警備区域として大阪府を担当しており、災害派遣を行った場合は第3師団長が災害派遣実施部隊長となる。
- ライフライン・・・・・・・・水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信、廃棄物処理の事業をいう。
- 災害時・・・・・・・・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

〔 第 2 編 災害予防対策 〕

第 1 章

防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

市及び防災関係機関は、組織動員体制及び防災拠点の整備を図るとともに、防災資機材の備蓄、訓練や研修の実施などを通じて、相互に連携しながら総合的な防災体制を確立する。

市、国、府及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧、復興のため、災害対応経験者など、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び府は、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第1 組織体制の整備

1 組織体制の整備

(1) 平常時から活動する組織

ア 高槻市防災会議

[資料編 資 37 頁他]

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、地域防災計画の作成及びその実施を推進するほか、防災に関する重要事項を審議するため、高槻市防災会議を設置する。

イ 防災対策官会議

平常時の機構における各部局の部長代理級職員を兼ねる防災対策官による防災対策官会議等を通じて、高槻市国土強靱化地域計画等に位置付ける防災施策を強力に推進するとともに、新たな施策に関する方向性の検討や部局横断的な調整を図る。

ウ 各対策部（G）庶務担当課

[資料編 資 49 頁他]

各対策部（G）の庶務担当課を定め、部（G）内における災害予防対策の調整・推進を図る。

(2) 災害時に活動する組織

ア 高槻市災害警戒本部

[資料編 資 43 頁他]

災害状況に応じて、直ちに災害警戒本部を設置し、必要に応じて会議を開催する。

(ア) 災害警戒本部の設置基準

<地震>

- 本市域で震度4を観測した場合
- 南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合
- 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合

<風水害・土砂災害>

- 市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合
- 小規模な災害等が発生した場合
- 本市域に気象警報が発表された場合

<大規模火災>

- 火災による延焼が拡大し、避難者対応のほか消防活動への支援が必要な場合
- 本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の発令が必要と判断する場合

<その他>

- 災害警戒本部の設置が必要な場合

(イ) 災害警戒本部会議の出席者

副本部長（両副市長）

本部事務局（危機管理監兼危機管理室長、総務部長、総合戦略部長）

第2編 災害予防対策
第1章 防災体制の整備
第1節 総合的防災体制の整備

復旧部（技監、都市創造部長）
民生・要配慮者対策部（健康福祉部長）
医療対策部（健康福祉部理事兼保健所長）
消火・救助部（消防長）
教育・子ども対策部（教育次長、子ども未来部長）
市議会事務局（議会事務局長）
その他、災害状況に応じて必要な対策部長

イ 高槻市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、市長は災害状況に応じて、直ちに災害対策本部を設置し、必要に応じて会議を開催する。

(ア) 災害対策本部の設置基準

<地震>

- 本市域で震度5弱以上を観測した場合
- 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表され、災害警戒本部会議で第1次防災体制の配備が必要と判断する場合
- 市内全域で被害が発生した場合

<風水害・土砂災害>

- 水害や土砂災害の危険度が、避難情報判断・伝達マニュアルにおいて避難情報の発令基準に達した場合
- 本市域に土砂災害警戒情報が発表された場合
- 本市域に特別警報が発表された場合
- 台風が大阪府に接近し、災害警戒本部会議で台風等初期避難場所の開設を判断する場合
- 淀川の氾濫など大規模水害・土砂災害が想定される場合
- 中小河川の氾濫、土砂災害など市内全域で被害が発生している場合

<大規模火災>

- 大規模火災の発生又はそのおそれが高まった場合

<その他>

- 市長が必要と認めた場合

(イ) 災害対策本部会議の出席者

本部長（市長）

副本部長（両副市長）

副本部長付け（教育長、企業管理者）

本部事務局（危機管理監兼危機管理室長、総合戦略部理事兼市長室長、会計管理者、総務部長(兼)、総合戦略部長）

復旧部（技監、都市創造部長）

市民生活対策部（市民生活環境部長）

物資支援対策部（街にぎわい部長）

被害調査部長（総務部長）

民生・要配慮者対策部（健康福祉部長）

医療対策部（健康福祉部理事兼保健所長）

輸送部（交通部長）

給水部（水道部長）

消火・救助部（消防長）

教育・子ども対策部（教育次長、子ども未来部長）
 市議会事務局（議会事務局長）

2 配備区分

(1) 職員の配備体制

[資料編 資 44 頁他]

市長は、次の配備区分に基づき指令する。

ア 地震

	配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
災害警戒本部	情報収集体制	・本市域で震度4を観測した場合	自動参集	①情報収集体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
		・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	自動参集	本部事務局の一部の職員
	警戒体制	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合	自動参集	①本部事務局の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
			追加指示	状況に応じて配備指示された職員
災害対策本部	第1次防災体制	・本市域で震度5弱を観測した場合	自動参集	①全ての対策部の一部の職員 ②全ての方面隊長、副隊長及び基地避難所の班長 ③災害対策本部会議 出席者
			追加指示	状況に応じて配備指示された職員
	第2次防災体制	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表され、災害警戒本部会議で第1次防災体制の配備が必要と判断される場合	指示	①全ての対策部の一部の職員 ②災害対策本部会議 出席者
			自動参集	全職員
		・市内全域で被害が発生した場合	指示	

イ 風水害・土砂災害

	配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
災害警戒本部	情報収集体制	・市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合	自動参集	情報収集体制対象対策部の一部の職員
		・小規模な災害等が発生した場合	指示	
	警戒体制	・本市域に気象警報が発表された場合	自動参集	警戒体制対象対策部の一部の職員
	—	・台風が大阪府に接近するおそれがある場合	指示	災害警戒本部会議 出席者
災害対策本部	第1次防災体制	・水害や土砂災害の危険度が、避難情報判断・伝達マニュアルにおける避難情報の発令基準に達した場合	指示	①全ての対策部の一部の職員 ②避難情報判断・伝達マニュアルに定める方面隊 ③災害対策本部会議 出席者
		・本市域に土砂災害警戒情報が発表された場合		
	第2次防災体制	・本市域に特別警報が発表された場合	追加指示	状況に応じて配備指示された職員
		・台風が大阪府に接近し、災害警戒本部会議で台風等初期避難場所を開設すると判断される場合		
第2次防災体制	・淀川の氾濫など大規模水害・土砂災害が想定される場合	指示	全職員	
	・中小河川の氾濫、土砂災害など市内全域で被害が発生している場合	指示	全職員	

ウ 大規模火災

	配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
災害警戒本部	警戒体制	・火災による延焼が拡大し、避難者対応のほか消防活動への支援が必要な場合 ・本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の発令が必要な場合	指示	①警戒体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
災害対策本部	第1次防災体制	・大規模火災の発生又はそのおそれが高まった場合	指示	①全ての対策部の一部の職員 ②火災状況に応じて配備指示された方面隊 ③災害対策本部会議 出席者
			追加指示	状況に応じて配備指示された職員

エ その他災害

地震、風水害・土砂災害、大規模火災以外の災害や、その他危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合は、市長が必要に応じて本部の設置及び配備体制等を定める。

(2) 組織動員体制の整備

災害時に応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう体制の整備を図る。

ア 各対策部で、公共交通機関が利用不可の場合における際の職員の通勤手段と時間、参集可能な人員の把握に努める。

イ 勤務時間外の災害発生時において、災害対策本部が設置されるまでの間は、消防本部指令調査室又は参集した災害対策本部事務局（危機管理室）が府及び防災関係機関との連絡調整を行う。

ウ 長期に及ぶ災害対策が必要な場合は、過度な長時間労働とならないよう勤務時間の取り扱いに留意するとともに、行政実務に精通した退職職員等と協働して応急・復旧対策に対処する体制を整備する。

エ 避難所開設が長期間となる場合や、応援が必要となる場合は、通常の方面隊に加え第2方面隊を活用することで、持続的な避難所運営体制を確保する。

オ 災害対策本部事務局の拠点設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、災害対策本部の適切な運営に努める。

(3) 府現地災害対策本部との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合、市は速やかに連絡調整の窓口を設置し連携を図る。

3 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

市及び府は、男女共同参画の視点からの災害対応の周知に関して男女共同参画担当部局と防災担当部局の連絡体制を構築するとともに連携し、平常時の防災対策や災害時における役割について、明確化しておくよう努めるものとする。

4 防災関係機関の連携

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第2 防災拠点の確保・充実

[資料編 資50頁]

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災拠点である司令塔機能を持つ災害対策本部の活動拠点や避難所をはじめ、府の広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した医療・救護の拠点、消防・警察・自衛隊・医療関係者、ボランティア活動等の人的応援、食料等の救援物資等の受援・活動拠点について、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう計画的に整備する。

また、各防災拠点において再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

第3 装備資機材等の備蓄

[資料編 資62頁他]

市は、応急対策や応急復旧、救助・救護活動を迅速に対応するため、必要な人材の確保、装備・資機材の整備、備蓄に努める。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。また、大規模な事故等の災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、市、府及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができる

よう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検及び補充交換を行い、保全に万全を期する。

3 資機材等の備蓄場所

総合センター、古曽部防災公園、安満遺跡公園、元障がい福祉課倉庫（旧かしのき園）、北消防署警手分署地下倉庫、高槻城公園芸術文化劇場倉庫及び59の小・中学校等の空教室やプレハブ倉庫等に分散して備蓄する。

4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類及び測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

5 水防に関する防災資機材の配備

[資料編 資 114 頁他]

市及び淀川右岸水防事務組合は、各水防倉庫に水防資機材を配備する。

第4 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、本計画や各種防災マニュアル等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

1 訓練種別

(1) 緊急参集情報等伝達訓練

速やかな災害対応を図るため、職員への緊急参集情報等の伝達訓練を行う。訓練に当たっては、伝達方法や内容も考慮して実施する。

(2) 図上訓練

災害の状況を机上において想定し、図面上での災害訓練を行う。災害の程度、時間、被害の場所等を設定し、それぞれの災害状況に対し、被害シミュレーションを行いながら災害対策を検討する。

(3) 実地訓練

図上訓練で想定した災害対策を具体的に実施・検証する訓練のほか、広域避難訓練や、防災関係機関が参加する大規模な訓練、地区コミュニティ組織や市民防災組織等と連携した市民避難訓練等を計画的に実施する。

2 留意事項

(1) 実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。

(2) あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間

の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

- (3) 業務継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。
- (4) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。
- (5) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (6) 大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努める。
- (7) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施に努める。
- (8) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

3 訓練項目

(1) 防災関係機関の訓練

- 災害対策本部設置運営訓練
- 地震情報及び災害情報の収集、伝達訓練
- 住民への広報訓練
- 避難誘導訓練
- 交通途絶による避難誘導訓練
- 消火訓練
- 人命救助訓練
- 医療・救護訓練
- 負傷者搬送訓練
- 方面隊配置訓練
- 応急給水訓練
- 避難所開設訓練
- 被害調査訓練
- 緊急物資等輸送・配布訓練
- 救護受入れ訓練
- 炊き出し訓練
- 応急復旧訓練（電気、ガス、水道、電話）
- その他

(2) 住民の訓練

- 情報収集伝達訓練
- 緊急避難訓練
- 広域避難地及び準広域避難地への避難訓練
- 避難所への避難訓練
- 初期消火訓練
- 人命救助訓練
- 応急救護訓練
- 負傷者搬送訓練
- 炊き出し訓練

- 避難所運営訓練
- その他

第5 広域防災体制の整備

市及び防災関係機関は、平常時から大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

第6 人材の育成

1 職員に対する防災教育

市は、「高槻市職員の防災意識に関する育成指針」に基づき、平常時から災害を意識するとともに、災害対応に使命感を持ち、「危機」に的確に対処できる能力を持つ職員を育成する。また、災害時における適正な判断力を養い、各従事者の安全確保や各対策部における防災活動の円滑な実施を期すため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知
- エ 国や府が実施する市幹部職員等を対象とした研修会等への参加
- オ 小規模災害対応時での実戦配備
- カ 被災自治体への災害派遣

(2) 教育の内容

- ア 高槻市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 緊急参集情報等の連絡体制
- ウ 地震災害・風水害・土砂災害・竜巻等の特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術（基本的な防災用資機材の操作方法等）
- カ 防災関係法令の運用
- キ 図上訓練の実施
- ク 体調管理や災害現場での安全確保に関する知識
- ケ 業務継続計画（BCP）や受援計画の確認等
- コ 職員自身による食料・飲料水の確保等
- サ その他、必要な事項

第7 防災に関する調査研究の推進

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、国及び府の防災計画に留意しながら、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 市の業務継続計画（BCP）の運用

南海トラフ地震、有馬高槻断層帯地震等の大規模地震や、大阪府北部地震等と同レベルの中規模地震が発生した場合、市庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、業務継続計画（BCP）に基づき、以下の方針により業務継続体制の向上を図る。

- (1) 大規模地震及び中規模地震での被害を最小限に留めるため、本計画に定める災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限に留めるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行い、その業務の継続を図るため、職員の参集状況を早期に把握するとともに、執務室や電源、多様な通信手段等の確保をはじめ、職員の水・食料の確保にも努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行う。
- (5) 大規模災害時において、子育て世代の職員が安心して災害対応業務に従事できるよう子どもの一時預かり体制の整備に努める。

2 市の体制

(1) 被災者支援システムの導入

市は、円滑な被災者支援が行えるよう、被災者支援システムの導入に努める。

(2) 業務継続の体制整備

市は、業務継続計画（BCP）において明らかとなった課題への対策の推進に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(3) 相互応援体制の強化

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 応援・受援体制の整備

市は受援計画に基づき、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備、輸送体制等について必要な準備を整える。また、訓練等を通じて総務省による応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(1) 受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、災害時に自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等への人的応援の要請・応援人員の受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・応援物資の受入れ
- オ 人的・物的資源の管理及び活用
- カ 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定
- キ 応援職員等の執務スペースの確保

第10 事業者、ボランティアとの連携

市及び府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取り組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と、高槻市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築する。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

[資料編 資 64 頁他]

市及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築に努める。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に高槻市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の活用を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める

1 高槻市災害情報共有システムの運用

高槻市災害情報共有システムを運用し、災害発生時における職員参集情報や被害情報、避難所状況等を一元的に管理するとともに職員間で共有し、迅速かつ適切な応急対策や市民への情報伝達につなげ、被害の拡大防止を図る。

2 大阪府防災情報システム（O-D I S）の運用

市は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、府と連携して防災情報システムを円滑に運用する。また、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等）
- (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

3 無線通信施設の整備

(1) 高槻市防災行政無線

災害時の迅速かつ正確な被害状況の把握と伝達を図るため、防災行政無線を整備・活用し、情報伝達体制を確立する。

(2) 消防救急無線

災害時の迅速かつ正確な情報伝達や多機能通信を行うため、消防救急無線を整備・活用し、情報伝達体制を確立する。

第2編 災害予防対策
第1章 防災体制の整備
第2節 情報収集伝達体制の整備

- (3) 消防無線・水道業務用無線・交通業務用無線
災害時、この無線を利用して、情報収集・伝達機能の強化を図る。
- (4) 大阪府防災行政無線
災害時、この無線を利用した府との情報連絡により、防災関係機関との連携を図る。

第2 情報収集伝達体制の強化

市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

1 情報収集伝達体制の整備

- (1) 市は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。
- (2) 市及び防災関係機関は職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。
- (3) 各対策部は、災害発生後、速やかに被害情報の収集を行い、災害対策本部に報告するものとする。また、防災関係機関やアマチュア無線クラブ等の協力も得ながら、被害状況の把握に努める。伝達に当たっては、高槻市コミュニティ市民会議への緊急連絡等や、市民防災組織等と連携をとりながら、防災行政無線、有線電話、ケーブルテレビ等多様な伝達手段を積極的に活用するものとする。

2 伝達手段の多重化・多様化

様々な環境下にある住民や職員に対し、避難情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。

- (1) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- (2) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）
- (3) テレビ
- (4) ラジオ
- (5) Lアラート（災害情報共有システム）
- (6) ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール
- (7) アプリケーションサービスプロバイダサービス（ASPサービス）
- (8) ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）
- (9) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）
- (10) ワンセグ、フルセグ など

第3 災害広報体制の整備

市及び府をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、様々なツールを活用し、正確かつきめ細かな情報を提供するよう努める。

また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

さらに、市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情

報の収集・精査等を行う場合に備え、府等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

1 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への災害情報の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

ア 台風接近時の広報

- (ア) 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- (イ) 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- (ウ) 鉄道等の交通機関の運行情報等

イ 地震発生直後の広報

- (ア) 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波情報（津波の規模、到達予想時刻等）・気象の状況
- (イ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (ウ) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (エ) 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起等

ウ 風水害発生直後の広報

- (ア) 気象等の状況
- (イ) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (ウ) 土砂災害（二次的災害）の危険性等

エ その後の広報

- (ア) 二次災害の危険性
- (イ) 被災状況とその後の見通し
- (ウ) 被災者のために講じている施策
- (エ) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- (オ) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (カ) 交通規制情報
- (キ) 義援物資等の取扱い等

(2) 広報の方法

ア 広報誌の内容変更・臨時発行

イ 広報車による現場広報

ウ 防災行政無線による地区広報

エ 指定避難所への職員の派遣、広報誌・チラシの掲示・配布

オ 新聞、テレビ、ホームページ、SNS等による広報

カ ケーブルテレビ等への情報提供

キ 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報

ク 高槻市コミュニティ市民会議への緊急連絡等による災害情報の伝達

2 広報体制の整備

- (1) 災害時の広報については、災害対策本部で一元化を図り、災害情報の収集・総括・報告にあたるとともに、円滑な災害広報に努める。
- (2) 災害広報は、発生後の時間経過に応じ、迅速かつ的確な情報提供を行う。
- (3) 広報文案を事前に準備するとともに、習熟に努める。
- (4) 防災行政無線による放送や市民防災組織等との連携による地域住民への災害情報の伝達、災害広報車両による災害情報の提供など、効率的・効果的な災害広報を行う。
- (5) 視覚障がい者及び聴覚障がい者に対しては、電話やファクシミリ、点字広報、手話等により情報提供を行う。
- (6) 無線放送施設・関係資機材等の整備・充実を図る。
- (7) 防災情報を発信するため、市ホームページ等の防災情報の充実を図るとともに、アクセス集中により閲覧不能とならないようサーバーの性能向上やアクセス負荷の軽減を図る。

3 報道機関との連携協力

市は、必要に応じて災害時の情報を、原則、北摂記者クラブに対して情報提供を行う。ただし市民に危険が迫っている等、公益上早急に情報を周知する必要がある場合は、適時報道機関に情報提供を行う。また、報道機関からの問合せに対し、都度対応することが非効率となった場合や、報道機関から会見の要望があった場合、災害対策本部会議等で対応を決定し会見を行う。

4 災害時の広聴体制の整備

市は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリを設置するほか、被災者支援総合窓口の設置体制を整備する。

5 停電時の住民への情報提供

市、府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

6 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう努める。

第4 高槻市議会との連携等

1 市議会との連携

災害時における市議会が実施する市災害対策本部に対する側面的な支援等や、必要に応じた会議及び委員会等の開催に対し連携を図るとともに、平常時において実施する市議会の防災訓練や研修会など市議会議員の防災知識の普及・啓発において連携を図る。

2 市議会との情報共有

災害時における市議会への情報提供や、市議会が情報収集した市民の被災情報など、市議会事務局を通じて情報共有を図る。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

市は、被害を最小限に留めるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

市は、国や府と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進する。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力を努める。

なお、市は、警察官、消防職員、消防団、市民防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 消防力及び応援体制

大規模災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実

[資料編 資 80 頁他]

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に基づき消防署所を配置し、地震や水害などの大規模災害発生時、消防署所の機能維持に必要な施設や設備等を整備するとともに、消防車両などの消防施設、通信指令機能の強化を図るための消防設備、映像情報やICT技術を活用した情報収集体制、ドローンの効果的な運用など、総合的な消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

[資料編 資 85 頁]

ア 「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき、消火栓を配置する。

イ 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

ウ 消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を行うため、初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの更なる充実強化を図る。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入、各種事業所等に対する活動協力要請などにより、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

[資料編 資 83 頁]

ポンプ器具庫の長寿命化について検討するとともに、消防車両・小型動力ポンプ等消防施設の強化促進や消防団の活動状況を踏まえた各種資機材の整備及び安全装備品の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては市民防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

第2編 災害予防対策
第1章 防災体制の整備
第3節 消火・救助・救急体制の整備

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度な知識、技術及び災害現場における安全確保、体調管理等に関する知識の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

2 広域消防応援体制の整備

[資料編 資 51 頁他]

大規模災害の発生に備え、消防相互応援協定の締結に努めるほか、緊急消防援助隊との連携や応援部隊受入れ体制の整備に努める。

3 消防の広域化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、関係市町とも連携を図りつつ消防の広域化を検討する。

4 消防・救急デジタル無線の保全・整備

消防機関は、消防・救急活動における情報取扱いの一層の適正化及び通信の高度化に資するよう消防・救急デジタル無線の保全・整備に努める。

第2 連携体制の整備

市は、府、他市町村、府警察、自衛隊と平常時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ継続して適切に行えるよう、医療関係機関との連携のもとに、災害時医療体制を整備する。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、被災地の住民に医療を提供し、被災者の保護を図るための活動である。医療救護活動の中核として、高槻市医師会・高槻市歯科医師会・高槻市薬剤師会は、震度5強以上の地震が発生した場合又は高槻市災害対策本部からの要請があった場合、保健センター内に救護対策本部を設置し、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を提供できるよう、体制を整える。

また、府が調整する災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む。）に対して適宜助言及び支援を求める。

1 現地医療活動

被災者の応急手当あるいは一次医療は、医療救護班が救護所において次のとおり実施する。

また、救護所開設等の判断基準などについて、被害の状況に応じて判断できるよう弾力性のあるマニュアルを整備する。

(1) 救護所での活動

救護所では、主として被災者の傷害程度に基づく治療の選択（トリアージ）や搬送前の応急処置、軽症者の治療を行う。

(2) 救護所の考え方

診療所・医院での診療活動は行わず、それぞれの医師・看護師は、あらかじめ指定された救護所に出向し救護にあたる。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者への二次医療又は三次医療を提供するため、拠点病院等災害医療機関を中心に、次のとおり実施する。

(1) 特定の医療機関へ患者が集中しないようできるだけ多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(2) 医療機関を機能別・地域別に体制化し、重症度、緊急度に応じた適切な患者の搬送、受け入れを行う。

(3) 被災地域内で対応困難な重症患者は、府が設置する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）と連携し、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊ヘリなどの航空機等によりできるだけ早く被災を免れた（被災地域内外を問わない）医療機関へ搬送し、治療する。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、災害時における医療活動を円滑に行うため、救護対策本部と連携して医療情報の収集伝達を行う体制を整備する。

1 情報の収集及び伝達等

災害対策本部が設置されると同時に、市と救護対策本部は連携して、情報の収集・伝達等の初期活動を開始する。

2 大阪府救急・災害医療情報システム

災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し発信できるよう大阪府救急・災害医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）を災害対策本部などに整備する。また、市、府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、大阪府救急・災害医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 通信機能への対策

通常の有線通信が不通になった場合の対策として、救護対策本部・各救護所などに無線局開設に要する機器一式をあらかじめ設置するなど、代替手段の確保に努める。

第3 現地医療体制の整備

1 医療救護班の種類と構成

市は、救護対策本部と連携して、救護所等において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。また、救護対策本部は大阪府のDMA T調整本部とDMA Tの派遣、活動内容等について調整し、医療活動を実施できるよう体制を整備する。なお、その調整に当たっては府が調整する災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

(1) 医科医療班

高槻市医師会が派遣する医師、看護師で構成する。災害発生と同時に、各診療所での診察を行わず、あらかじめ決められた救護所に出向し、救護活動を行う。

(2) 歯科医療班

高槻市歯科医師会が派遣する歯科医師、歯科衛生士等で構成する。災害発生と同時に、高槻市立口腔保健センターに出向し、救護活動を行う。

(3) 薬剤師班

高槻市薬剤師会が派遣する薬剤師で構成し、災害発生と同時に、あらかじめ決められた救護所で活動する。

2 救護所の設置

[資料編 資 86 頁他]

市内の指定避難所の中から9か所（別表の1）と市救護拠点病院7か所（別表の2）をあらかじめ指定しておき、救護所を設置する。また、歯科救護所は高槻市立口腔保健センターに設置する。

別表

<p>1 救護所一覧（指定避難所に併設）</p> <p>北清水小学校 日吉台小学校 南平台小学校 郡家小学校 高槻小学校 五百住小学校 三箇牧小学校 五領小学校 芝生小学校</p>	<p>2 市救護拠点病院兼救護所一覧</p> <p>高槻赤十字病院 北摂総合病院 大阪医科薬科大学三島南病院 みどりヶ丘病院 高槻病院 第一東和会病院 うえだ下田部病院</p>
--	--

3 応援の要請

市と救護対策本部だけで、十分対応できない場合は、府及び日本赤十字社大阪府支部に派遣要請を行う。

第4 後方医療体制の整備

市及び高槻市医師会は、後方医療体制を機能別・地域別に次のとおり定める。

1 市救護拠点病院

〔資料編 資86頁〕

市は、各救護所から搬送される入院を要する患者を受け入れるため、あらかじめ二次後送病院として、市内の病院の中から7か所を市救護拠点病院に指定する。

2 大阪医科薬科大学病院（災害拠点病院）

救護所・市救護拠点病院で治療困難と判断された最重篤患者等を搬送する医療機関は、大阪医科薬科大学病院とする。また、DMAT等の受入・派遣、傷病者等の受入れ及び広域搬送への対応を行うため、府が災害拠点病院として指定している。

3 高槻市災害医療センター

〔資料編 資86頁〕

市災害医療センターは、保健センター等とし、このうち保健センターについては医療機関間の調整・バックアップ等を行う機関とする。

第5 医薬品等の確保体制の整備

市は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材の確保体制を整備し、供給活動を行う。

第6 患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療救護班、医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、搬送の手段、方法を確立する。

1 患者搬送

市は、府と協力し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府救急・災害医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

市は、医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

市と救護対策本部は、専門医療を必要とする疾病及び心のケアについては、災害の状況により、特定診療災害医療センター、各専門医療機関等と協議し対応する。

第8 関係機関協力体制の確立

市は、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

高槻市医師会は、市と協力し、防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制の整備

市及び防災関係機関は、災害発生時における救助・救急・消火・医療の諸活動及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1 陸上緊急交通路の選定

(1) 広域緊急交通路（府で選定）

大阪府地域防災計画による広域緊急交通路として、高槻市では名神高速道路、新名神高速道路、国道171号、国道170号、主要地方道大阪高槻京都線、主要地方道伏見柳谷高槻線が選定されている。

(2) 地域緊急交通路（市で選定）

[資料編 資90頁]

広域緊急交通路と防災拠点等を連結する地域緊急交通路として、市内の25路線（延長54.8km）を選定する。

2 陸上緊急交通路の整備

大阪府地域防災計画、高槻市地域防災計画により選定された緊急交通路について、緊急交通路の管理者は平常時からこれらの安全性を監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集や応急点検の体制の整備に努める。

3 陸上緊急交通路の住民等への周知徹底

市及び防災関係機関は、災害時に緊急交通路の機能を発揮させるため、平常時から住民及び緊急輸送活動関係機関へ緊急交通路の周知に努める。

4 重要物流道路の指定

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。市内では、国道171号が重要物流道路、名神高速道路・新名神高速道路が代替・補完路として指定されている。

第2 航空輸送体制の整備

[資料編 資91頁他]

地上の輸送活動が不可能又は非効率な場合若しくは孤立した地域への輸送が必要な場合は、救護・救助活動、物資搬送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を実施するため、災害時用臨時ヘリポートを指定するとともに、大阪府ドクターヘリ要請基準による要請に必要な場合のためのランデブーポイントを指定する。

1 ヘリポートの報告

市は、新たにヘリポートを選定した時、又は報告事項に変更（廃止）が生じた場合は府へ報告する。

2 ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平常時から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮する。

第3 水上輸送体制の整備

市及び関係機関は、陸路の交通が遮断された場合の河川の利用のため、緊急物資の水上輸送が可能な場所を選定し、臨時船着き場等の整備を推進する。

第4 輸送手段の確保

輸送手段の確保については、次のとおりとする。

1 市の所管する車両

[資料編 資 89 頁]

市の所管する車両については、原則、災害対策基本法第76条1項の規定に基づく通行禁止等の交通規制が実施された場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するための通行を確保するため、平常時のうちに緊急通行車両等として申請手続きを行い、事前に緊急通行車両の標章・証明書の交付を受け、緊急輸送対策の確保を図る。

2 高槻市自動車運送事業（交通部）の車両

大型バス等については、広域避難（大規模水害・土砂災害）時の避難者輸送や、施設間の被災者を含む人員、物資の輸送活動を実施するための体制の整備を行う。また、身体障がい者等の避難行動要支援者の施設間搬送を実施するために有効な低床バスの導入に努める。

3 事業者の車両

市、国（国土交通省等）及び府は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努める。この際、市及び府は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。さらに、平常時のうちに緊急通行車両等の申請手続きができるよう努める。

第5 交通規制・管制の整備

市及び国・府の道路管理者は、災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく交通規制を実施するため必要な資機材を整備する。

第6節 避難受入れ体制の整備

市は、災害から住民等が身の安全を確保することができる場所として、「一時避難地」、「広域避難地」、「準広域避難地」、「指定避難所」、「指定緊急避難場所」等を指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 避難地、避難路の選定

1 地震・火災時の避難地及び避難路の選定

(1) 一時避難地

火災発生時や地震発生後の地震活動等の二次災害に備えて近隣の学校グラウンド、公園、その他の空地を一時避難地とする。

(2) 広域避難地

[資料編 資 92 頁]

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民等の安全を確保できる場所を広域避難地として12か所選定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）

イ 周辺地域に耐火構築物が存在するか、延焼火災に対し有効な遮断ができる、概ね10ヘクタール以上の空地

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（イに該当するものを除く）

※本市においては、イの基準による広域避難地12か所の他に、延焼火災に対し有効な遮断ができる、概ね2ha以上の空地を「準広域避難地」として4か所選定している。

(3) 接続避難路

[資料編 資 93 頁]

広域避難地（準広域避難地を含む）へ通じる避難路を選定する。

ア 原則として幅員が15m以上の道路（ただし、沿道に有効な遮断帯が存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には幅員10m以上の道路）又は幅員10m以上の緑道

イ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと

ウ 水利の確保が比較的容易なこと

エ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

第2 避難地及び避難路の安全性の向上

市及び防災関係機関は、一時避難地、広域避難地及び避難路を避難行動要支援者に十分配慮して整備し、消防水利の確保なども含め総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難地

- (1) 周辺の緑化の促進
- (2) 複数の進入口の整備

2 広域避難地

- (1) 避難地標識（誘導標識を含む）の設置
- (2) 非常電源付き照明・放送施設の整備促進
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 接続避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等の推進

第3 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所等を指定する。その際、感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め保健所と連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、防災啓発冊子やホームページ、市広報誌その他の手段により、指定避難所等の場所や、指定避難所と指定緊急避難場所の役割の違いをはじめ、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることや、避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難先として選択すべきことについて、平常時から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを周知する。

また、市は、避難者等の発生規模と指定避難所や応急仮設住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空き家・空き室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、災害のリスクを踏まえ自宅での生活が可能な者に対する在宅避難へ誘導するなど、避難者の受入れ体制の確保を図る。さらに、災害時には、指定避難所の開設状況や混雑状況等をホームページ等で情報提供を行う。

1 指定避難所等の指定

[資料編 資 94 頁他]

市は、指定避難所の非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、再生可能エネルギーや電動車の活用を含めた非常用発電設備等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

なお、指定避難所としての収容面積は、避難者一人あたり 1.65 m²として算定するが、避難所開設期間が長期に及ぶ場合は、避難者の生活環境を確保するため、出来る限りスペースの確保に努める。また、緊急避難場所としての収容面積は、災害の緊急度や避難者の混雑状況によって専有される面積は変化することから、避難者一人あたり 1.00 m²として算定する。

- (1) 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

- (2) 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある次の施設を中心に指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するため、相談等の支援体制確保について配慮する。
- ア 指定避難所兼指定緊急避難場所
- (ア) 市立小中学校（校舎含む）
 - (イ) 市立公民館等
 - (ウ) コミュニティセンター
- イ 指定緊急避難場所
- (ア) 支所、幼稚園等
 - (イ) 府立・私立高校、大学等
- (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から保健所と連携して、必要な場合には、指定避難場所以外の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- (5) 保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。
- (6) 放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査する。

2 要配慮者に配慮した施設の整備等

市は、要配慮者が避難所生活において支障がないよう指定避難所については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づき、スロープや障がい者用トイレの設置等をすでに行っているが、バリアフリー化されていない指定避難所については、今後とも計画的な整備に努める。また、障がい者等が落ち着ける環境を工夫すること、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、様々な対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。さらに、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮することや、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

3 指定避難所等の管理運営体制の整備

市は、策定した「避難所運営マニュアル作成モデル」に基づき、市民防災組織等が主体となって検討する指定避難所の避難所運営マニュアルの作成を促進するなど、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 指定避難所等は、原則あらかじめ指名された方面隊員が、配備指令に基づき開設する。ただし、勤務時間内に開設する場合で緊急を要する場合は、対象となる施設の職員で開設し、方面隊員は速やかに避難所に参集し引き継ぐ。
また、水害・土砂災害に関する避難情報を発令する場合、災害対策本部を立上げ、指定避難所等の開設準備を行う。
- (2) 施設管理は、施設管理者と方面隊が協力して行う。
- (3) 市災害対策本部と指定避難所等の連絡、伝達等においては、高槻市災害情報共有システム等を活用する。また、不通時を想定し防災行政無線の取扱い等を把握し備える。
- (4) 指定避難所の運営については、阪神・淡路大震災や東日本大震災等において行政主体の運営は困難であることが明らかとなったことから、地域住民が主体的に指定避難所の管理・運営に携われるよう当該地区の市民防災組織等との連携により行うこととし、その時、年齢や性別などの立場に応じたニーズに配慮できる運営体制づくりに留意する。また、市及び各指定避難所の運営者は、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。なお、各指定避難所の方面隊に1名以上の女性職員を配置するよう努める。
- (5) 避難行動要支援者を対象とした二次避難所（福祉避難所）の運営については、市災害対策本部と、あらかじめ指定された施設の代表者との連携により行う。
- (6) 指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第4 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、大阪管区气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成するとともに、住民に対し、水害・土砂災害ハザードマップや防災啓発冊子等を通じて周知及び意識啓発に努める。

また、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国〔国土交通省、気象庁〕及び府は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

1 避難情報判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域内外の河川特性等を考慮し、国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、水害、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。
- (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの気象情報を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。
- (3) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市及び府は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (2) 市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

第5 避難誘導體制の整備

1 市及び防災関係機関

市は、災害時に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ検討するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を住民等に対して周知徹底を図るための措置を講じる。また、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。なお、地域版ハザードマップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市は、指定緊急避難場所の誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、市と府は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8 2 1 0）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9 0 9 8）」を用いるよう努める。

市及び防災関係機関は、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導には、健康状態、日常生活動作の状況等に十分配慮する。特に集団避難が行えるよう、各種地域住民組織と連携した体制づくりに努める。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設や、施設間の連絡・連携体制について、一斉メール配信や複数の通信手段による連絡体制の整備などに取り組む。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下施設、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第6 広域避難体制（大規模水害・土砂災害時）の整備

市は、淀川の氾濫等に備え、気象状況や降雨の規模、水位予測等の様々な事象を総合的に判断し、先を見越した防災体制の構築や避難情報を発令するなど、大規模水害・土砂災害時の対応について、国・府、学識経験者等の協力を得て、タイムラインの作成や判断基準を検討するとともに、市民への周知を図り、広域避難体制を構築する。また、避難のタイミングを逸した住民等が、浸水想定区域外にある指定緊急避難場所等への立退き避難や、想定浸水深以上の居室等への屋内安全確保ができない場合に、命を守る退避施設として「洪水時緊急安全確保施設」の確保に努める。

さらに、府と協力し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第7 被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の整備

市は、住民の安全確保を図るため、府や建築関係団体と連携しながら、地震により被災した建築物や宅地の危険度の判定を早期に実施できるよう二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。また、市域全体の情報収集を的確かつ早急に判断するため、職員のパトロールをはじめ、他組織や市民等から情報収集を行うとともに、平常時から罹災証明との違いなど危険度判定について市民へ周知を行う。

1 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成

建築関係団体と連携して、府が開催する講習会を受講し、判定士の養成、登録に積極的に取り組む。

2 実施体制の整備

市は、判定主体として資機材の整備、判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

3 制度の普及啓発

府や建築関係団体と協力し、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

4 判定コーディネーターの養成

市に設置する判定実施本部で指導・指示できる実施本部員の確保を図る。

第8 応急仮設住宅等の事前準備

[資料編 資60頁]

1 建設型応急住宅建設候補地の事前選定

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅等や、民間賃貸住宅を借り上げる賃貸型応急住宅の供与も併せて、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努めるなど、総合的に、被災者の応急的、一時的な住宅の確保に努める。また、あらかじめ各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中から、建設型応急住宅の候補地を選定し、災害時において円滑に利用が図られるよう障害物やライフライン施設の有無などの把握に努める。

2 被災住宅の応急修理等の体制確立

市は、被災住宅の応急修理等を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体との協定を締結するよう努める。

第9 斜面判定制度の活用

市は住民の安全確保を図るため、砂防関係団体と連携しながら、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

第10 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行システムの運用等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の人的・物的な実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定部局と情報連携して住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するよう努める。

第11 災害ケースマネジメント体制の整備

地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第7節 緊急物資確保体制の整備

市及び防災関係機関は、災害により家屋の損壊、滅失、浸水、流失等の被害を受け、水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄し、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄に配慮するなど体制の整備に努める。

第1 給水体制の整備

[資料編 資 55 頁他]

市は、非常用飲料水等を確保するため次のことを行う。

1 給水拠点等の整備

(1) 給水拠点（浄水場等）

災害時に水道の基幹施設である浄水場等から給水車等による応急給水体制の整備を図る。

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽等

災害時における水道管破損等による断水・濁水に対応するため、広域避難地等に設置された耐震性貯水槽等からの応急給水体制の整備を図る。

2 応急給水用資機材等の整備・点検

給水車等、仮設給水栓、エンジンポンプ、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の充実を図るとともに、災害時に迅速な対応ができるよう定期的な整備・点検を行う。

3 応援体制の整備

災害時に応急給水及び水道施設等の応急復旧への協力を要請するため、全国水道事業体による相互応援の仕組みが構築されている日本水道協会との連携を始め、関係団体等との協定により応援体制の整備を図る。

4 広報体制の整備・強化

(1) 平常時における広報

広報誌や市ホームページ等により、災害時に向けた飲料水等の備えについて広報体制の強化を図る。

(2) 災害時における広報

平常時の広報手段に加えて、SNS等により応急給水・応急復旧に係る情報及び断水・濁水に係る情報について広報体制の整備を図る。また、住民組織等との連携強化等により情報を迅速に発信できるよう努める。

5 災害時コールセンターの設置

災害時の給水に係る住民等からの電話による問合せや情報提供について、窓口の一元化を図るため、必要に応じてコールセンターを設置する。

6 応急給水体制の強化

災害時における指定避難所等での応急給水については、地域住民が設置する簡易貯水槽の組み立て方法等について方面部と連携しながら、訓練等により地域住民へ周知を図り、応急給水体制の強化を図る。

7 井戸水による生活用水の確保

災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

[資料編 資59頁]

市は、府及び防災関係機関、応急物資協定企業と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達に当たっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

1 重要物資の備蓄

市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で1:1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

本市では、想定される地震のうち、最も避難所生活者数が多い直下型地震である有馬高槻断層帯地震に基づき必要量の算出を行う。

2 その他の物資の確保

国、府からのプッシュ型配送物資を含め、下記の物資の確保に努める。

- (1) 精米、即席麺等の主食
- (2) ボトル水・缶詰水等の飲料水
- (3) 野菜、漬物、菓子類など
- (4) 被服（肌着等）
- (5) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (6) 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (7) 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）
- (8) 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
- (9) ブルーシート、土のう袋
- (10) 仮設風呂・仮設シャワー
- (11) 簡易ベッド、間仕切り等
- (12) 要援護高齢者・障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）
- (13) 棺桶、遺体袋 等

3 備蓄・供給体制の整備

避難者のニーズに沿った物資配送の円滑化や初期におけるプッシュ型配送物資など物資輸送体制を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システムの適切な運用など関係対策部と情報の共有、連携の強化を図る。また、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整

第2編 災害予防対策
第1章 防災体制の整備
第7節 緊急物資確保体制の整備

備に努め、民間事業者との協定等により物資の確保を図るとともに、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。さらに平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(1) できる限り指定避難所等やその周辺にて備蓄倉庫を確保（分散備蓄品）

総合センター、古曽部防災公園、安満遺跡公園、元障がい福祉課倉庫（旧かしのき園）、北消防署磐手分署地下倉庫、高槻城公園芸術文化劇場倉庫及び59の小・中学校等の空教室やプレハブ倉庫等

(2) 備蓄物資の点検及び更新

(3) 定期的な流通在庫量の調査の実施

(4) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）

(5) 救援物資の受援拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

第8節 ライフライン確保体制の整備

市及び防災関係機関は、災害により被害を受けたライフライン施設について速やかに復旧を進めるとともに、応急復旧による供給機能の維持、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第1 水道（市）

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 管路の複線化やループ化によりバックアップ機能を強化する。
- (2) 基幹管路及び医療救護活動を担っている拠点病院や救護所等の重要給水施設に至る管路について耐震化を推進する。
- (3) 職員配備体制等の災害時マニュアルを最新情報に更新する。
- (4) 施設図、管路図等について最新情報に更新する。

2 災害対策用資機材の整備

災害時、浄水場における浄水処理能力の確保を行うための薬品類、その他、施設及び管路の応急復旧に必要な資機材の整備に努める。

3 防災訓練の実施

水道施設の早期復旧及び水道水の安全供給のため、府、市等主催の訓練等へ参加するなどして、破損水道管の復旧、応急給水訓練等を行う。

また、市民防災組織等と協働して応急給水訓練を行う。

4 応援体制の整備

災害発生時速やかに応急復旧を行うため、日本水道協会や、関係団体との協定等に基づき資機材等の応援体制の整備、強化に努める。

第2 下水道（市）

下水道施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施するために防災体制の整備を行う。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害の発生しやすい箇所、設備・管渠の老朽箇所について、平常時から把握に努め対策を講じる。
- (2) 応急復旧が迅速に行えるよう施設図、管路図を整備する。

2 災害対策用資機材の整備

特に防護の必要性のある施設、機器類については資機材を備蓄し、応急復旧が迅速にできるように努める。

3 防災訓練の実施

水道の復旧に合わせた下水道施設の早期復旧を図るため、復旧訓練等を行う。

4 協力応援体制の整備

災害発生時速やかに応急復旧を行うため、日本下水道事業団や関係団体との協定等応援体制の整備、強化に努める。

第3 電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部 高槻配電営業所）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平常時から防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等、相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平常時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備等、情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図

上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定制、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両等の申請手続きの迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害対策用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。また、電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材、物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 応急復旧等を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保

- エ 各種災害対策用機器の操作
- オ 電気通信設備等の災害応急復旧
- カ 消防及び水防
- キ 避難及び救護

(2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、施設の被害状況及び今後の状況について広報を行い、住民の不安の解消に努める。

- 1 市は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力送配電株式会社並びに大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第7 倒木等への対策

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた府との相互連携の拡大に努める。また、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

第9節 交通確保体制の整備

鉄道並びに道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、体制の整備に努める。

第1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）

鉄道事業者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備に努めるとともに、災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

第10節 避難行動要支援者への支援体制の整備

市及び防災関係機関は、地域で避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係団体、地域住民、ボランティア団体等と連携し、災害時の情報提供、避難誘導など様々な場面において、避難行動要支援者に配慮した対策を行うための体制の整備に努める。

第1 避難行動要支援者（災害時要援護者）に対する支援体制整備

市は、災害時要援護者支援マニュアル等に基づき、災害時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、体制の整備に努める。

1 避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）の作成と提供

市は、災害時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、介護保険の要介護4・5の認定を受けた者、ひとり暮らし高齢者（75歳以上）、身体障がい者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者について、関係課が保有する以下の情報を収集し、避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）を作成するとともに、定期的な更新を行う。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

また、市は、災害の発生に備え、地域で避難行動要支援者の避難支援等に携わる住民組織や民生委員児童委員等の関係団体に対し、避難行動要支援者本人の同意を得て、避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）情報の提供を行う。

2 個別避難計画の作成と提供

市は、避難支援等の円滑な実施に向けて、住民組織や民生委員児童委員等の地域福祉活動団体、福祉専門職、市民防災組織等の避難支援等に携わる関係者（避難支援等関係者）と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、本人の同意を得て個別避難計画を作成するよう努める。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、名簿情報に加え、以下の情報を収集するとともに、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更などを適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

- (1) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施するものをいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号、その他連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

また、市は、個別避難計画の実効性を確保する観点から、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得たうえで、避難支援等関係者に対してあらかじめ個別避難計画を提供するなど、多様な主体の協力を得ながら、避難訓練の実施等を通じて避難行動要支援者に対する情報伝

達体制や安否確認体制の整備充実を図るとともに、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保について配慮に努める。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者への必要な情報の提供その他の必要な配慮に努める。

3 情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、情報漏えいを防止するため、セキュリティ上の措置を講じるとともに、当該情報の提供に当たっては、提供を受ける関係団体等に対し、漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

また、庁舎が被災する事態等が生じた場合においても当該情報の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理に努める。なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・管理運用等にデジタル技術を活用するよう検討する。

4 情報伝達体制・安否確認体制の整備

市は、避難行動要支援者に対して災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、地域で避難行動要支援者支援に携わる民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、市民防災組織や避難行動要支援者の状況を平常時から把握している事業所等と連携・協力し、避難行動要支援者に対する安否確認等の支援体制の整備に努める。

第2 二次避難所（福祉避難所）の指定

市は、避難行動要支援者等が安心して生活が送れるよう、指定避難所での生活が困難となった、又は困難と判断できる避難行動要支援者等を受け入れる施設を二次避難所（福祉避難所）として、受入れ対象を特定して公示し、その役割について住民に周知する。また、二次避難所（福祉避難所）の管理者等と連携を図り、避難所開設及び運営等についての体制確保に努める。なお、個別避難計画等の作成を進める中で、二次避難所（福祉避難所）への直接避難についても検討を進める。

第3 外国人に対する支援体制整備

1 関係機関との連携

市及び府は、外務省をはじめとする国の関係機関、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

2 情報発信等による支援

(1) 市内在住の外国人に対する支援

ア 市及び府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

イ 市及び府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

ウ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災気象情報が確実に伝達できるよう多言語化等の環境の整備を図る。

(2) 来阪外国人旅行者に対する支援

- ア 市及び府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。
- イ 市及び府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。
- ウ 市及び府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。
- エ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災気象情報が確実に伝達できるよう多言語化等の環境の整備を図る。

3 避難所における支援

市は、避難所の運営において多言語支援を円滑に行えるよう、府と大阪府国際交流財団（OFIX）が共同で設置する「災害時多言語支援センター」を活用するなど、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第4 その他の要配慮者に対する配慮

市及び府は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

大規模地震等により、公共交通機関等が停止した場合に、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが想定される。帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒、火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもあるため、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。

なお、具体的な対策については、関西広域連合が策定した「関西帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府、関西広域連合、高槻商工会議所等と連携して、企業等に対して次の施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- 1 むやみに移動を開始することは避ける
- 2 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- 3 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- 4 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- 5 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- 6 これらを確認するための訓練の実施

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は民間事業者との覚書等に基づき一時滞在施設等の確保に努めるとともに、平常時から鉄道事業者と訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者に地域の救援活動に対する応援について働きかけを行う。

第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は、国、府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う仕組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。情報の提供に当たっては、防災機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第4 代替輸送確保の仕組み（バス等）

鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う仕組みの構築を図る。

第5 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼

称)において、徒歩帰宅者(徒歩で帰宅する被災者)に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗(「災害時帰宅支援ステーション」と呼称)において、徒歩帰宅者(徒歩で帰宅する被災者)に対し、次のような支援を行う。

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

〔 第 2 編 災害予防対策 〕

第 2 章

地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と、災害初動対応スキルの習得に努める。また、実施に当たっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発等

各種災害について防災活動の円滑な遂行を図るため、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市職員、防災関係機関の構成員及び住民に対し、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な災害予防、災害応急対策等の防災教育や避難訓練を実施する。特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災と福祉の連携により、高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及・啓発の内容

(1) 災害等の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災機関の防災体制（初期活動・応急活動）の構築及び講ずる措置
- ウ 地域における危険箇所等の把握
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- カ 地域社会への貢献
- キ 応急対応、復旧・復興に関する知識
- ク 避難生活時における健康管理等に関する知識
- ケ 指定避難所等における多様な被災者への配慮に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間分できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持出品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- ウ 自動車へのこまめな満タン給油等

- エ 「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）」の理解と事前の準備
 - オ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - カ 負傷の防止や避難路確保の観点から、家具や什器の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
 - キ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
 - ク 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
 - ケ 市民防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
 - コ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
 - サ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
 - シ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- (3) 災害時の行動等
- ア 初期消火、救出救護活動、心肺蘇生法、応急手当の方法
 - イ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
 - ウ 情報の入手方法
 - エ 身の安全の確保方法
 - オ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
 - カ 緊急地震速報を確認した場合に具体的にとるべき行動
 - キ 長周期地震動階級の内容
 - ク 南海トラフ地震臨時情報等の内容
 - ケ 避難行動要支援者を含む要配慮者への支援
 - コ 避難生活に関する知識
 - サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
 - シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
 - ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
 - セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

2 普及・啓発の方法

- (1) 広報誌
防災知識、防災に関する計画等の市広報誌による周知徹底
- (2) 防災啓発冊子等
防災啓発冊子やパンフレット、動画等を活用した普及啓発
- (3) 防災に関する講座、講演、教室等の開催
水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。
- (4) 放送機関
地域のケーブルテレビジョン等との連携による普及啓発

- (5) 生涯学習としての防災教育
各種イベント、地域の諸活動と連携した普及啓発

第2 防災教育

1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校は、児童生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 気象予警報や避難情報等の意味
- エ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- オ 災害等についての知識
- カ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 安全教育防災副読本「たかつき安全NOTE」、映像資料等の活用
- ウ 系統的・体系的な防災教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災関係機関との連携
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ 市民防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

市教育委員会は、地震、風水害・土砂災害に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校安全の手引

「学校安全の手引」を活用し、学校における教育活動全体を通じた実践的な防災教育をする。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、学校安全計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、市と連携して、児童生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情や必要性に応じて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の整備に努める。

2 防災教育の研究

児童生徒が自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため、「主体的に行動する態度」の育成、指導者となる視点から、児童生徒が安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上が図られるよう防災教育の指導方法等について研究を行う。

3 消防団等が参画した防災教育

市は、消防団や消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する。

第3 災害教訓の伝承

[資料編 資100頁]

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

市及び府は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、市民防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として高槻市防災会議に提案するなど、当該地区と連携して防災活動を行う。

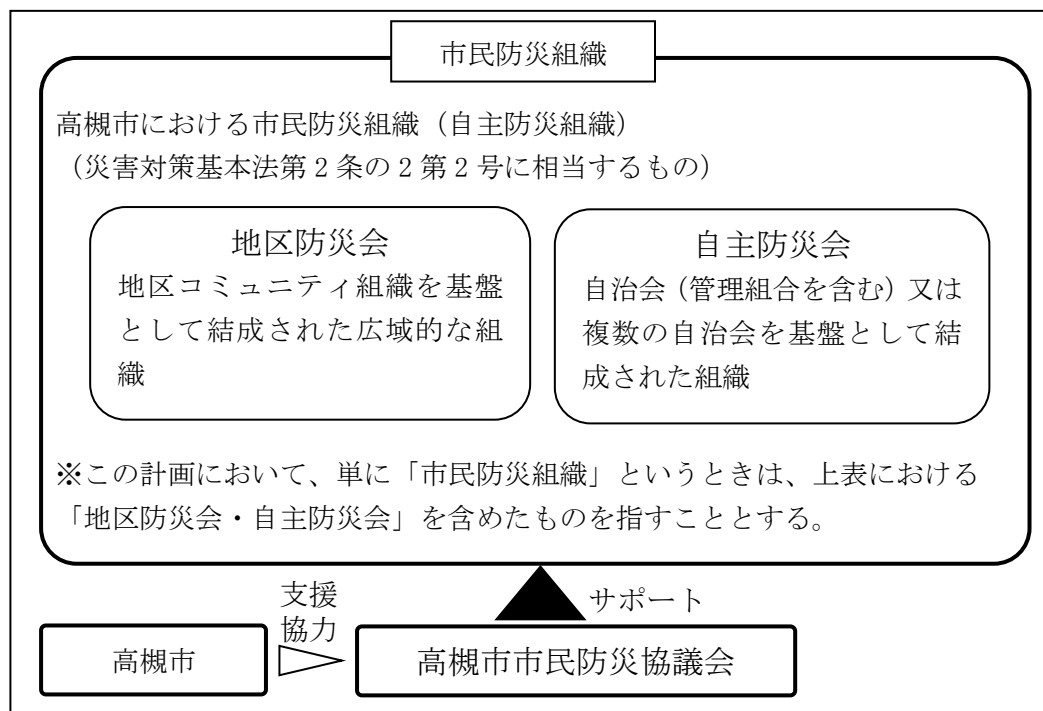
高槻市防災会議は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市の取組みを支援する。

なお、高槻市防災会議は、本計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、高槻市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

第2 市民防災組織（自主防災組織）の育成

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、市民防災組織の結成及び育成に努める。その際、女性の参画を促進し、様々な世代の女性の意見を反映させやすい組織づくりに努める。また、市民防災組織を中心に各種団体や事業者など更なる連携強化や、防災活動を担う人材育成等をサポートする市民防災協議会の活動の支援・協力を行う。



1 市民防災組織の活動内容

平常時及び災害時の防災活動として、次の内容等を地域の事情に応じて行う。とりわけ、広域的な活動を行う地区防災会は、広域的な情報収集伝達等や方面隊と連携した指定避難所運営なども担う。

(1) 平常時の活動

ア 防災に対する思想、知識の普及及び啓発

各家庭への理解と協力の呼びかけ、講習会・研修会の開催、ミニコミ誌の発行等

イ 災害発生の未然防止

消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の点検等

ウ 災害発生への備え

避難行動要支援者の把握、避難所運営マニュアルの策定、地区版ハザードマップの作成、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理等

エ 災害発生時の活動の習得

情報伝達、避難、消火・救急処置、指定避難所運営、炊き出し訓練等

オ 防災資機材の整備・管理

情報連絡、初期消火、救出救護、避難、給食給水、避難所運営等に必要な資機材の備蓄・維持整備

カ 防災訓練の実施及び参加の啓発

訓練の実施及び訓練への参加の呼びかけ

- キ 復旧・復興に関する知識の習得
- (2) 災害時の活動
 - ア 避難誘導
地域住民等の安否確認、避難場所への誘導、避難行動要支援者への支援等
 - イ 救出・救護
簡単な救助用資機材を使用した救出救護
 - ウ 出火防止・初期消火
バケツ、消火器、可搬式ポンプ等による初期消火など
 - エ 情報伝達
消防署等防災機関への被害状況、避難状況の伝達と救援情報等の住民への周知
 - オ 物資分配
炊き出し等による給食及び救援物資（食料、飲料水、毛布等）の受取、分配
 - カ 指定避難所の自主的運営
方面隊等と連携した指定避難所運営組織の整備及び運営

2 育成方法

地域の実情に応じた市民防災組織の育成に努める。

- (1) 市民防災組織の必要性の啓発
- (2) 市民防災組織に対する情報提供
- (3) 市民防災組織に対する講演会研修会の実施
- (4) 市民防災組織が実施する防災訓練等への支援
- (5) 市民防災組織に対する防災資機材の整備支援
- (6) 防災リーダー（防災指導員等）の育成（養成講習会等の開催）
- (7) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

3 各種組織との連携

高槻市コミュニティ市民会議や赤十字奉仕団等の公共的団体との連携と防災活動の促進を図る。

4 高槻市市民防災協議会における市民防災組織へのサポート

高槻市市民防災協議会は、市との協働により各種防災施策や人材育成手法を検討するとともに、各地区の防災活動を支援することで、市民防災組織を核に各種機関・団体と連携した防災活動を推進し、更なる地域防災力の向上を図るため、次の事項について推進を図る。

- (1) 自助・共助力の向上に関する調査研究に関すること
- (2) 市民防災組織の活動支援に関すること
- (3) 防災リーダーの育成に関すること
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

第3 事業者による自主防災体制の整備

市は、高槻商工会議所等と連携し、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）
- ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資・資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等）
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練等地域活動への参加、市民防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助等）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救護情報などの周知等）
- オ 地域活動への貢献（市民防災組織や防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

2 啓発の方法

高槻商工会議所等と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報誌などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する立入検査の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

[資料編 資62頁]

市及び防災関係機関は、地域住民による市民防災組織等が自発的に行う救助、救護活動を支援、助成をするため、必要な資機材を計画的に整備する。

第3節 ボランティアの活動環境整備

市、府、大阪府社会福祉協議会、高槻市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、協定の締結など必要な環境整備を図る。

市は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、高槻市社会福祉協議会等との役割分担や災害ボランティアセンターの設置予定場所等について定める。

1 ボランティアの受入れ体制の整備等

市及び高槻市社会福祉協議会は、「高槻市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区と協力してボランティアの受入れ体制の整備を図るとともに、災害発生時において、ボランティア活動に必要な情報を収集し、提供する。

2 事前登録

高槻市社会福祉協議会は、災害発生時のボランティア活動が円滑に行えるよう、市内でボランティア活動が可能な団体及び個人等の事前登録の受付を行う。

3 人材の育成、研修体制の整備

ボランティア活動の需要と供給の調整のため、高槻市社会福祉協議会及び大阪府社会福祉協議会等関係機関と相互に連携してボランティアコーディネーター等の養成研修体制の整備を図り、人材の確保に努める。

4 活動支援体制の整備

市及び高槻市社会福祉協議会等は、協力して次の事項について活動体制の整備を図る。

- (1) ボランティア活動のために必要な資機材などの調査を行い、事前に準備するよう努める。
- (2) ボランティア本人とボランティア活動中における対人及び対物保険に加入する方法等について検討を行う。
- (3) ボランティア活動を円滑に進めるため、平常時から各種支援団体等とのネットワーク構築に努める。

5 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア・社会福祉協議会等と連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて企業防災の推進に努める。

- ア 防災体制の整備
- イ 従業員の安否確認体制の整備
- ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- エ 防災訓練
- オ 事業所の耐震化・堅牢化
- カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- キ 予想被害からの復旧計画の策定
- ク 各計画の点検・見直し
- ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- コ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

- ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。
- エ 事業者は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

2 市及び府

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は、高槻商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画に基づき支援を行う。

3 協定等の締結及び協力

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第5節 市内大学等との連携

市及び市内大学等（以下「大学等」という。）は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施及び災害発生時に、拠点施設としての活用について連携するための体制の整備に努める。

- 1 大学等は、安全・安心・防災・危機管理等に関する専門的な研究成果を生かし、地域の安全対策の寄与に努める。
- 2 市及び大学等は、大学等の施設を地域の防災力向上に寄与するものとし、グラウンドや体育館を災害時の指定緊急避難場所又は拠点として活用できるよう協力に努める。また、平常時においては、その施設を利用して地域の防災訓練など、住民への啓発の場として活用できるよう連携を図る。
- 3 市及び大学等は上記の目標を達成するため、災害時応援協定等を締結するよう努め、地域防災力の向上を図る。

〔 第 2 編 災害予防対策 〕

第 3 章

災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化

市及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構築物・施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

また、市及び府は、まちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

市は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害をはじめ、大阪府北部地震等の中規模災害など、各種災害による教訓を踏まえた総合的な都市防災構造化対策を推進する。

第1 防災空間の整備

市は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、上下水道施設などの都市基盤施設の効果的整備に努めるほか、農地などのオープンスペースや、公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間の確保に努める。また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

1 都市公園等の整備

公園は、避難地、延焼遮断空間としての機能を有するほか、建設型応急住宅の建設候補地でもあり、今後も、防災機能を付加した都市公園等の整備に努める。

2 道路の整備

- (1) 幹線道路の新規整備、既設道路の拡幅等により、多重ネットワークの形成に努める。
- (2) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3 市街地緑化の推進

街路樹及び緑地における樹木等は、延焼遮断帯や避難地において重要な役割を担うことから、これらの緑の整備・保全を推進する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災対策上重要な役割が期待されることから、適切に保全・活用し、防災空間の確保を図る。

特に、まとまりのある農地については、生産緑地地区制度等の活用により、適正な保全に努める。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

市は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

第2編 災害予防対策
第3章 災害予防対策の推進
第1節 都市の防災機能の強化

- 1 避難地又は避難路となる都市公園やその他都市基盤施設等に、防災上必要な施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置を推進する。
- 2 河川における防災機能の強化について、国、府と連携し災害が発生した場合に緊急復旧などを迅速に行う基地として設置した芥川河川防災ステーションの活用や新たな防災施設等の検討のほか、近畿地方整備局と連携し大塚緊急船着場の維持保全、緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備を促進する。

第3 計画的な市街地整備

各種事業等を活用しながら、都市基盤の整備、建築物の不燃化を促進し、災害に強い市街地形成を推進する。

また、既成市街地においては、耐震診断・耐震改修への啓発・支援、「高槻市耐震化アクションプラン2017」の着実な推進、街路事業・道路事業などにより、災害に強いまちづくりを推進する。

第4 建築物の安全性に関する指導等

市、府及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るとともに、建築物及び工作物の安全性を高め、住民の生命を保護するため、建築物等の敷地、構造及び設備について、建築基準法等に基づく指導及び助言を行う。また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- 1 「災害危険区域」（高槻市建築基準法施行条例第3条第1項）の指定による、建築物の構造制限等の推進
- 2 定期報告制度（建築基準法第12条の規定に基づく特殊建築物等の調査・検査報告）の推進
特定行政庁（高槻市）は、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用して、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。
- 3 防災計画書の作成指導
特定行政庁（高槻市）は、原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に則した総合的な防災計画書の作成を指導する。
- 4 屋上緊急離着陸場等の整備
高さ31メートルを超える建築物で非常用エレベーターの設置を要する高層建築物及び高度医療施設には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。
- 5 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- 6 液状化対策の指導

第5 空き家等の対策

市は、地域住民等から改善要望のあった管理不全の空き家の調査や、所有者に対し改善への通知を行うなど空き家の適切な管理を促進するとともに、空き家相談員による相談体制を整備するなど健全な空き家については流通や利活用を促進し、市民の安全・安心の確保に努める。

第6 文化財

[資料編 資109頁]

市は、文化財を災害から保護するため防災意識の高揚及び防災設備等の整備を図る。

1 住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発

2 予防体制の確立及び防災設備の整備

- (1) 自衛組織の育成と訓練実施の指導に努める。
- (2) 消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導に努める。
- (3) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導に努める。

第7 ライフライン災害予防対策

1 水道（市）

施設整備については「水道耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）、「水道施設設計指針」・「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき各種災害に耐えうる十分な施設の確保に努める。

- (1) 基幹管路及び医療救護活動を担っている拠点病院や救護所等の重要給水施設に至る管路について耐震化を推進する。
- (2) 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備を行う。
- (3) 管路の複線化やループ化（連絡管等）への整備、大冠浄水場の自己水の活用と保全に努める。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、整備等を計画的に推進する。

2 下水道（市）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設整備の強化と保全に努める。

- (1) 施設整備に当たっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 「高槻市下水道総合地震対策計画」に基づき、優先度の高い設備から耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、予防保全型の維持管理に努める。
- (3) 災害用トイレ対策基本方針に基づき、関係部局と連携しマンホールトイレの整備を進める。

3 電力

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所は、電気施設の災害予防及び被害軽減のための諸施策を実施し、災害時における被害を最小限に留めるよう万全の予防措置を講じる。

- (1) 従業員及び協力会社等復旧要員の動員に関する計画の策定
- (2) 復旧用資材、工具、復旧要員、輸送手段の確保計画の策定
- (3) 非常災害対策本部組織の設置場所の確保
- (4) 非常用電源、通信連絡用機器等の整備
- (5) 復旧用支援物資の確保

- (6) 報道機関及び住民への円滑な情報提供、広報体制の確立
- (7) 平常時における防災関係機関との連携強化
また、災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。
- (8) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限に留める強度の確保を図る。
- (9) 電力供給系統の多重化を図る。
- (10) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (11) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- (12) 倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた府との相互連携の拡大に努める。事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

4 ガス

大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部は災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設整備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信

西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急の通信は控えるよう周知に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等については耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のための水防板、水防扉の更改を実施する。
 - イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
 - イ 主要な中継交換機を分散設置とする。
 - ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
 - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

(1) 収容するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電源を収容する。

(2) 特に、共同溝については、市域内及び近隣都市とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理

災害によるし尿処理施設の機能の低下、停止を防止するため、し尿処理施設設備の強化と保全に努める。

(1) し尿処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

(2) 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

(3) 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。

(4) 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(5) し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町等との協力体制の整備に努める。

(6) 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

(7) 仮設トイレの配備場所や、災害時に利用が可能となるマンホールトイレ、障がい者及び帰宅困難者対応用トイレなど災害時用トイレに関する情報を把握し、各種トイレの確保に努める。

2 ごみ処理

災害によるごみ処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ処理施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ごみ処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町等との協力体制の整備に努める。
- (6) 平常時から市民への災害ごみに係る周知を図るとともに、災害時における効率的な収集等ができるよう関係機関及び関係対策部との連携に努める。

3 災害廃棄物等処理

復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。

- (1) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (4) 高槻市社会福祉協議会やNPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第9 放送施設災害予防対策

放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。
- (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。
 - ア 株式会社毎日放送（テレビジョン放送）
 - イ 株式会社MBSラジオ（AMラジオ放送）
 - ウ 朝日放送テレビ株式会社
 - エ 朝日放送ラジオ株式会社（AMラジオ放送）

- オ 関西テレビ放送株式会社
- カ 読売テレビ放送株式会社
- キ テレビ大阪株式会社
- ク 大阪放送株式会社（AMラジオ放送）
- ケ 株式会社エフエム大阪（FMラジオ放送）
- コ 株式会社FM802（FMラジオ放送）

第2節 地震災害予防対策の推進

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努める。

既存の公共建築物については、計画的に耐震化を実施する。また、民間の施設（木造家屋を含む）についても関係法に基づいて対策を進める。

市、国、府、公共機関及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に三次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

第1 地震被害想定

1 府による地震被害想定

[資料編 資3頁他]

府では、府域への影響が考えられる4つの内陸断層（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）等について、地震被害想定が実施されている。このうち、高槻市域の震度が最も強くなるケースは「有馬高槻断層帯」で、市全域が震度6弱～6強、一部地域においては震度7と予測されている。

また、大阪府防災会議（南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会）では、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定し、南海トラフ巨大地震による被害想定が実施された。

次表に各想定地震による高槻市域の被害の状況を示す。

第2編 災害予防対策
 第3章 災害予防対策の推進
 第2節 地震災害予防対策の推進

◎想定地震発生時の条件（季節、時間） 冬の夕刻（超過確率1%風速の場合）

想定地震	上町断層帯A ※1	上町断層帯B ※1	生駒断層帯 ※1	有馬高槻 断層帯 ※1	中央構造線 断層帯 ※1	南海トラフ 巨大地震 ※2	
地震の規模 ※計測震度は 府下全域分	マグニチュード 7.5～7.8 震度階級 4～7	マグニチュード 7.5～7.8 震度階級 4～7	マグニチュード 7.3～7.7 震度階級 4～7	マグニチュード 7.3～7.7 震度階級 3～7	マグニチュード 7.7～8.1 震度階級 3～7	マグニチュード 9.0～9.1 震度階級 5強～6強	
建物全半壊棟数	全壊 5,851 棟 半壊 8,965 棟	全壊 65 棟 半壊 188 棟	全壊 11,036 棟 半壊 12,032 棟	全壊 32,009 棟 半壊 19,848 棟	全壊 4 棟 半壊 15 棟	全壊 1,797 棟 半壊 9,294 棟	
出火件数 (炎上 1 日間)	5 件	0 件	12 件	49 件	0 件	1 件	
死者 傷者 数	死者	33 人	0 人	156 人	1,081 人	0 人	19 人
	負傷者	3,123 人	46 人	2,970 人	4,166 人	3 人	645 人
罹災者数	57,188 人	840 人	88,376 人	208,305 人	65 人	-人	
避難所生活者数	16,585 人	244 人	25,630 人	60,409 人	19 人	15,396 人	
ライフライン	停電	18,988 軒	297 軒	41,140 軒	97,275 軒	0 軒	73,000 軒
	ガス供給停止	70,000 戸	0 戸	59,000 戸	137,000 戸	0 戸	39,400 戸
	水道断水	159,000 人	23,000 人	265,000 人	282,000 人	0 人	293,000 人
	下水道機能支障	-	-	-	-	-	12,000 人
	電話不通	7,070 回線	393 回線	7,070 回線	53,028 回線	393 回線	72,000 回線
震災廃棄物	可燃物	168,000 トン	3,000 トン	278,000 トン	749,000 トン	0 トン	190,000 トン
	不燃物	566,000 トン	13,000 トン	939,000 トン	2,508,000 トン	2,000 トン	

※1：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成

※2：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第4回・第5回資料）より作成

第2 地震観測体制の整備

[資料編 資72頁]

市は、本庁舎内に気象庁が設置した震度計他2か所の震度計や、気象庁が発表する各地の震度情報を迅速に収集する。

第3 住宅・建築物等の耐震化の促進

市及び防災関係機関は、府が策定した「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づき、本市が策定する「高槻市耐震化アクションプラン2017」において、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施するとともに、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、「高槻市耐震化アクションプラン2017」の見直しを必要に応じて行い、より効果的な施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

1 公共建築物の耐震化

- (1) 公共施設については、重要性や緊急性を考慮し耐震対策の計画的な実施に努める。
- (2) 耐震改修促進法の基準値を参考にして、公共施設等の補強レベルと補強工法の検討を行い、防災上の重要度に応じた分類に基づき耐震化を図る。
- (3) 公共建築物の新築については、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- (4) 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- (5) ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図るものとする。また、高層建築物等については長周期地震動対策を検討する。
- (6) 災害時に、市有施設のエレベーターにおいて、来庁者等の閉じ込めが発生するおそれがあることから、最寄階停止装置の設置や、エレベーター内の防災キャビネットの設置に努める。

2 民間建築物等の耐震化

- (1) 市は、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、百貨店、ホテル等、多数の人が利用する建築物）の所有者が行う耐震診断に対する助成を行う。
- (2) 市は、木造住宅の耐震診断、耐震設計、改修工事、除却工事等に対する助成を行う。
- (3) 市は、地域やNPO法人と連携を図り、耐震化が必要な住宅・建築物に対して戸別訪問を行うなど積極的に耐震化の普及啓発に取り組む。
- (4) 市は、高齢者入所施設・民間保育園などの要配慮者がいる特定既存耐震不適格建築物など、緊急性や公共性が高い民間建築物や道路を閉塞するおそれのある道路沿道の建築物に対して、積極的に耐震診断を行うように働きかけるとともに、必要な支援策について検討する。
- (5) 市は、病院等不特定多数の人が利用する建築物や、学校、福祉施設等の避難上配慮を要する人が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられている建築物について、対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行う。
- (6) 市は、広域緊急交通路のうち、府が指定する耐震診断義務化対象路線が地震発生時に沿道

建築物等の倒壊により閉塞することを防止するため、府と連携して、対象建築物等の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行う。

- (7) 市は、緊急交通路等のうち、府が指定する耐震診断義務化対象路線から総合防災拠点等を結ぶ路線を指定し、地震発生時に沿道建築物等の倒壊により当該路線が閉塞することを防止するため、必要な支援策を講じるとともに、対象建築物等の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行う。
- (8) 市は、道路利用者の安全確保を図るため、危険なブロック塀等の撤去に対する支援を行う。

第4 土木構築物の耐震対策等の推進

市をはじめ土木構築物の管理者は、自ら管理する構築物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

1 基本的な考え方

- (1) 施設構築物の耐震対策に当たっては、以下の地震動を共に考慮の対象とする。
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 直下型（内陸型）地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
- (2) 施設構築物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障がなく、また、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、地域的特性や地盤特性、施設構築物の重要度に則した地震対策の実施に努める。
- (3) 防災性の向上に当たっては、個々の施設構築物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構築物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策の実施に努める。
- (5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構築物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄道施設

高架橋等の耐震対策の実施に努める。

3 道路施設

道路橋・高架道路等の耐震対策の実施に努める。

特に緊急交通路の管理者は、道路橋点検に基づき補強計画を策定し、補強対策の実施に努める。

4 河川施設

河川堤防及び河川構築物については、耐震点検に基づき耐震対策等の実施に努める。

5 土砂災害防止施設

砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて耐震対策の実施に努める。

6 ため池等農業用施設

施設管理者等は、府及び市と連携して、ため池施設の耐震性調査・診断結果に基づき、想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、計画的に耐震対策等の実施に努めるとともに、農業用揚排水機場等の老朽化対策の実施に努める。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

さらに、災害時における初期消火用水、生活用水利用など、農業用水路、ため池の防災利活用整備を推進する。

第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき府が策定した第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～7年度）を中心として、地震防災整備事業の推進を図る。

1 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (1)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な

措置に必要な設備又は資機材

- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (20) (1)～(19)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

第3節 水害予防対策の推進

市は、河川流域全体のあらゆる関係者と協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を推進する。

第1 洪水対策

1 河川の改修

市は、一級河川については、河川管理者に河川整備の推進を要望する。また、準用河川、普通河川の改修については、概ね10年に一度の降雨（1時間雨量50mm程度）に対応できるよう整備を進め、治水機能を確保する。

2 親しまれる河川への啓発活動

住宅密集地及び宅地内における浸水は水路等に廃棄されたごみ等に起因することが多いため、市は、住民に対し啓発を行うなど、河川に対する意識高揚を図る。

第2 雨水出水対策

1 全体計画

市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

2 流域下水道の幹線計画

[資料編 資103頁他]

高槻島本幹線、高槻茨木幹線、摂津高槻幹線のそれぞれ汚水、雨水の幹線に公共下水道の汚水、雨水幹線を接続させ、雨水は淀川及び安威川へ、処理汚水については高槻水みらいセンター放流幹線にて神崎川へ、中央水みらいセンターから安威川へ放流する。

3 公共下水道における雨水整備

[資料編 資103頁]

公共下水道計画の雨水整備については、概ね10年に一度の降雨（1時間雨量が50mm程度）に対応できるよう整備を進める。

4 総合雨水対策

公共下水道の計画規模を超える集中豪雨等に対応するため、高槻市総合雨水対策基本方針に基づき、浸水被害の軽減に努める。

第3 水害減災対策

1 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内における減災対策

(1) 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の周知

市は、洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定（※）があった場合は、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定め、住民の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう周知させるため、これらの事項

を記載した水害・土砂災害ハザードマップを作成し公表する。

加えて、浸水想定区域内の地下空間、アンダーパスなどの地下空間の浸水危険性についても周知を図る。

また、洪水浸水想定区域内の事業者等に対しては、浸水防止や洪水時の従業員等の円滑かつ迅速な避難の確保などが図られるよう浸水防止避難確保計画、業務継続計画の作成などに関する周知に努める。

※洪水浸水想定区域の指定

河川名	指定年月日	対象降雨
淀川	H29.6.14	想定最大規模降雨
安威川	R5.3.29	
芥川	R5.3.29	
檜尾川	R5.3.29	
女瀬川	R5.3.29	
水無瀬川	R5.3.29	
神崎川	R5.3.29	
年谷川	R5.3.29	
田能川	R5.3.29	

(2) 要配慮者利用施設

[資料編 資115頁]

市は、水防法第15条の規定に基づき、洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地を本計画に定め、市ホームページに掲載する。また、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3の規定に基づき、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施し、その結果を市長に報告する。また、施設の利用者の洪水時の避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。なお、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(3) 洪水リスクの開示

市は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績や浸水想定等を把握したときは、これを公表する。

(4) 水害リスク等の周知

水害に関する情報の伝達、避難所等に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した水害・土砂災害ハザードマップを配布する。また、配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所へ行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

2 水防と河川管理等の連携

(1) 水防管理者及び河川管理者は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や

第2編 災害予防対策
第3章 災害予防対策の推進
第3節 水害予防対策の推進

府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「淀川流域治水協議会（淀川分会）」、「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」及び「三島地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

3 避難情報判断・伝達マニュアルの見直し

市は、水害等による災害実績や災害教訓及び各種ガイドラインなどの最新の知見に基づき、避難情報判断・伝達マニュアルを適宜見直す。

第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

市は、関係機関や管理者と協力して、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため農業用排水路の整備、ため池堤防の強化に努める。

1 ため池防災対策

〔資料編 資 112 頁〕

- (1) 概ね 200 年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。
- (2) 想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的に耐震整備を進める。
- (3) 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

2 ため池の減災対策

- (1) 耐震性の調査・診断
想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、計画的に調査・診断を進める。
- (2) 防災意識の向上と体制整備
ハザード情報の伝達・連絡体制整備を進める。
- (3) ため池ハザードマップの周知
ため池が決壊した場合を想定し、防災上重要なため池について、住民が円滑に避難行動を行うことができるよう、ため池ハザードマップの周知に努める。

3 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設等の改修・延命化を進める。

第5 地盤沈下対策

府は、地下水の汲み上げによる土地の低下や堤防の沈下などの地盤沈下により台風や大雨による災害が発生しないよう法律や条例により地下水の採取規制を行い、市は必要に応じて協力する。

第4節 土砂災害予防対策の推進

市は、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、土砂災害に強い土地利用の推進に努める。

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

[資料編 資128頁他]

1 土砂災害防止法による区域指定

土砂災害警戒区域 468 か所（急傾斜地崩壊 364 か所・土石流 102 か所・地すべり 2 か所）
土砂災害特別警戒区域 419 か所（急傾斜地崩壊 358 か所・土石流 61 か所・地すべり 0 か所）

2 予防対策

市は、関係機関と協力して、定期的なパトロールによって実態を把握し、土砂災害警戒区域等については、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、予防措置の指導等、防災体制の整備を図る。特に市北部の中山間地域（檜田、川久保、萩谷）については、災害時の孤立対策や避難者輸送支援等の対策に努める。

3 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条及び第8条の2の規定に基づき警戒避難体制の整備を行う。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報・警報の発表及び伝達に関する事項について、避難情報判断・伝達マニュアルにて定める。また、土砂災害等による災害実績や災害教訓及び各種ガイドラインなどの最新の知見に基づき適宜見直す。
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項について、水害・土砂災害ハザードマップや地域版ハザードマップを活用し地域と連携しながら定める。
- (3) 土砂災害に係る避難訓練を行う。
- (4) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地を本計画に定め、市ホームページに掲載する。
- (5) 名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

なお、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

- (6) 土砂災害に関する情報の伝達、避難所等に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した水害・土砂災害ハザードマップを配布する。また、配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な

第2編 災害予防対策
第3章 災害予防対策の推進
第4節 土砂災害予防対策の推進

避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所へ行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- (7) 市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

第2 山地災害対策

[資料編 資 126 頁]

市は、関係機関と協力し、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山腹崩壊危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を配布するなど、住民への周知に努める。また、保安林に指定された森林等において府の治山対策が円滑に実施できるよう住民等との連携を図る。

第3 宅地造成及び盛土等対策

[資料編 資 139 頁]

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成等工事規制区域において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。
- 2 宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。
- 3 大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、住民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、盛土規制法に基づく勧告等を行う。市は、府が公表している液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを周知・啓発し、府は、これについての国からの情報収集等を行う。
- 4 市及び府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第4 道路防災対策

市は、府が指定する土砂災害のおそれのある道路に関する事前通行規制区間及び通行規制基準等を把握し、府道路管理者とも協力し危険防止に努めるとともに、市民にホームページ等で周知を行う。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

[資料編 資140頁他]

市は、消防法をはじめとする関係法令に基づく立入検査の実施により、法令上の技術基準の遵守徹底を図るとともに、危険物施設における自主保安体制の確立並びに保安意識の高揚を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害等により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

1 立入検査の実施

- (1) 危険物施設について、その位置・構造・設備及び管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを検査するとともに、不備欠陥事項については、是正指導を行い、早期改善を図る。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が自ら行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 危険物の運搬中の事故による火災等の発生を未然に防止するため、危険物を移送するローリー車及び危険物を運搬する貨物自動車の一斉取締りを関係機関とともに実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の規模と実態に応じて、火災及びその他の災害発生予防のため、予防規程（災害予防計画）の作成を指導する。
- (2) 危険物施設の位置・構造・設備の技術基準の適合はもちろん、その維持管理及び貯蔵取扱基準の遵守並びに静電気対策・異常反応の未然防止・耐震措置等について指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検を実施し、点検記録を作成保存するとともに、始業点検・終業点検等の自主点検の実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 危険物施設の規模と実態に応じて、自衛消防組織の設置を指導し、危険物災害の予防と災害発生時の初期における防御活動の円滑化を図ることにより危険物災害を防除する。
- (2) 危険物施設内における工事中の安全管理マニュアルの策定を図るとともに、工事作業員や従業員に対して周知徹底を図る。
- (3) 隣接する事業所間において自衛消防隊の相互応援体制の促進を図り、自衛消防力を強化する。
- (4) 危険物施設において爆発・火災・漏洩等が発生した場合に備えて、緊急措置マニュアルの作成を図り、従業員等に周知徹底を図る。
- (5) 危険物施設事業所等に対して、保安教育・消火訓練等の実施手法について指導する。

4 啓発

危険物にかかる災害を未然に防止し、危険物の安全な管理を行うため、危険物取扱者・危険物保安監督者等に対して適宜視聴覚を用い研修会・講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心として各関係者に各種の啓発事業を推進する。

5 警防対策

大量に貯蔵し、取り扱う危険物施設の実態調査を実施し、その実情の把握に努めるとともに、科学的根拠によって消防計画を樹立する。また、それに基づく消防訓練を実施し、有事即応の対策を確立する。

第2 高圧ガス・火薬類・毒物劇物災害予防対策 〔資料編 資 140 頁他〕

市は、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 設備等の取扱管理の推進

高槻市火災予防条例に基づいて、火気使用設備・電気設備等の位置・構造・設備及び火気使用器具の取扱管理を推進し、また、高圧ガス・火薬類・毒物劇物等の貯蔵取扱届出を促進し、その対策を検討する。

2 指導

- (1) 建築同意の段階において、防火上の欠陥、消防活動の場合に予想される障害を除くよう指導する。また、消防用設備等の設置を適正に指導し、初期消火体制の確立を図る。
- (2) 消防法第8条及び第36条の規定に基づき消防計画の作成について、防火対象物の実態と高圧ガス・火薬類・毒物劇物等の量及び危険性を考慮した指導を行う。
- (3) 自衛消防隊の訓練指導を実施し、その育成を図る。

3 啓発

事業所等における自主保安体制の確立、関係者の保安意識の高揚を図る。

第6節 放射線災害予防対策

放射性物質を取り扱う事業所、施設及び輸送事業所（以下この節において「事業所等」という。）は、関係法令を遵守するとともに、放射線災害が発生すると住民への影響が極めて大きいことから、災害防止に万全を期す。

また、市は、関係機関及び事業所等と充分連携をとり、住民の安全確保のための予防対策に努める。

第1 放射線災害予防対策の推進

[資料編 資140頁]

1 放射性物質を取り扱う事業所等との協議

市は、放射性物質を取り扱う事業所等と放射線災害の予防及び災害に係る被害を軽減するため、あらかじめ安全確保に関する協議を行う。

2 予防対策

(1) 放射性物質を取り扱う事業所等の対策

ア 放射性物質を取り扱う事業所等の対策

(ア) 放射性物質を取り扱う事業所等は、施設の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次に掲げる事項について災害予防計画を策定し、推進する。

- a 施設の耐震、不燃化対策の推進に関すること。
- b 施設・機器類及び資機材等の整備、点検及び確認に関すること。
- c 従業員に対する防災教育・訓練に関すること。
- d 災害発生時における通報、消火、救助救急及び避難対策等に関すること。
- e 放射線被ばくの予防対策の促進に関すること。
- f 自衛消防・防災体制の編成及び充実強化に関すること。

(イ) 放射性物質を取り扱う事業所等は、放射線量の測定を行い、常に放射線レベルを把握しておく。

イ 市の対策

(ア) 防災業務関係者に対し、次に掲げる事項について教育を行う。

- a 放射線防護に関すること。
- b 放射線及び放射性物質の測定方法並びに防災対策に必要な設備・機器に関すること。

(イ) 市単独又は防災関係機関等と共同して、適宜防災訓練を行う。

(ウ) 迅速・的確な応急対策の実施及び防災業務関係者の安全確保を図るため、次に掲げる事項について整備を行う。

- a 放射線測定機器類の整備等、平常時及び緊急時における放射線量等放射性物質に関する情報把握体制に関すること。
- b 防護資機材の整備に関すること。
 - 防災業務関係者に対する個人被ばく線量測定用具
 - 被ばくを低減するための防護資機材
- c 防災対策資料の整備に関すること。
 - 防災上重要な施設の分布
 - その他周辺地域の防災対策上必要な資料

(エ) 住民啓発

住民が正しい知識を得られるよう、関係機関と連携し、機会あるごとに普及啓発活動を実施する。

(2) 放射性物質輸送時における対策

ア 事業所等は、放射性物質の輸送に当たっては、法律等で定められたそれぞれの安全基準によるほか、確認及び届出等の安全規制を遵守するとともに、前記(1)に準じ予防対策を実施する。

イ 事業所等は、放射線災害発生時又は発生するおそれがある場合における連絡体制を整備しておくこと。

第2 原子力施設における事故等への対応

関西広域連合では、福井、滋賀、京都3府県の要請に基づき、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行うこととしており、市は関西広域連合で定めたカウンターパートである滋賀県高島市からの避難者について、総合スポーツセンターを拠点避難所として受入体制を整備する。

第7節 火災予防対策の推進

市は、市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大による大規模火災を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物等における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

また、市は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建築物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

1 一般建築物（住宅を含む。）

(1) 火災予防査察の強化

ア 当該区域内の一般建築物について、消防法第4条及び第4条の2の規定に基づく予防査察を実施し、火災発生の危険箇所を点検するとともに、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

イ 危険物施設等についても同様な火災発生の危険箇所を点検するとともに、危険物施設の耐震性の強化を図るように指導する。

(2) 防火管理及び防災管理制度の推進

一般建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条及び第36条の規定に基づく防火・防災管理者を活用し、防火・防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成

イ 消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施

ウ 消防用設備等の設置、点検整備及び維持管理

エ 避難防火上必要な施設の点検整備及び維持管理

オ 火気取り扱いの指導監督、収容人員の管理など

(3) 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の推進

防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度に該当する対象物の関係者に対し、防火・防災に対する認識を高めるとともに、防火・防災管理基準適合への取組みを推進する。

(4) 住民、事業所に対する指導、啓発

ア 住民、事業所に対して、火気使用器具・電気器具の転倒落下防止等の安全措置を講じるとともに、安全装置付ストーブ等の普及を図る。

イ 住民、事業所に対して、火気使用場所及びその周辺の不燃化・難燃化の普及・促進を図る。

ウ 消火器の使用取り扱いの方法など各種訓練を実施し、地域の防火意識の高揚啓発を図る。

エ 地震、台風などの自然災害による停電発生時に懸念される通電火災の対策について、住民への周知及び注意喚起を図る。

2 高層建築物、地下街

高層建築物、地下街については、前項の事項の徹底のほか、消防法第8条の2の規定に基づく統括防火管理者を活用し、防火対象物全体の消防計画の作成や防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

ア 高層建築物

高さ31mを超える建築物

イ 地下街

地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの、及びこれに類するもの

(2) 統括防火管理制度の推進

高層建築物及び地下街の管理について権原を有している者に対し、消防法第8条の2の規定に基づく統括防火管理者を活用し、建物全体の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 防火対象物全体についての消防計画の作成

イ 消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施

ウ 防火対象物の廊下、階段、避難口その他避難上必要な施設の管理など

エ 防火管理者に対する必要措置の指導など

(3) 防災規制

高層建築物、地下街において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(4) 地下街の防火・安全対策

地下街の新設等に際し、建築基準法・消防法等によるほか、「地下街の取扱いについて」一（昭和48年7月31日建設省通達）等に基づき、地下街連絡協議会を設置するなど、防火・安全対策の確保、指導を行う。

第2 林野火災予防

市及び林野の管理者は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 監視体制等の強化

- (1) 住民、事業所に対する啓発
- (2) 火災発生危険期における巡視の実施
- (3) 林道・ハイキングコース周辺に火災防止啓発立看板の設置
- (4) 森林法に基づく火入れの許可

2 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、小型動力ポンプ、消火水囊、チェンソー等の防御資機材の整備と備蓄を推進する。

〔 第 3 編 災害応急対策 〕

第 1 章

活動体制の確立

第1節 組織動員

市及び防災関係機関は、災害時に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

第1 災害時の組織及び配備体制

1 災害時の組織

災害時には、災害対策基本法第23条の2各項及び高槻市災害対策本部条例に基づく市災害対策本部を設置するものとする。

2 災害時の組織

(1) 高槻市災害警戒本部

[資料編 資42頁他]

災害状況に応じて、直ちに災害警戒本部を設置し、必要に応じて会議を開催する。

ア 災害警戒本部の設置基準

<地震>

- 本市域で震度4を観測した場合
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合

<風水害・土砂災害>

- 市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合
- 小規模な災害等が発生した場合
- 本市域に気象警報が発表された場合

<大規模火災>

- 火災による延焼が拡大し、避難者対応のほか消防活動への支援が必要な場合
- 本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の発令が必要と判断する場合

<その他>

- その他の災害・危機事象により、市民生活への影響が予想され、災害警戒本部の設置が必要な場合

イ 災害警戒本部会議の開催場所

本館2階特別会議室とする。なお、本館が被害を受けるなど使用が困難な場合や、大規模災害時には、総合センターC604会議室とする。なお、一部の出席者は市内WEB会議システムを利用し、会議に参加することができる。

ウ 災害警戒本部の所掌事務

- 被害情報の収集及び分析に関すること
- 大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- 職員の配備体制に関すること
- 災害対策本部の設置の必要性に関すること
- 台風等初期避難場所の開設に関すること
- 警戒体制の解除に関すること

(2) 高槻市災害対策本部

[資料編 資 42 頁他]

ア 災害対策本部の設置基準

＜地震＞

- 本市域で震度5弱以上を観測した場合
- 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表され、災害警戒本部会議で第1次防災体制の配備が必要と判断する場合
- 市内全域で被害が発生した場合

＜風水害・土砂災害＞

- 水害や土砂災害の危険度が、避難情報判断・伝達マニュアルにおいて避難情報の発令基準に達した場合
- 本市域に土砂災害警戒情報が発表された場合
- 本市域に特別警報が発表された場合
- 台風が大阪府に接近し、災害警戒本部会議で台風等初期避難場所の開設を判断する場合
- 淀川の氾濫など大規模水害・土砂災害が想定される場合
- 中小河川の氾濫、土砂災害など市内全域で被害が発生している場合

＜大規模火災＞

- 大規模火災の発生又はそのおそれが高まった場合

＜その他＞

- 市長が必要と認めた場合

イ 災害対策本部会議の開催場所

本館2階特別会議室とする。なお、本館が被害を受けるなど使用が困難な場合や、大規模災害時には、総合センターC604会議室とする。なお、一部の出席者は庁内WEB会議システムを利用し、会議に参加することができる。

ウ 災害対策部室の設置

大規模災害時には、各対策部内の災害に係る情報を統括し、災害対策本部会議を補佐するとともに、会議での決定事項等を対策部間で調整するため、各対策部内の代表者をもって構成する災害対策部室を設置する。設置場所については、災害状況により決定する。

エ その他部局横断的な組織の設置

職員数の不足が見込まれる対策部は、庁内受援を本部事務局に要請し、災害状況に応じた配備職員数の適正化に努める。また、被災者支援や災害応急・復旧業務を行うため、関係する対策部の職員で構成する部局横断的な組織を必要に応じて設置する。

オ 災害対策本部の廃止基準

- 本市域において災害発生のおそれが解消したとき
- 災害応急対策がおおむね完了したとき
- その他市長が適当と認めたとき

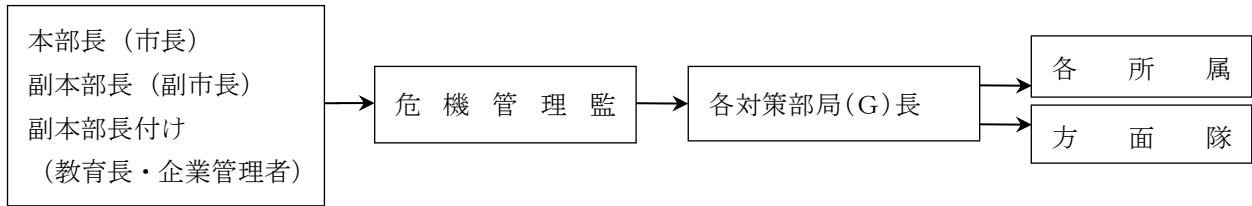
(3) 本部長に事故等あるときの指揮順位

順位	代理者
1	副市長（「副市長の事務分担を定める訓令」に定める危機管理室担当の副市長）
2	副市長（上記以外の副市長）
3	危機管理監
4	市長部局の部長（行政機構図の順）

3 災害時の配備体制

(1) 配備指令及び指揮命令

職員の配備は配備区分に従い市長が決定し、配備指令及び指揮命令を行うものとする。



(2) 配備区分

[資料編 資44頁他]

市長は、次の配備区分に基づき指令する。

ア 地震

	配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
災害警戒本部	情報収集体制	・本市域で震度4を観測した場合	自動参集	①情報収集体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
		・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	自動参集	本部事務局の一部の職員
	警戒体制	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合	自動参集	①本部事務局の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
			追加指示	状況に応じて配備指示された職員
災害対策本部	第1次防災体制	・本市域で震度5弱を観測した場合	自動参集	①全ての対策部の一部の職員 ②全ての方面隊長、副隊長及び基地避難所の班長 ③災害対策本部会議 出席者
			追加指示	状況に応じて配備指示された職員
	第2次防災体制	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表され、災害警戒本部会議で第1次防災体制の配備が必要と判断される場合	指示	①全ての対策部の一部の職員 ②災害対策本部会議 出席者
			自動参集	全職員
		・本市域で震度5強以上を観測した場合	自動参集	
		・市内全域で被害が発生した場合	指示	

イ 風水害・土砂災害

	配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
災害警戒本部	情報収集体制	・市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合	自動参集	情報収集体制対象対策部の一部の職員
		・小規模な災害等が発生した場合	指示	
	警戒体制	・本市域に気象警報が発表された場合	自動参集	警戒体制対象対策部の一部の職員
	—	・台風が大阪府に接近するおそれがある場合	指示	災害警戒本部会議 出席者
災害対策本部	第1次防災体制	・水害や土砂災害の危険度が、避難情報判断・伝達マニュアルにおける避難情報の発令基準に達した場合 ・本市域に土砂災害警戒情報が発表された場合	指示	①全ての対策部の一部の職員 ②避難情報判断・伝達マニュアルに定める方面隊 ③災害対策本部会議 出席者
		・本市域に特別警報が発表された場合 ・台風が大阪府に接近し、災害警戒本部会議で台風等初期避難場所を開設すると判断される場合	追加指示	状況に応じて配備指示された職員
	第2次防災体制	・淀川の氾濫など大規模水害・土砂災害が想定される場合	指示	全職員
		・中小河川の氾濫、土砂災害など市内全域で被害が発生している場合	指示	全職員

ウ 大規模火災

	配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
災害警戒本部	警戒体制	・火災による延焼が拡大し、避難者対応のほか消防活動への支援が必要な場合 ・本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の発令が必要な場合	指示	①警戒体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
災害対策本部	第1次防災体制	・大規模火災の発生又はそのおそれが高まった場合	指示	①全ての対策部の一部の職員 ②火災状況に応じて配備指示された方面隊 ③災害対策本部会議 出席者
			追加指示	状況に応じて配備指示された職員

エ その他災害

地震、風水害・土砂災害、大規模火災以外の災害や、その他危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合は、市長が必要に応じて本部の設置及び配備体制等を定める。

(3) 配備状況の報告

各対策部は、職員の配備状況をとりまとめ、本部事務局職員配備Gに報告する。

4 府現地災害対策本部との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合、市は速やかに連絡調整の窓口を設置し連携を図る。

第2 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策本部等を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第2節 自衛隊の災害派遣

市は、災害の規模や被害情報等について、自衛隊と緊密に連絡を図るとともに、市長は、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。

第1 知事等の派遣要請

[資料編 資141頁]

1 派遣要請の要求（大阪府知事）

市長が、府知事に対して自衛隊の派遣要請を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求するとともに、府知事及び陸上自衛隊第36普通科連隊長と必要に応じて協議を行う。また、事後速やかに文書を提出する。

2 災害状況の通知（陸上自衛隊第36普通科連隊長）

市長は、通信の途絶等により府知事に対しての要請の要求ができない場合は、直接自衛隊（陸上自衛隊第36普通科連隊長）に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに府知事に通知する。

第2 自衛隊の自発的出動基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- 1 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 2 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 3 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- 4 その他災害に際し、前述(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第3 派遣部隊の受入れ

- 1 市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。
- 2 市は、派遣部隊の宿营地（トイレ、水道、電気等のインフラが整備された体育館等の既存の建屋）及び駐車場の使用について配慮する。
- 3 市は、派遣部隊が活動の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。
- 4 市は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4 派遣部隊の活動内容

自衛隊に派遣要請を求めることができる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ、やむを得ない場合（「公共性」「緊急性」「非代替性」の要件を満たすこと）であって、概ね次の

活動内容とする。また、被災直後は混乱していることから、自衛隊派遣部隊の活動内容について、「提案型」の支援が適切に行えるよう、被災状況や支援ニーズを出来る限り把握し情報共有を行う。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 避難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

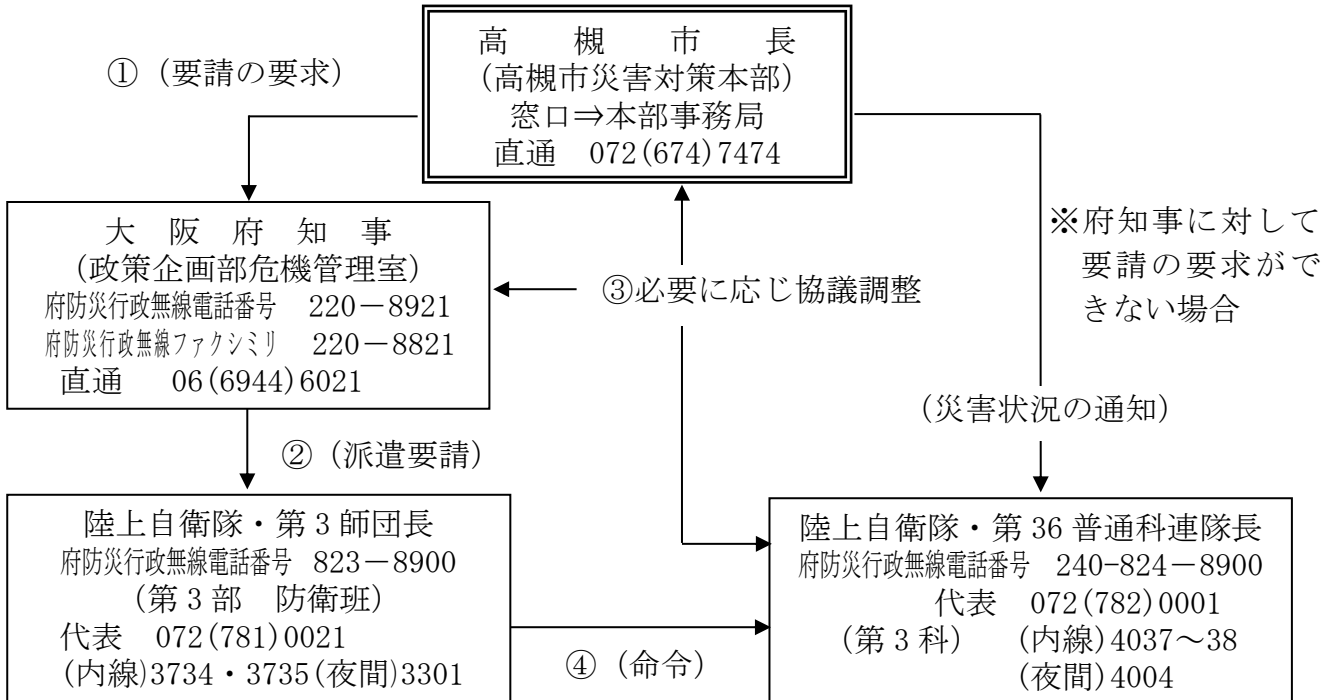
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第5 撤収要請

[資料編 資141頁]

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、府知事に対して、自衛隊の撤収を要請する。

第6 自衛隊派遣要請系統図



第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合は、高槻市受援計画に基づき、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、消防・警察・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る等、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して、積極的に支援を行う。

被災市町村に職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。市の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、防災関係機関との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

第1 大阪府知事等に対する要請等

1 大阪府知事に対する応援の要求又は実施の要請

市長は、府知事に対して応援を要請するときは、以下の事項を明確にして、府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 応援を要請する理由
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援の要請を必要とする期間
- (4) その他必要事項

2 指定地方行政機関の長、大阪府知事、指定公共機関（特定独立行政法人に限る）に対する職員の派遣要請又は大阪府知事に対するあっせん要請

市長は、府知事等に対して職員の派遣又はあっせんに要請するときは、以下の事項を明確にして府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣又は派遣のあっせんに要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあっせんに要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあっせんに必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要事項

3 防災協定締結自治体及び防災協定締結企業等への応援要請

市は、災害状況に応じて防災協定を締結している自治体や民間企業等に、必要な応援要請を行う。また、応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。

第2 応援・支援の受入れ体制

1 誘導・受入れ拠点の確保

[資料編 資 50 頁]

広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認、調整のうえ防災拠点を開設し受入れる。その際、状況によっては、感染症対策のため適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援に伴い誘導の要求があった場合は、高槻警察署と連携し誘導する。

2 連絡所等の設置

応援部隊との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所を設置する。

3 資機材等の準備

応援部隊（団体、個人）の作業等に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

4 災害時用臨時ヘリポート

[資料編 資91頁]

ヘリコプターを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期す。

第3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の応援要請

市は、災害時には、必要に応じて国土交通省近畿地方整備局に情報連絡員（リエゾン）の派遣及び以下の内容について応援要請を行う。

- (1) 情報の収集・提供
- (2) 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊を含む）
- (3) 災害に係る専門家の派遣
- (4) 保有車両、災害対策用機械等の貸し付け
- (5) 保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- (6) 通行規制等の措置
- (7) その他必要な事項

第4 応急対策職員派遣制度に基づく支援

総務省は、府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、府及び防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

〔 第 3 編 災害応急対策 〕

第 2 章

情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に伝達、周知するなど被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。

第1 気象予警報等の伝達

1 大阪管区気象台が発表する気象予警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(1) 注意報

気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。なお、本市における各基準は別表による。

種類		発表基準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
	雷注意報 ※注6	落雷等により被害が予想される場合。

	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ア) 積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 イ) 積雪の深さが 50cm 以上あり、气象台における最高気温が 10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。
	霜注意報	4 月 15 日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。

(2) 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。なお、本市における各基準は別表による。

種類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島(アメダス)の観測値は25m/sを目安とする。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島(アメダス)の観測値は25m/sを目安とする。
	大雨警報 注4	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。
地面現象警報★	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
浸水警報★	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。(気象庁予報警報規則第12条)

★印は、その警報事項を気象警報に含めて行う。(気象庁予報警報規則第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。

注5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害につ

第3編 災害応急対策
 第2章 情報収集伝達・警戒活動
 第1節 警戒期の情報伝達

いての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(別表) 警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
 発表官署 大阪管区気象台

高槻市	府県予報区	大阪府		
	一次細分区域	大阪府		
	市町村等をまとめた地域	北大阪		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20	
		土壌雨量指数基準	155	
	洪水	流域雨量指数基準	芥川流域=16.2, 女瀬川流域=8.7, 檜尾川流域=9.8	
		複合基準* ¹	女瀬川流域=(11, 7.2), 檜尾川流域=(11, 8.9)	
		指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	102	
	洪水	流域雨量指数基準	芥川流域=12.9, 女瀬川流域=6.9, 檜尾川流域=7.8	
		複合基準* ¹	芥川流域=(11, 10.3), 女瀬川流域=(7, 6.5), 檜尾川流域=(7, 7.8)	
		指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm
			山地	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%		
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨* ²		
	低温	最低気温-5℃以下		
霜	4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 山地40cm以上 気温:-2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*¹(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*² 気温は大阪管区気象台の値。

※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。

※土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
地震（地震動）	震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合

(4) 気象情報

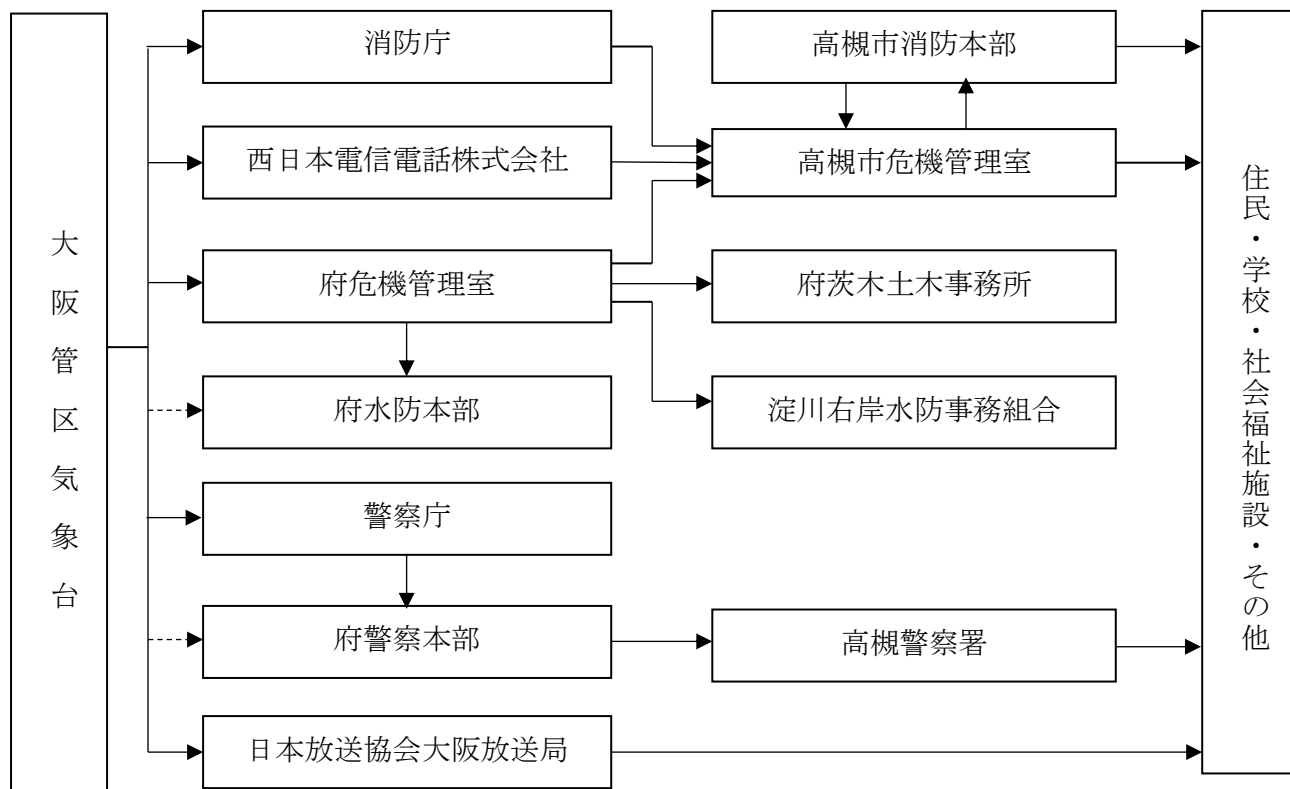
気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当の一次細分区域名（本市は大阪府）を対象に発表される。有効期間は発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

特に、竜巻の目撃情報を得て発表される竜巻注意情報にあつては、別の竜巻が府内や近隣府県で発生する確率が高まることから、同注意情報（【目撃情報あり】）が発表された際には、多様な伝達手段を用いて遅滞無く住民に伝達する。

3 気象予警報等の伝達系統



(注) 西日本電信電話株式会社からは警報のみ伝達される。

4 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、淀川洪水予報実施要領に基づき、淀川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項)

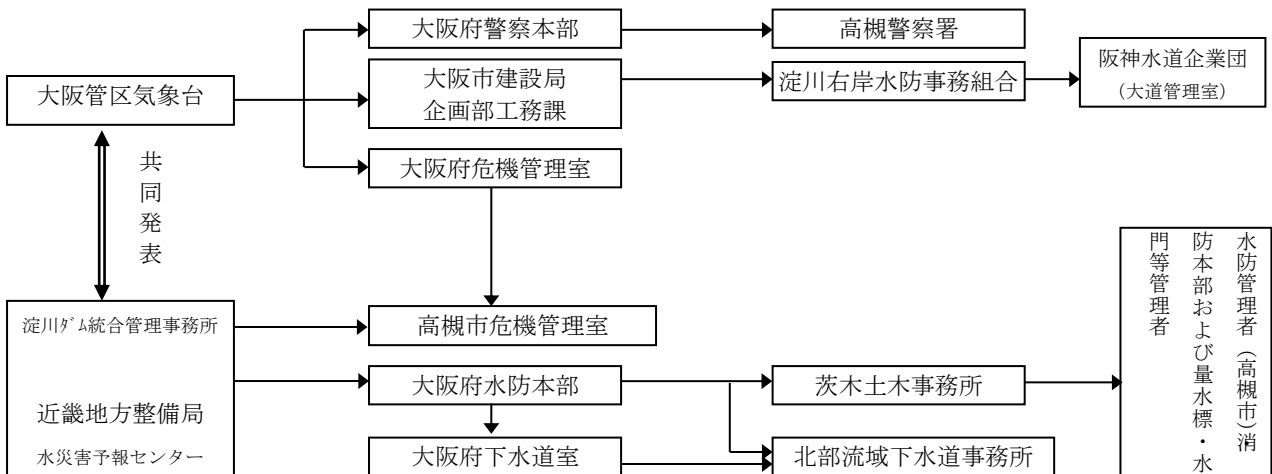
また、市は避難指示等の発令時には、必要に応じて近畿地方整備局に対し、河川の状況や今後の見通し等について確認を行う。

(1) 発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する

	対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(2) 通信連絡系統図



5 大阪管区气象台と府が共同で発表する洪水予報

大阪管区气象台と府は、府知事指定河川洪水予報実施要領に基づき安威川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条)

また、市は避難指示等の発令時には、必要に応じて府に対し、河川の状況や今後の見通し等について確認を行う。

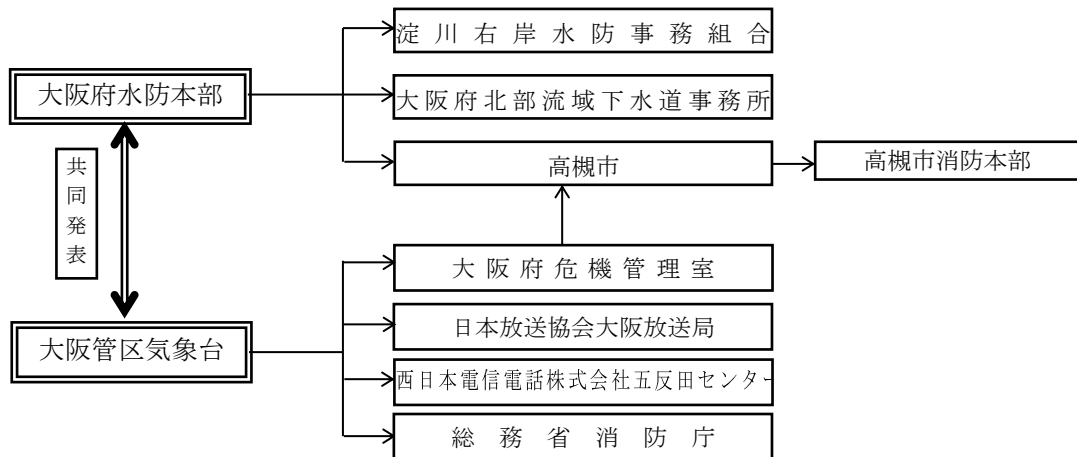
(1) 発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
------------------	---

(2) 神崎川・安威川洪水予報

神崎川・安威川洪水予報通信連絡系統図



第2 土砂災害警戒情報の伝達

1 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）

(1) 土砂災害警戒情報の留意点

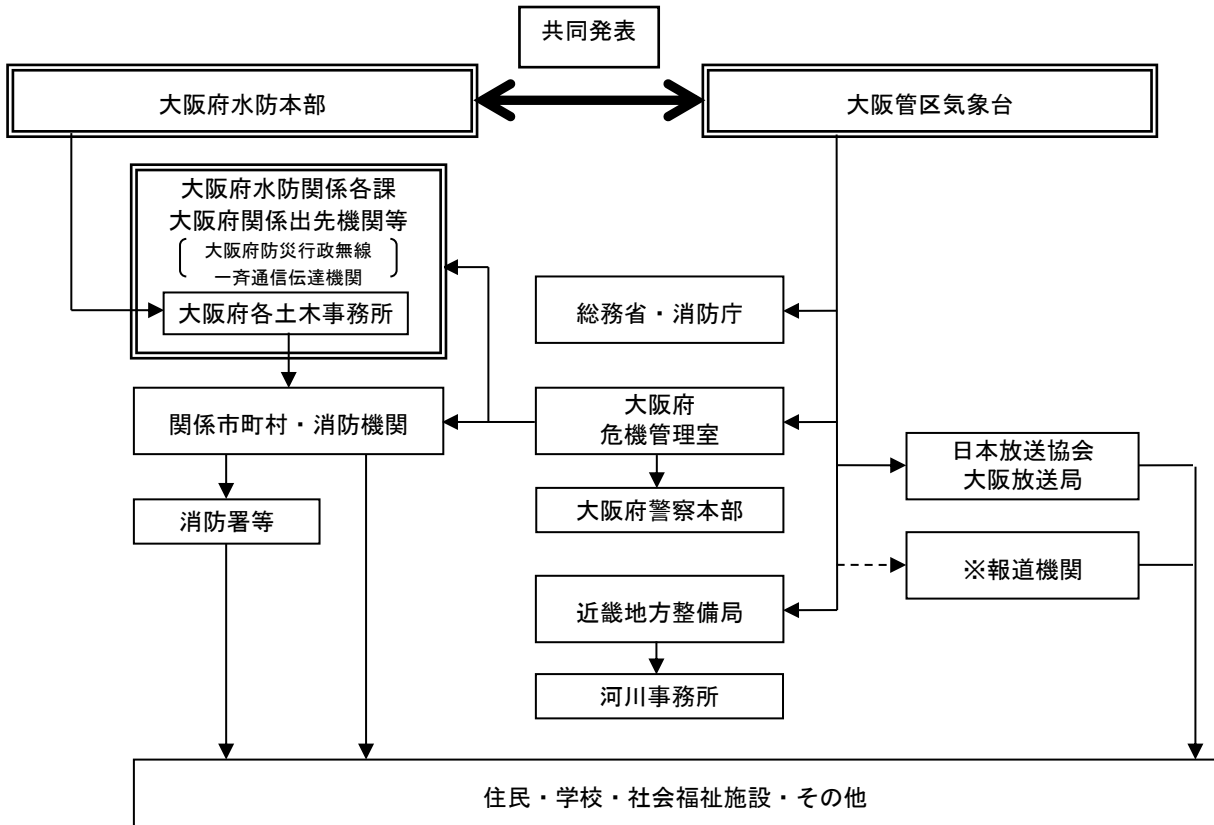
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分かどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

※土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

(2) 土砂災害警戒情報伝達系統図



※東京キー局・気象業務支援センター等の他機関を介した伝達

第3 地震情報

1 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 （注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

第3編 災害応急対策
 第2章 情報収集伝達・警戒活動
 第1節 警戒期の情報伝達

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報（警報）を発生した場合 	
各地の震度に関する情報 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・長周期地震動階級1以上 	<p>長周期地震動階級1以上を観測した場合に観測点で観測した長周期地震動階級などを発表する情報で、地震発生から10分程度でオンライン配するとともに、気象庁ホームページに掲載。</p>
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

2 緊急地震速報

(1) 発表等

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上又は長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(2) 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

第4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

1 キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準

	への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
--	---

第5 住民への周知

市は、防災行政無線、ホームページ、広報車、ケーブルテレビ、SNS等を利用し、住民及び要配慮者利用施設の施設管理者等に対して、気象警報や避難情報等を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒域内にある要配慮者利用施設の施設管理者等に対して、水防法第15条及び土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、洪水予報や土砂災害警戒情報等を、避難情報と合わせて伝達する。

周知に当たっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、地域の団体、福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、要配慮者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び气象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲をあらかじめ指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

第2節 警戒活動

市及び防災関係機関は、連携して正確な気象情報を収集、把握し状況に応じた警戒体制をとる。

第1 気象観測情報の収集伝達

1 雨量

[資料編 資 73 頁他]

市域内の雨量計が通報水位、警報水位に達した時は、市及び防災関係機関は、相互に情報伝達をする。夜間、休日時においては、自動電話応答装置等により、あらかじめ指定された市職員への個別通知を実施する。

2 河川・水路、ため池の水位

[資料編 資 74 頁他]

市域内の河川・水路の水位計が通報水位、警報水位に達した時は、市及び防災関係機関は、相互に情報伝達をする。夜間、休日時においては、自動電話応答装置等により、あらかじめ指定された市職員への個別通知を実施する。

また、大阪府水防計画における市域の防災重点ため池（B級 1 か所・C級 13 か所）の水位状況をため池管理者から情報収集を行い、防災関係機関に情報伝達を行う。

3 情報交換

市及び防災関係機関は、気象観測情報等の交換に努める。

第2 水防警報及び洪水予報、水位到達情報等

[水防組織の基本的な受け持ち区域]

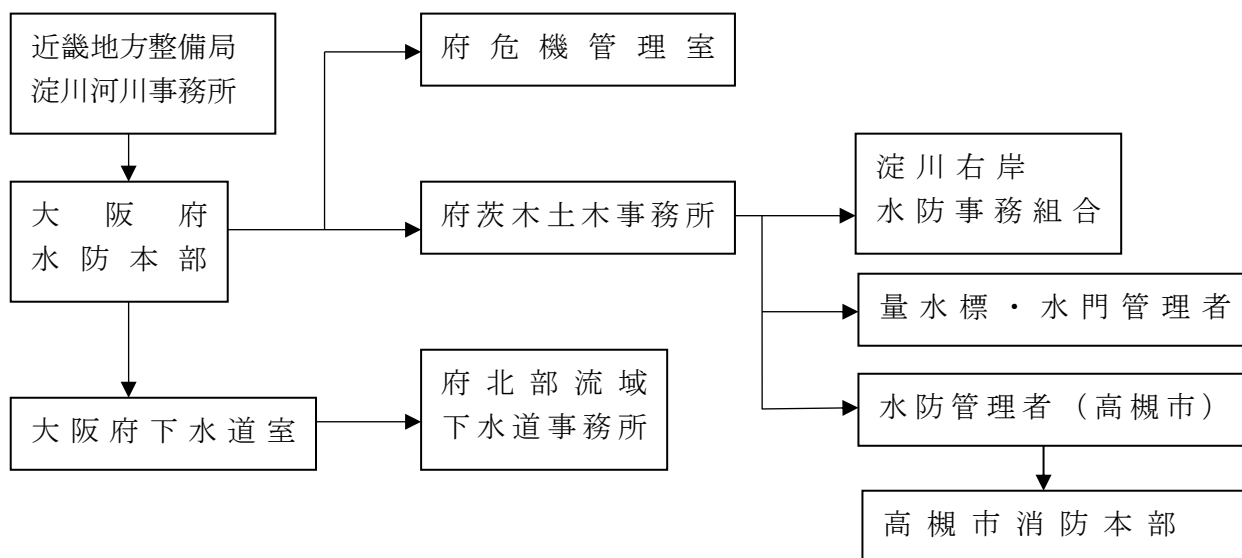
河川名	淀川右岸水防事務組合	高槻市
淀川	本市域全域	
芥川	(右岸) 淀川合流点から女瀬川合流点まで	(右岸) 女瀬川合流点から上流
	(左岸) 淀川合流点から阪急京都線まで	(左岸) 阪急京都線から上流
檜尾川	淀川合流点からJR東海道線まで	JR東海道線から上流
女瀬川		全流域
東檜尾川 西檜尾川 真如寺川 東山川 西山川		全流域

1 近畿地方整備局が発表する水防警報（淀川）

淀川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、淀川河川事務所長は、水防警報を発表し、府知事(水防本部長)に通知し、淀川右岸水防事務組合及び市に伝達する。

種 別	発 令 の 時 期
待 機	水防団待機水位（通報水位）を超したとき
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超す3時間前
出 動	氾濫注意水位（警戒水位）を超す2時間前
解 除	水防活動の終わるとき

2 近畿地方整備局が発令する水防警報伝達系統図（淀川）

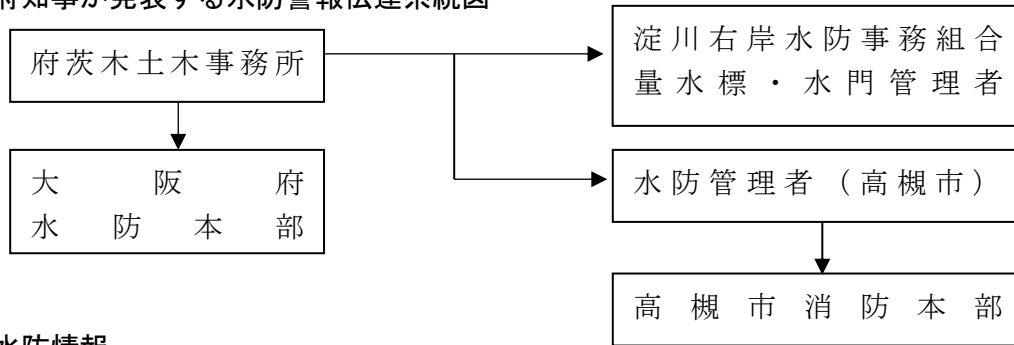


3 知事が発表する水防警報（芥川・女瀬川・檜尾川・安威川・水無瀬川）

府知事が指定する河川（芥川・女瀬川・檜尾川・安威川・水無瀬川）において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長（茨木土木事務所長）は、直ちに水防警報を発表し、水防管理者（市長）に通知するとともに、水防本部に通知する。

種 別	発 令 の 時 期
準 備	水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき
出 動	①氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき ②氾濫注意水位（警戒水位）を超えることが予想されるとき
解 除	①水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降、又は以上であっても水防活動を必要としなくなったとき ②水防団待機水位を上回っている状態で出動態勢に入らないまま、氾濫注意水位を超えるおそれがなく、水防活動を必要としなくなったとき、または大雨（洪水）注意報が解除されたとき ③水防団待機水位を下回ったとき

4 府知事が発表する水防警報伝達系統図



5 水防情報

淀川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜府知事（水防本部長）に通知し、自ら掌握した情報もあわせて、淀川右岸水防事務組合及び市に通知する。

6 洪水予報

(1) 淀川洪水予報

淀川の洪水に関する予報は、淀川洪水予報実施要領に基づき、近畿地方整備局及び大阪管区気象台が共同で行い、府及び水防管理者（市長）に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(2) 神崎川・安威川洪水予報

安威川の洪水に関する予報は、府知事指定河川洪水予報実施要領に基づき、府及び大阪管区気象台が共同で行い、水防管理者（市長）に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

7 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表（水位周知河川（芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川））

府は、水位周知河川（府管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川）について、避難判断水位（高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示等の判断の目安となる水位）に到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

発表情報	発表の基準
氾濫警戒情報	対象量水標で避難判断水位に達した場合。
氾濫危険情報 （洪水特別警戒水位到達情報）	対象量水標で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した場合。
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合。

8 その他河川

その他の河川についても必要に応じて近畿地方整備局及び府に対し、河川の状況や今後の見通し等について確認を行う。

第3 水防活動

水防管理団体である市及び淀川右岸水防事務組合は、市域において洪水等の災害の発生が予想される場合は、府、近畿地方整備局等と連携し、水防活動を実施する。

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに現地指導班長（茨木土木事務所長）に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの越水状況
 - ウ 樋門の水漏れ
 - エ 橋梁等構築物の異常
 - オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 樋門等の遅滞のない操作及び樋門等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。
- (5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

第4 土砂災害警戒活動

市及び府は、豪雨等によって生じる土砂災害に備え体制を整備し、情報の収集・伝達及び避難誘導の活動等に努めるとともに、非常時においては団体相互の協力及び応援を図りながら、迅速かつ的確な活動を実施する。

1 警戒活動

市は、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域等を対象に防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努めるとともに、消防団や地域の市民防災組織等からの情報収集やドローンを活用した被害状況等の把握を行う。

また、土砂災害の発生が確認された場合やそのおそれが高まっていると判断される場合は、災害対策本部に報告するとともに、住民の避難誘導を行う。

2 斜面判定制度の活用

市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

第5 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある、堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動などの異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官に通報する。

通報を受けた施設管理者又は警察官は、その旨を速やかに市長に、また、市長は必要に応じて府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1 地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動 など

2 水害（河川、水路、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの越水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など

3 土砂災害

(1) 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在 など

(2) 地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し など

(3) がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下など

(4) 山地災害

わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走る など

第6 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風その他の災害に備える。

1 ライフライン事業者

水道、下水道、電力、ガス、電気通信の各事業者は、気象情報の収集に努め、必要に応じて応急対策要員の確保、資機材の点検、整備、確保等、安全上必要な措置を講じる。

2 放送事業者

市域において放送事業（ケーブルテレビジョン）を行う事業者は、気象情報の収集に努め、必要に応じて放送設備・空中線の点検、緊急放送の準備等、安全上必要な措置を講じる。

3 交通施設管理者

高槻市営バス、鉄道（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）の各事業者は、気象情報の収集に努め、必要に応じて応急対策要員の確保、資機材の点検、整備、確保等、安全上必要な措置を講じるとともに、利用者の混乱を防止するための適切な措置を講じる。

また、定められた基準により、通行、運行の禁止、制限等の規制を行う。

4 道路管理者

道路管理者は、第3編「災害応急対策」第5章「交通対策、緊急輸送活動」第2節「交通の維持復旧」を準用するほか、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

第7 物資等の事前状況確認

[資料編 資59頁]

市及び府は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第8 ホットライン

市は、河川の水位状況については、河川管理者とのホットラインにより、また、気象状況については大阪管区气象台とのホットラインにより、迅速な情報共有に努めるものとする。

第3節 発災直後の情報収集伝達

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）や防災情報システム等を活用し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。特に市北部の中山間地域との通信手段の確保については、特段の配慮を行う。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性などの観点から情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集の方法

1 地震情報の収集

府及び大阪管区気象台は、地震等の観測が迅速かつ正確に行われるよう、地震計ネットワークの整備・充実を図っており、市はこれに協力・協調し、地震情報の迅速な収集に努める。

(1) 地震情報の流れ

大阪管区気象台は、常時、地震や地動及び震度の観測を行っており、観測及び解析の成果を地震情報として発表し、府等防災関係機関に通知する。

府は、その地震情報を大阪府防災行政無線等により市町村に伝達するとともに、府内各地に設置した計測震度計の震度を大阪府震度情報ネットワークシステムにより収集・解析し、大阪府防災行政無線等で市町村に伝達する。

(2) 市独自の情報収集

本庁舎内及び消防本部に設置した計測震度計による震度を速やかに収集し、所定の職員に伝達する。

2 気象情報の収集

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象情報を迅速に収集する。

(1) 気象情報の流れ

大阪管区気象台は、気象業務法に基づき、気象現象等により災害発生のおそれがあると予想される場合は、注意報・警報等を発表し、大阪府等防災関係機関に通知する。

大阪府は、その注意報・警報等を大阪府防災行政無線等により市町村に伝達する。

ア 大阪管区気象台の発表する気象予警報等

イ 大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

「第3編第2章第1節第1気象予警報等の伝達」参照

(2) 市独自の気象情報収集

市域に設置された雨量計及び水位計など観測システムによる観測情報を速やかに収集し、所定の職員に伝達する。

3 被害情報の収集

災害時における被害情報収集の取りまとめは、災害対策本部事務局が行う。

(1) 収集の方法

ア 災害対策本部各対策部

災害対策本部の各対策部は、それぞれが得た被災状況を整理し、必要な情報を災害対策本部事務局に伝達する。

イ 災害対策本部方面隊

方面隊員は、指定避難所及び指定緊急避難場所の状況や避難者等からの被災情報を災害対策本部事務局に伝達する。

ウ 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの被災状況と災害対策の上で知り得た被災状況を災害対策本部事務局に伝達する。

被害状況によっては、自衛隊、府警察、大阪市消防局等のヘリコプターからの情報提供を要請する。

エ 参集途上の職員からの情報

全ての職員は、災害による参集途上に被災情報を収集し、配備先の責任者はとりまとめて必要な情報を災害対策本部事務局に伝達する。

オ 住民及び市民防災組織からの情報

住民及び市民防災組織からの被災情報は、連絡を受けた対策部が必要な対策部に伝達する。

(2) 情報収集事項

収集する災害情報は次のとおりとする。

ア 火災の発生状況、延焼状況

イ 救助を要する人的被害状況

ウ 急傾斜地の被災状況、崩壊危険性

エ 建築物の被災状況

オ 道路・鉄道の被災状況

カ 住民の避難の状況

キ ライフラインの被災状況

ク 河川の状況、浸水の状況

4 災害情報の伝達

住民等への災害情報の伝達に当たっては、要配慮者にも配慮しながら次のとおり行う。

(1) 防災行政無線

ア 屋外拡声子局による伝達

市内に設置した屋外拡声子局を利用して、災害情報を伝達する。避難指示等の発令時にはサイレン吹鳴を行うほか、株式会社ジェイコムウエストが提供する防災情報サービス受信端末機に防災行政無線の放送内容を伝達する。

イ 戸別受信機による伝達

公共施設に設置した戸別受信機で災害情報を伝達する。戸別受信機は主に災害情報を市職員に伝達することを目的としており、「指定避難所」と位置付けられた施設へは、この戸別受信機を利用して災害情報を伝達する。

(2) 広報車、自転車の利用

無線が途絶した場合や避難指示等を限られた地域に伝達する場合は、広報車、自転車等を利用して災害情報を伝達する。

(3) ケーブルテレビ等の利用

株式会社ジェイコムウエスト等と締結した災害報道に関する協定に基づき、災害時にはケーブルテレビ等を利用して、災害対策本部の災害情報を放送する。

(4) インターネット等の利用

市ホームページへの掲載、緊急速報メール、高槻市公式X（旧ツイッター）「(公式) 高槻市防災情報」、高槻市LINE公式アカウント等により災害情報を伝達する。

(5) 緊急連絡の実施

高槻市コミュニティ市民会議への緊急連絡等により災害情報を伝達する。

第2 大阪府への報告

市域内に災害が発生した場合、市長は災害の状況、対策措置等を次のとおり府防災情報システムを活用して府知事へ報告する。同システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話、ファクシミリ等により報告する。但し、地震が発生し、市域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。

また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

1 報告の基準

被害情報等の報告は、次に定めるところにより行う。

- (1) 災害対策本部を設置したとき
- (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的な影響から見て、報告の必要があるもの
- (3) その他特に報告の指示があったもの

2 報告の事項

- (1) 災害の原因と内容
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 災害の程度
- (5) 災害に対し執られた措置
- (6) その他必要な事項

3 報告先

被害状況などの報告は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領並びに火災・災害等即報要領により、基本的に府に報告する。

- (1) 住民から消防機関への通報が殺到する場合は、かなりの被害があることが予測されるため、その状況を府に通報する。
- (2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、内閣総理大臣に報告する。

4 報告の種別

[資料編 資 142 頁他]

報告する期間は、次の区分により災害が発生したときから、応急措置が完了するまでの間とし「災害状況等報告様式」により報告する。

(1) 発生報告

災害発生直後に、被害状況の概要を電話等で報告するとともに、避難・救護の必要性及び災害拡大のおそれなど、災害対策上必要と認められる事項についてもその概要を報告する。

また、土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を、大阪府危機管理室に対して行うとともに、茨木土木事務所に次の様式により報告を行う。

- ア 災害報告（地すべり）報告様式
- イ 災害報告（がけ崩れ）報告様式
- ウ 災害報告（土石流等）報告様式

(2) 中間報告

発生報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を報告する。

(3) 最終報告

応急措置が完了した場合は、「災害状況等報告様式」の全項目について、20日以内に報告する。

第3 人的被害状況等の報告

市は、把握している人的被害の数（死者・行方不明者をいう。）を府に連絡し、府は、市をはじめとする防災関係機関が把握している情報を積極的に収集の上、一元的に集約・調整を行うとともに、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

なお、府が人的被害の数について広報を行う際には、適切に行われるよう密接に連携する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。

第4 通信手段の確保

市をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

1 有線電話等

(1) 災害時優先電話

[資料編 資 71 頁]

災害時の救助、復旧や公共の秩序を維持するため、非常・緊急事態が発生した場合においては、災害対策基本法第57条及び第79条の規定に基づき、あらかじめ災害時優先電話を登録し、通信連絡を確保する。

- (2) 災害用携帯電話 [資料編 資 71 頁]
災害現場との直接の通信連絡の確保や災害業務全般について、災害用携帯電話を確保する。
- (3) 災害用衛星携帯電話 [資料編 資 71 頁]
災害時に孤立するおそれのある中山間地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保する。

2 無線通信

- (1) 大阪府防災行政無線 [資料編 資 70 頁]
府が府防災機関及び府下市町村に設置した無線通信設備。
大阪府危機管理室、茨木土木事務所、北部農と緑の総合事務所、淀川右岸水防事務組合等との相互通信が可能。
防災専用電話機及び防災専用ファクシミリが市庁舎本館4階危機管理室・市庁舎総合センター6階防災無線室・消防本部指令調査室に設置されているほか、本庁舎では内線電話での発着信も可能。
- (2) 大阪府防災情報システム（O-D I S）
市庁舎本館4階危機管理室に設置された大阪府防災情報システム端末機より、被害情報等を収集・伝達する。
- (3) 高槻市防災行政無線 [資料編 資 65 頁他]
災害時における災害情報を伝達し、被害状況や応急復旧対策活動状況の情報を収集する。防災行政無線は次の2種類に区分される。
ア 移動系無線
高槻市組織内の相互通信
イ 固定系無線
災害情報や災害指令の同報（一方）通信
- (4) 高槻市消防無線 [資料編 資 69 頁]
消防・救急活動を迅速かつ円滑に実施することを目的として、高槻市消防本部に設置した無線設備緊急かつ特別の必要がある場合には、この無線を利用する。
- (5) 高槻市水道部業務用無線 [資料編 資 69 頁]
水道業務を効率的に行うことを目的として、高槻市水道部内に設置した業務用無線設備緊急かつ特別の必要がある場合には、この無線を利用する。
- (6) 高槻市交通部業務用無線 [資料編 資 69 頁]
市バス運行業務を効率的に行うことを目的として、高槻市交通部内に設置した業務用無線設備緊急かつ特別の必要がある場合には、この無線を利用する。
- (7) アマチュア無線
高槻市のアマチュア無線クラブと災害時の通信に関する協定を結び、災害時にはアマチュア無線による通信連絡体制を確保する。
- (8) その他の無線設備
災害時における通信連絡で、緊急かつ特別の必要がある場合は、ライフライン機関や公共交通機関、医療機関等の協力を得て、当該機関の保有する無線設備を利用して、通信連絡を確保する。

3 その他の手段

有線電話が途絶し、あるいは無線が途絶もしくは交信の輻輳により使用不可能の場合は、書面の持参等により情報伝達を行う。

第4節 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、通勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客等に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を要配慮者にも配慮しながら、様々な手段を用いて提供する。

第1 災害モード宣言

学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかけるために府が発表する「災害モード宣言」に基づき、市は住民や事業者等に対し、市内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、注意を呼びかける。

1 発信の目安

(1) 台風

気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合

(2) 地震

府域に震度 6 弱以上を観測した場合

(3) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

(1) 台風

ア 自分の身の安全確保

イ 出勤・通学の抑制

ウ 市長の発令する避難情報への注意

(2) 地震

ア 自分の身の安全確保

イ 近所での助け合い

ウ むやみな移動の抑制

エ 出勤・通学の抑制

第2 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報誌の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 広報の内容

(1) 台風接近時の広報

ア 台風についての情報

イ 不要不急の外出抑制の呼びかけ

ウ 鉄道等の交通機関の運行情報 など

- (2) 地震発生直後の広報
 - ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象の状況
 - イ 出火防止・初期消火の呼びかけ
 - ウ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
 - エ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 など
- (3) 風水害発生直後の広報
 - ア 気象等の状況
 - イ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
 - ウ 土砂災害（二次的災害）の危険性 など
- (4) その後の広報
 - ア 二次災害の危険性
 - イ 被災状況とその後の見通し
 - ウ 被災者のために講じている施策
 - エ ライフラインや交通施設等の状況
 - オ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
 - カ 交通規制情報
 - キ 義援物資等の取扱い など

2 広報の方法

- (1) 広報誌の内容変更・臨時発行
- (2) ホームページ、SNSによる広報
- (3) 広報車による現場広報
- (4) 防災行政無線（同報系）による地区広報
- (5) 指定避難所への職員の派遣、広報誌・チラシの掲示・配布
- (6) 報道機関等への情報提供
- (7) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報
- (8) 高槻市コミュニティ市民会議への緊急連絡等による災害情報の伝達

3 災害時の広報体制

- (1) 広報担当
 - ア 災害情報・被害状況等災害に関する広報は、本部事務局が統括する。
 - イ 各部における広報を必要とする事項は、すべて本部事務局に連絡する。
- (2) 情報等広報事項の収集
 - ア 本部事務局は、災害対策本部の各部が把握する災害情報、広報資料を積極的に収集する。
 - イ 本部事務局は、必要に応じて災害現地に出向き、写真撮影、その他の取材活動を実施する。

第3 報道機関との連携

1 報道機関への情報提供

地震に関する情報、被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、各報道機関等に対し情報提供を行う。

2 要配慮者に配慮した広報

(1) 障がい者等への情報提供

広報に当たっては、手話通訳・字幕入放送等、障がい特性に配慮した広報を行う。

(2) 外国人への情報提供

府は、必要に応じ、放送事業者に対し、外国語放送等、適切な対応を要請する。

(3) 避難行動要支援者への情報提供

広報に当たっては、避難行動要支援者に配慮した広報を行う。

3 安否情報の提供

日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。

第4 広聴活動の実施

市及び防災関係機関は、住民からの要望事項等を把握するとともに、各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話等を備えた被災者支援センターを開設するなど積極的に広聴活動を実施する。

[第 3 編 災害応急対策]

第 3 章

消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

市は、府、他市等、府警察及び自衛隊と活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 市・消防本部

1 災害発生状況の把握

市は、災害用高所監視カメラ、ドローンによる空撮、ヘリコプター映像受信装置、巡回等を通じて被災状況の早期把握に努め、防災関係機関への情報伝達に努める。

2 応急活動の基本

(1) 消火活動

ア 初動体制を確立し災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し消火活動を実施する。

イ 延焼動態から避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

ア 府警察及び防災関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救助活動を実施する。

イ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場における人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

第2 消防署・消防団の活動

大地震発生時には、家屋の倒壊等による人命損傷はもとより同時多発火災により極めて大きな人命危険が予想されるので、市は、消防の全機能をあげて出火の防止、初期消火及び延焼防止にあたるとともに、救助・救急活動を行う。

その際、住民の生命と身体の安全を図るため、住民の生活に直接影響する施設に対する防御を重点的に実施する。

1 特別警備体制の発令

消防長は、本市域における地震災害の発生に際し、火災又は救助・救急事案が多発し若しくは予想される場合は特別警備体制を発令し、消防隊の増強を図る。

2 特別警備本部の設置

[資料編 資 77 頁他]

消防長は、消防特別警備体制を発令したときは、消防本部に特別警備本部（以下「警備本部」という）を設置する。

3 非常召集

震災発生に伴う召集発令は、特別警備体制発令後非番等消防職員に対して行うものとする。ただし職員は、本市域で震度5強以上を観測した事実を知り得たときは、事前命令によるものとし

て自主的に参集する。

4 通信統制

指令調査室は、地震が発生して通信が輻輳するおそれがあるときは、無線統制及び有線統制を実施する。

5 有線通信施設障害時の体制

有線通信施設（指令電話・消防電話）に障害が生じた場合は、次により通信体制を確保する。

- (1) すべての有線回線に障害が生じた場合の情報伝達は、無線機や衛星通信等により行う。
- (2) 無線機や衛星通信等に障害が生じた場合は、伝令員を以て行う。

6 情報収集と提供

警備本部は、地震発生時には、直ちに情報収集と防災関係機関等への情報提供活動に着手する。

7 火災防御

火災防御に当たっては、人命の安全確保と火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を最重点とし活動を行う。

8 水利部署

地震による断水等が発生する可能性があるため、消火栓以外の水利を考慮した水利選定を行う。

9 飛び火警戒

出動隊の指揮者は、火災の状況、風向、風速により飛び火が発生するおそれがあると判断したときは、住民に対し飛び火による警戒と初期消火を依頼する。

特に、延焼阻止を行っている場合は、背後への飛び火に十分警戒する。

10 関係機関への出動要請

活動部隊の指揮者は、大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部、関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所等関係機関の協力が必要と判断した場合は、警備本部を通じ、出動を要請する。

11 救助・救急活動

地震災害により建築物等の倒壊、落下物及び火災等により広域的かつ集中的に救助、救急事案の発生が予測されるので、これに対処するため初動体制を確立するとともに、関係機関との連携体制を強化し迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

12 消防団の活動

[資料編 資 84 頁]

- (1) 地震の発生に際し、団の管轄区域内に人的、物的被害が発生し若しくは予想されるとき、団長は、直ちに団員の召集を行い区域内の災害防御にあたる。
- (2) 消防団の活動は、分団区域、担当区域内の活動を第一とするが、区域内の状況により他分団及び関係機関の応援を要請する。
- (3) 消防団長は、分団区域内の被害の状況を把握し分団間の出動調整をし、区域外への応援出動を命ずる。
- (4) 市域外への消防団の応援については、市・消防本部等関係機関と調整の上、市長の命によ

り、これを実施する。

第3 相互応援

市は、市内の被災状況から判断して、他市等の応援部隊が必要と認めるときは、消防相互応援協定に基づく応援要請及び緊急消防援助隊の出動を要請するとともに、災害の状況、地理などの情報を提供する。

第4 各機関による連絡会議の設置

市は、府、他市等、府警察、自衛隊と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るため必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

第5 市民防災組織

市は、地域住民による市民防災組織及び事業所の自衛消防組織等の育成に努め、災害時における消火・救助・救急活動がより円滑に行われる体制づくりを推進する。また、防災関係機関との連携に努める。

市民防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。また、防災関係機関との連携に努める。

第6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

市は、災害発生後、人的被害が生じた場合は、被災者に対して、医療関係機関との連携のもとに、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む。）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 医療情報の収集・提供活動

市は、災害対策本部を設置すると同時に、救護対策本部と連携して、人的被害・医療機関の被災状況、活動状況及び被災地医療ニーズ等について情報の収集・提供窓口を開設し、把握した情報を府へ提供する。また、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・出向

医療関係機関により編成された医療救護班は、あらかじめ指定された救護所等に出向し、傷病者の治療、歯科治療等の応急処置を行う。なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

(2) 医療救護班の搬送

原則として医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し移動する。ただし、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し搬送を行う。

(3) 救護所の開設

[資料編 資 86 頁]

災害発生直後に市内の指定避難所の中からあらかじめ指定した 9 か所に救護所を開設する。

また、市が市内病院の中からあらかじめ定めた市救護拠点病院 7 か所にも救護所を開設する。

(4) 医療救護班の受入れ・調整

市は、救護対策本部と連携して、府等からの医療救護班及び医薬品等の受入れと調整を行う。

2 現地医療活動

医療救護班は、災害発生直後に、救護所等で被災者の傷害程度に基づく治療の選択（トリアージ）・応急処置等の救護活動や歯科治療などを行う。

第3 後方医療対策

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

1 市救護拠点病院

[資料編 資86頁]

あらかじめ指定した7か所の市救護拠点病院（二次後送病院）は、救護所から搬送される入院を要する患者を受入れ、治療を行う。

2 大阪医科薬科大学病院

救護所・市救護拠点病院で治療困難と判断された患者は、大阪医科薬科大学病院に搬送する。

3 市災害医療センター

[資料編 資86頁]

市は、市災害医療センターとして指定する保健センター等において、救護対策本部と連携し、患者受入れに係る医療機関間の調整等を行う。

第4 医薬品等の確保・供給活動

市は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

市と救護対策本部は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病については、府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医療機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

[第3編 災害応急対策]

第4章

避難行動

第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市及び防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講じる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「災害時要援護者支援マニュアル」等に沿った避難支援に努める。

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため、避難指示等を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家の技術的な助言等を活用するなど、適切に判断を行うものとする。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

1 避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・府が提供する土砂災害危険度情報（注意）
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングであ	高齢者等避難 (市が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・府が提供する土砂災害危険度情報（警戒）

	る。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。		
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （市が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・府が提供する土砂災害危険度情報（危険）
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 （市が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・（大雨特別警報（浸水害））※1 ・（大雨特別警報（土砂災害））※1 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）

- 注1 市長は、居住者に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。
- 注2 市町村長が発令する避難指示等は、市町村長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。
- 注3 令和3年災対法改正により、警戒レベル5緊急安全確保は、災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令できるようになったことから、※1の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。
- 注4 気象庁は令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

2 実施者

(1) 緊急安全確保、避難指示

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに府知事に報告する。さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を

取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。府知事は、市が事務の全部又は大部分を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

ウ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)

オ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条)

カ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を発令する。

(2) 高齢者等避難

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、高齢者等避難を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

第2 洪水、土砂災害における避難情報の発令

市長は、大雨等により河川において基準水位に到達する又はその見込みがある場合や、土砂災害警戒区域等において基準値を超過した場合には、「避難情報判断・伝達マニュアル」に基づき避難情報を発令・伝達する。

第3 住民への周知

市長等は、避難指示等の発令に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。)、広報車、Ｌアラート(災害情報共有システム)、携帯メール、緊急速報メール、SNS等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、市及び府、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第4 避難者の誘導等

1 市

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、市民防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市が作成するマニュアル等に則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

3 避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第5 広域避難

1 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難や、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。

第6 避難者の運送

府は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請することができることから、必要に応じて府に要請を行う。

第7 警戒区域の設定

市長等は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市町村長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第73条)

- (2) 警察官又は海上保安官は、市町村長(権限の委任を受けた市町村の職員を含む。)が現場にいないとき、又は市町村長から要請があったときは警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (4) 消防長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災のおそれ著しく高く、被害を与えるおそれがあるときは警戒区域(火災警戒区域)を設定できる。(消防法第23条の2)
- (5) 消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、活動確保を主目的に警戒区域(消防警戒区域)を設定できる。(消防法第28条)
- (6) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。(水防法第21条)

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第2節 指定避難所の開設・運営等

市は、災害が発生したとき、指定避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

指定避難所の運営については、阪神・淡路大震災や東日本大震災等において行政主体の運営は困難であることが明らかとなったことから、地域住民が主体的に指定避難所の管理・運営を行うこととする。

なお、指定管理者が管理を行っている公の施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるとともに、各避難所の運営者と共に、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第1 指定避難所の開設

1 指定避難所等

市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難先を確保し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。避難が必要と判断した場合は、開設する指定避難所等を指定し住民に周知するとともに、市職員（方面隊員）を派遣し指定避難所を開設するとともに、必要に応じて、福祉避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、市職員（方面隊員）の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した市民防災組織の役員や施設の管理者を開設者とする。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

市は、指定避難所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、災害状況によっては、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

2 指定避難所等の開設基準

- (1) 災害の発生又は発生するおそれがあるとき
- (2) 災害対策本部が開設を決定したとき
- (3) その他、市長が必要と認めるとき

※ただし、本市域で震度5弱を観測した場合には原則として所定の方面隊基地避難所を、震度5強以上を観測した場合には原則全ての指定避難所及び指定緊急避難場所を方面隊によって自動的に開設する。

3 指定避難所等の開設方法

- (1) 施設の開館時：施設管理者が、方面隊と協力し指定避難所及び指定緊急避難場所を開設する。
- (2) 施設の閉館時：方面隊が、施設管理者と協力し指定避難所及び指定緊急避難場所を開設する。

4 指定避難所等の開設期間

指定避難所については災害発生の日から最長で7日間、指定緊急避難場所については概ね3日間とする。ただし、災害の状況や避難者の状況を踏まえ災害対策本部が決定した場合は、この限りではない。

5 指定避難所等の開設の留意点

- (1) 指定避難所及び指定緊急避難場所を開設した場合には、速やかに地域住民に周知する。
- (2) 開設に当たっては、指定避難所及び指定緊急避難場所の安全確保を行ってから行う。
- (3) 学校の教育活動に配慮する。
- (4) 緊急的な場合を除き、指定避難所及び指定緊急避難場所の開設に当たっては施設管理者にあらかじめ承諾を得て、協力を求める。
- (5) 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (6) 市は指定避難所等に避難した避難者について、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

6 指定避難所等の開設に伴う報告事項

災害対策本部長は、避難の指示をしたとき、又は指定避難所及び指定緊急避難場所を開設した場合には、ただちに府知事、高槻警察署長に以下のことを報告する。

- (1) 開設の日時、場所、施設名
- (2) 受入れ人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 救援食料の要否、必要量

第2 指定避難所の管理、運営

市は、作成した「避難所運営マニュアル作成モデル」に基づき、指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促進し、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの策定、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。また、正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、市民防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

1 受入れ対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者

- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難指示が発せられた場合
 - イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

2 指定避難所の管理運営の留意点

各指定避難所の運営は、初動期（災害発生当日）においては、方面隊及び施設管理者が中心となり活動する。展開期以降（2日目～）は、地域住民自らが主体的に指定避難所運営に取り組むための組織（以下「指定避難所運営組織」という。）において、次の事項に留意して出来る限り避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保
- (6) 避難行動要支援者への配慮
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- (8) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (9) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
- (10) 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮
- (11) 指定避難所運営組織への女性の参加
- (12) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (13) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- (14) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置することや、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置すること、照明を増設すること、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載することなど、女性や子ども等の安全への配慮。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供
- (15) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることの違いへの配慮
- (16) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底や、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体に対して必要な支援の要請
- (17) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
- (18) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、市民防

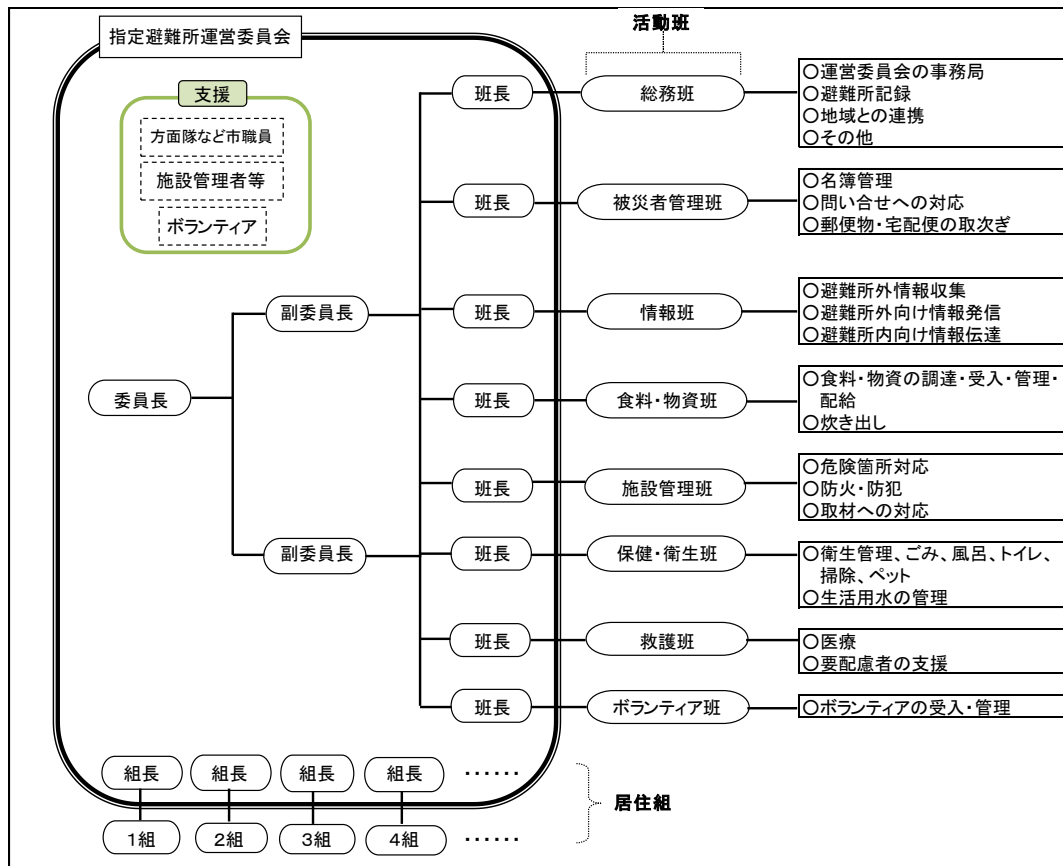
災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること

- (19) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- (20) 指定避難所における感染症対策のため、必要に応じて避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置
- (21) 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有すること

3 指定避難所運営組織

指定避難所運営組織は、住民から選ばれた指定避難所運営委員会の長を指定避難所運営責任者とする。方面隊及び施設管理者等は、組織の運営を支援する。組織編制に当たっては、指定避難所運営組織への女性の参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点について、人権的に配慮するものとする。また、要配慮者への配慮も行い、地域の市民防災組織の知見を活用するよう努める。

【指定避難所運営組織の例】



4 方面隊の役割

- (1) 初動期（災害発生当日）
 - ア 施設管理者と協力し、指定避難所の開設を行う。
 - イ 開設後の指定避難所運営を施設管理者と協力し実施する。
- (2) 展開期（2日目～）
 - ア 指定避難所運営組織を支援し、市災害対策本部との連絡を行う。

5 施設管理者の役割

- (1) 初動期（災害発生当日）
 - ア 方面隊と協力し、指定避難所の開設を行う。
 - イ 開設後の指定避難所運営を方面隊と協力し実施する。
- (2) 展開期（2日目～）
 - ア 指定避難所運営組織を支援し、指定避難所の施設管理を中心的に行う。

第3 指定避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅等の空き家などの利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、市及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者の低減に向けた方策を検討する。

第3節 避難行動要支援者への支援

市は、災害発生後直ちに地域で避難行動要支援者の避難支援等に携わる民生委員児童委員の関係団体等と連携して避難行動要支援者の被災状況の把握等に努め、被災した避難行動要支援者への支援活動を迅速かつ適切に実施するとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、市は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の派遣を府へ要請する。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 災害時要援護者支援マニュアル等に基づき、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、市民防災組織や地域包括支援センター等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、避難誘導等の支援に努める。

また、市及び府は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 所管する社会福祉施設等の施設設備、職員及び入所者の被災状況並びに今後の被災者の受入れ可能状況等について、市内の社会福祉施設等の協力を得て把握する。

2 避難行動要支援者の福祉ニーズ等の把握情報の提供等

市は被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努め、関係機関との連携のもと、避難行動要支援者に対して必要な支援を行うとともに、必要な情報の提供を行う。

また、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、市民防災組織や地域包括支援センター等の協力を得て、必要な情報が伝達できる体制を確保するよう努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

指定避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者及び障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるとともに、福祉的な支援が必要な人の生活再建に向けた支援を行う。

1 福祉サービスの継続的提供及び社会福祉施設等への緊急一時入所

介護サービス、介護予防・生活支援サービス及び障がい福祉サービスをニーズに応じて継続的に提供できるよう、関係機関との連携を図る。また、居宅、指定避難所では生活が困難な避難行動要支援者について、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一次入所等を迅速かつ円滑に行うとともに、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、ライフラインの確保や必要な支援を行う。

2 二次避難所（福祉避難所）の開設

[資料編 資 99 頁]

市は、指定避難所での生活が困難となった、又は困難と判断できる避難行動要支援者の状況を把握・集約し、社会福祉施設の協力を得て、二次避難所（福祉避難所）の開設及び受入れが円滑に行われるよう支援を行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れに努め、安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 広域支援の確保

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、府等に報告するとともに、必要に応じて、介護職員等の福祉関係職員の広域的な派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう関係機関に要請する。

第4節 広域一時滞在への対応

市は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び、福祉避難所を含む指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

[第 3 編 災害応急対策]

第 5 章

交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、災害発生時における道路状況の把握、交通規制等を行い、緊急交通路を確保することにより、効果的な救助・救急・消火、医療及び緊急物資の供給を実施するための緊急輸送活動を実施する。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保

[資料編 資 90 頁]

道路管理者は、災害応急対策実施のために選定された緊急交通路に対し、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、道路の破損、欠損等により危険があると認められる場合又は応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合は、関係機関と連携して通行規制、道路啓開を実施する。

また、使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

2 緊急交通路の住民等への周知

道路管理者は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民及び緊急輸送活動関係機関への周知に努める。

3 緊急輸送手段の確保

輸送手段の確保については、次のとおりとする。

(1) 市の所管する車両

[資料編 資 89 頁]

市災害対策本部の集中（一括）管理車両及び原課管理車両を確保する。

(2) 高槻市自動車運送事業（交通部）の車両

大型バス等の活用により、広域避難（大規模水害・土砂災害）時等の避難者輸送や、施設間の被災者を含む人員、物資の輸送活動を実施する。

また、低床バスの利用により身体障がい者等の避難行動要支援者の施設間搬送に努める。

(3) 防災協定締結企業の車両

災害状況に応じて、防災協定締結企業が所有する車両の派遣要請を行い輸送手段の確保に努める。

4 交通規制・管制の実施

(1) 交通規制等

道路管理者は、道路法第46条第1項の規定に基づき、災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され又は発見されたとき若しくは通報により認知したときは、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限を行う。

その他に道路交通の制限の権限は、災害対策基本法第63条第1項（警戒区域の設定）の規定に基づく市長、同法第76条第1項（緊急交通路の指定）及び道路交通法第4条第1項（交通規制）の規定に基づく公安委員会、同法第5条や第6条（交通規制）の規定に基づく警察署長及び警察官、災害対策基本法第76条の3の規定に基づく自衛隊員・消防吏員（警察官が現

第3編 災害応急対策
第5章 交通対策、緊急輸送活動
第1節 交通規制・緊急輸送活動

場にはない場合に限り)も有するもので、市長が道路交通の規制を行うに当たっては、高槻警察署長と協議して行う。

(2) 市道以外の規制

交通施設などの危険な状況が予想され又は発見されたときは、速やかに必要な規制を行う。

ただし、市長は、市以外の者が管理する道路、橋りょう施設で、道路管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに警察官に通報し、道路交通法に基づく交通規制を行うなどの必要な応急措置をとる。

(3) 迂回道路の選定

市道の交通規制を行った場合、高槻警察署長と協議のうえ、迂回道路の選定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(4) 警戒区域の設定等

災害が発生したときは、速やかに道路、橋りょうの通行可否の調査を実施し、通行不能又は障害のある地域については、警戒区域の設定、交通の規制を行うとともに、障害物の除去等により災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。なお、市長は警戒区域を設定し又は交通規制を行うときは、あらかじめ高槻警察署長と協議する。

(5) 相互連絡

市長、道路管理者、公安委員会及び高槻警察署長は、被災地の実態、道路、橋りょう及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び事由を相互に通知する。

第2 水上輸送

市及び防災関係機関は、道路の損壊や障害物の除去などの復旧作業が遅れ、緊急物資等の陸上輸送が困難になった時、関係機関と協議のうえ、河川の利用を実施する。

輸送手段としての船舶等については、府等へ派遣要請する。

第3 航空輸送

市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物等の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

第2節 交通の維持復旧

鉄道並びに道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を災害対策本部に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）

ア 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設（府、市、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

ア 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度規制を実施する。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

第2 交通の機能確保

鉄道、道路施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、交通機能の回復に努める。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）

ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度を考慮して、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

第3編 災害応急対策
 第5章 交通対策、緊急輸送活動
 第2節 交通の維持復旧

(2) 西日本旅客鉄道株式会社

地震が発生した場合、被害を最小限に防止し、輸送の安全を確保することを第一義として速やかに復旧を図る。

ア 地震時の運転規制基準

地震が発生したときの取扱いは次のとおりとする。

運 転 規 制	速 度 制 限
<p>高槻駅構内の地震計が測定震度 4.5 以上（震度 5 弱以上）を示したとき。 （標準） 規制区間内（長岡京～千里丘）を徒歩による地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は 45 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。</p>	<p>高槻駅構内の地震計が測定震度 4.0 以上 4.5 未満（震度 4 以上 5 弱未満）を示したとき。 （標準） 規制区間内（長岡京～千里丘）を初列車は 25 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行う。 加えて、規制区間内の要注意箇所（茨木～千里丘間／543k665m～543k778m）については初列車による異常の有無に加え、徒歩によるスポット巡回により異常がないことを確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。</p>

イ 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置する。

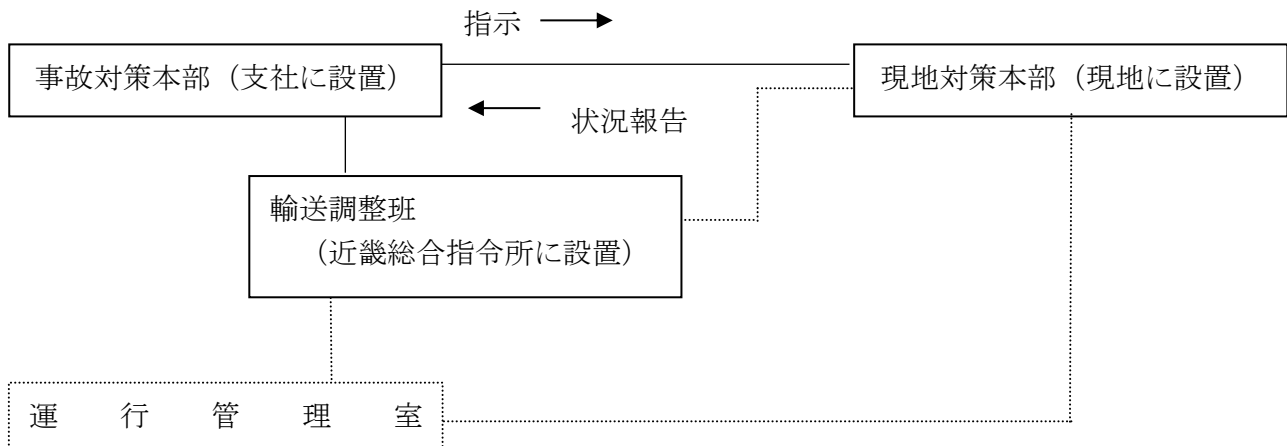
種 別	設 置 標 準	招 集 範 囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な列車事故が発生したとき ・旅客が死亡したとき ・多数の負傷者が生じたとき ・主要な本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき 	招集可能者の全員 (A 招集)
		招集可能者の半数 (B 招集)
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・列車事故が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき又は長時間影響を及ぼすとき ・特に必要と認めたとき 	必要最小限の数 (C 招集)

※ 招集範囲は、本部員の班別構成標準による。

※ 上記を標準として関係室課長及び駅区所長は、種別ごとの召集者を定めておくこと。

ウ 事故対策本部等の構成

(ア) 事故対策本部等の設置箇所

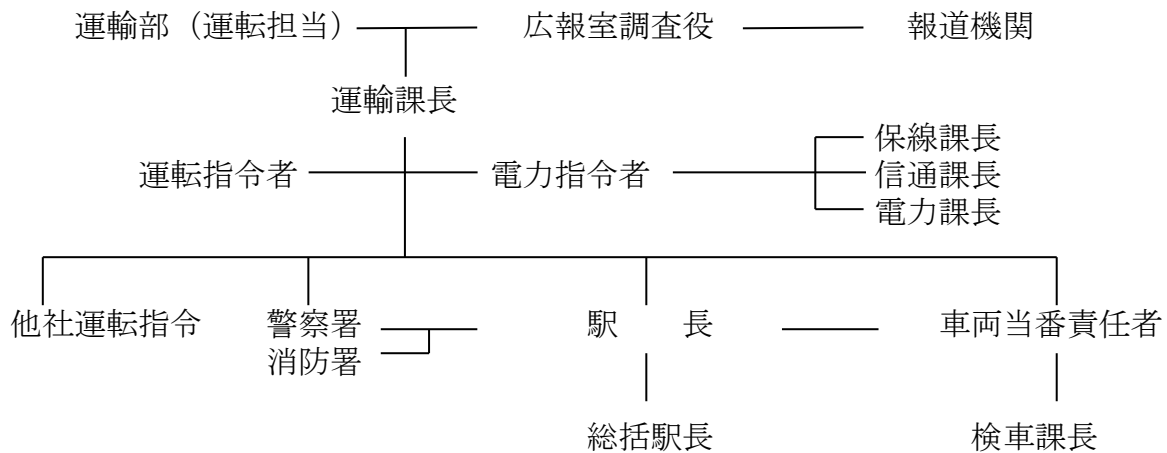


(3) 阪急電鉄株式会社

地震が発生した場合は、「防災体制要綱」により、次の体制で対処する。

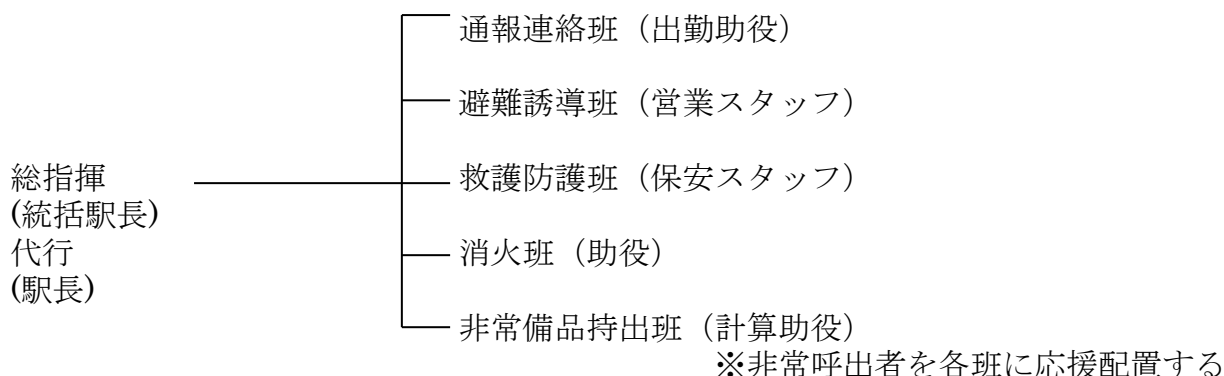
- ア 地震発生（震度4以上）により、運転指令担当者から列車停止の通報を受けた場合は、一時列車の出発を見合わせるか又は通過すべき列車を停止させる。
- イ 乗客の安全確保に努め、避難が必要な場合はあらかじめ定めた場所へ誘導し、指令にこの旨報告する。
- ウ 警察署、消防署に出動を要請する。
- エ 地震警報通報経路は次のとおりとする。

地震警報通報経路



オ 高槻市駅管区地震対策配置は次のとおりとする。

高槻市駅管区地震対策配置



(4) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

ア 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講ずる。

エ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

〔 第 3 編 災害応急対策 〕

第 6 章

二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

市及び防災関係機関は、洪水、地震活動、土石流、地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などに備え二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁・道路施設など）

1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

2 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（高槻市長）、ため池等管理者、水防団長又は消防長は、直ちにその旨を現地指導班長（茨木土木事務所長）、高槻警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長（茨木土木事務所長）は、水防本部長（府知事）その他必要な機関に連絡する。
- (2) 市長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者（市長）、ため池等管理者、水防団長又は消防長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置を取る。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

5 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

6 橋梁等道路施設

- (1) 市及び道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

7 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 公共建築物

市は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は危険がなくなったあと、被害の程度に応じた応急工事により、施設の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

第1 民間建築物等

1 危険度判定

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて応急危険度判定を実施する。実施に当たっては、必要に応じて判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害防止に努める。また、必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

2 空き家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設、放射線施設）

1 施設の点検、応急措置

[資料編 資140頁]

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、災害が発生したとき、必要に応じて施設の点検、応急措置を行う。

市は、必要に応じて、立入検査を行うなど適切な措置を講ずる。

2 応援の要請

市長は、災害の規模、状況を判断し、必要に応じて相互応援協定によって府知事及び近隣市長又は町長に対して応援を要請する。

3 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に対して通報、連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3 文化財

[資料編 資109頁]

市は、指定文化財の所有者又は管理責任者からの調査報告を受け、その結果を速やかに府教育庁に報告する。

市は、文化財の保護及び被害の拡大を防止するため、速やかに文化財を一時避難させる一方、所有者・管理責任者に対し応急措置等の指導・助言を行う。

第3節 ライフライン・放送の確保

各ライフライン及び放送事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

- 1 市は、水道施設の被害状況の調査を実施するとともに、大阪広域水道企業団の水道施設の被害状況の情報収集を行う。
- 2 市は、下水道施設について、下水道管渠、ポンプ場、流域下水道の幹線管渠、水みらいセンター施設等の被害状況並びに油分、農薬等の有害物質の流入の有無の調査を実施する。
- 3 関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西日本電信電話株式会社等は、市域で震度5弱以上が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し市及び府に報告する。

第2 ライフライン事業者における対応

市及び防災関係機関は、災害により被害を受けたライフライン施設について速やかに復旧を進めるとともに、応急復旧による供給機能の維持、二次被害を防止するための措置を講じる。

1 水道（市）

二次災害の防止に努め、応急復旧を行う。また、必要に応じて防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。

(1) 水道施設の復旧

ア 被害状況の把握を迅速に行うとともに、速やかな復旧に努める。

イ 応急復旧については医療機関、指定避難所等への供給ルートを優先的に復旧することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 応急復旧については、水道施設の被害状況を詳細に把握し、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を策定する。

(2) 広報

被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況と今後の見通し等について報道機関に伝達するとともに、ホームページ等様々な手段を用いて広報を行う。

2 下水道（市）

施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施する。応急復旧については、緊急度の高い箇所より順次行い、汚水処理に及ぼす影響を最小限に抑える。また、必要に応じて、防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。

(1) 被害調査

下水道管渠、ポンプ場、流域下水道の幹線管渠及び処理場施設等の被害状況並びに油分、農薬等の有害物質の流入の調査を実施する。

(2) 設備・施設応急対策

ア 下水道施設

疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧に努める。

施工中の箇所においては、緊急遮断装置、中和装置の点検、外部への漏洩防止等状況に応じて対処し、二次災害の発生が生じないよう指揮監督に努める。

イ 流域下水道施設

排水不能の事態が起らないよう府と連絡調整し、能力維持に努める。

ウ 広報活動

施設の被害状況、復旧状況、今後の見通し等について広報を行い、住民の不安解消に努める。

3 電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所）

関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所は、災害の規模、その状況を把握して必要な体制を整える。二次災害の発生がある場合、円滑な防災活動を実施するために警察、消防機関等からの要請がある場合には、送電停止等の危険予防措置を講じる。また、必要に応じて市及び防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災等、二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）

大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、必要に応じて市及び防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、情報機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常・緊急通話又は非常・緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

- ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 応急復旧に当たっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第4節 農林関係応急対策

市は、府及び農業協同組合、森林組合、防災関係機関等と協力し、農林業に関する応急対策を講ずる。

第1 農地等

市は、地割れなどによる農地、施設及び農作物の被害状況を速やかに把握するとともに、農地被害の早期回復に向けた補助の確保に努める。

第2 山林等

市は、山腹崩壊などによる山林等の被害状況を速やかに把握するとともに、府による被害回復に向けた取組を支援する。

第3 農林業用施設

市や土地改良区等は、農林業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

1 市

市が管理する農道、林道、用排水路等農林業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、府の指導のもとに復旧作業に努める。また、それ以外の地域等が管理する農道、林道、用排水路等農林業用施設についても、被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、補助事業の活用による早期復旧を促す。

2 土地改良区等

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講ずる。

第4 治山対策

山地において発生した崩壊地、荒廃等の被害状況を速やかに把握し、府に報告するとともに、指導及び復旧を要請する。

〔 第 3 編 災害応急対策 〕

第 7 章

林野火災・大規模火災対応

第1節 林野火災

市及び防災関係機関は、相互に連携を図り、林野火災から住民の身体・生命の安全確保や、住宅等財産・森林資源の焼失等の軽減を図るため、体制を確保するとともに、消火・救助活動及び避難誘導を実施する。

第1 火災通報等

災害の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後、1時間ごとに状況を通報する。

- (1) 焼損面積5ha以上と推定される場合
- (2) 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- (3) 空中消火を要請する場合
- (4) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

第2 活動体制

林野火災の発生又は通報があった場合には、消防本部と連携し、火災の規模に応じて災害対策本部等の設置や必要な配備体制をとり、消火・救助活動や必要に応じて避難誘導等を行う。

(1) 現地指揮本部の設置

林野火災発生時の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府、高槻警察署等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。

(2) 災害対策本部、災害警戒本部の設置

- ア 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- イ 警戒区域の指定
- ウ 交通規制の実施
- エ 医療体制の確保
- オ 空中消火の要請又は府知事への依頼
- カ 府知事に対する広域航空消防応援
- キ 応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動の要請
- ク 自衛隊派遣要請の依頼
- ケ 応援部隊等の防災拠点（受援拠点）の開設
- コ 二次災害の防止

第3 他機関との連絡調整

市は、府、他市町村、高槻警察署、近畿中国森林管理局及び自衛隊と、相互に連携した消火活動が実施できるよう情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図る。

第2節 大規模火災

市及び防災関係機関は、市域において大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携を図り、延焼の拡大や被害を防止・軽減するため、体制を確保するとともに、消火・救助活動及び避難誘導等を実施する。

第1 活動体制

(1) 現地指揮本部の設置

火災の延焼拡大のおそれがある場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府、高槻警察署等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。

(2) 災害対策本部、災害警戒本部の設置

- ア 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- イ 警戒区域の指定
- ウ 交通規制の実施
- エ 避難情報の発令及び市民への周知
- オ 避難行動要支援者の安全確認
- カ 避難所の開設、運営
- キ 救護所の開設及び医療体制の確保
- ク 救援物資の輸送
- ケ 応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動の要請
- コ 自衛隊派遣要請の依頼
- サ 応援部隊等の防災拠点（受援拠点）の開設
- シ 二次災害の防止

第2 他機関との連絡調整

市は、府、他市町村、高槻警察署、自衛隊と、相互に連携した消火活動が実施できるよう情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図る。

〔 第 3 編 災害応急対策 〕

第 8 章

被災者の生活支援

第1節 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

第2節 住民等からの問い合わせ

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた被災者支援総合窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

第1 災害救助法による救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）また、救助を迅速に行うため、これらの事務の一部を府知事が委任した場合は、市長が実施する。なお、委任された事務以外の事務について、市長は府知事が行う救助を補助する。

- 1 受入れ施設（避難所・応急仮設住宅を含む）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 災害救助法の適用手続

- 1 市長は、市域における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を府知事に報告するとともに、被害者が現に救助を要する状態にある場合に、法の適用を要請する。
- 2 災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つ時間がない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、これらを直ちに府知事に報告し、その後の処理については府知事の指揮を受ける。

第4節 緊急物資の供給

市及び防災関係機関は、家屋の浸水、損壊、滅失、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、ニーズに応じて迅速に必要な物資を供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いにも配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント、車等の指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者及び所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は政府の非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は、府に要請することができるとともに、府は、被災自治体における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災自治体からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災自治体に対する物資を確保し輸送するものとする。

また、災害対策基本法に基づく指定公共機関及び指定地方公共機関である運送事業者は、府から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。また、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

第1 物資等の運送要請

1 市及び府

市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、府を通じて、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

第2 給水活動

[資料編 資 55 頁他]

市は、災害発生後3日間は非常用飲料水として1人1日3Lを目標に供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう次の給水体制の整備に努め、迅速かつ円滑な給水活動を実施するとともに、関係機関に応援要請を行う。

1 市における給水活動

- (1) 状況に応じて、応急給水計画を策定し、給水拠点や耐震性貯水槽での拠点給水や、給水車等による運搬給水、仮設給水栓等による仮設給水の中から、効率的な方法で応急給水を行う。
- (2) 被害状況に応じて、医療機関、指定避難所等へ優先的な応急給水を実施する。
- (3) 指定避難所での応急給水においては、簡易貯水槽の活用を行い、応急給水効率の向上を図る。
- (4) 必要に応じて、大阪広域水道企業団から配備されているボトル水の配布を行う。

2 関係機関への要請

被害規模に応じ、日本水道協会や関係団体との協定等に基づき、各関係機関に応援を要請する。

第3 食料・生活必需品の供給

[資料編 資 59 頁他]

市は、災害時において、指定避難所等からの要請に基づき食料・生活必需品の必要数量を把握し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し災害用備蓄物資及び協定を締結している流通業者から調達し供給する。なお、必要数量の把握に当たっては、発災からの時間経過を踏まえ、子ども用、女性用、高齢者用など、きめ細かな情報の把握に努める。

供給は、原則として指定避難所で実施し、その旨を在宅避難者等にも周知を行う。受入れ、配布等は指定避難所運営組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て実施するとともに、女性特有の物資を配布する際には、女性から女性へ手渡しするようにするほか、配布場所等にも配慮する。

また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携等により、迅速かつ効率的に集配する。

さらに、不足する場合は府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請をした場合は、府に報告する。

なお、応援物資については、防災拠点である救援物資の受援拠点等まで輸送を依頼する。

第5節 住宅の応急確保

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際にはこれまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるよう配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が中規模半壊、半壊、または準半壊の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の被害認定を受けた者に対し、被災した住宅の屋根、炊事場及びトイレなど日常生活に必要な不可欠な部分についての応急修理を行う場合、関係団体及び協定締結事業者等と連携し必要な措置を講ずる。

第2 住居障害物の除去

- 1 市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が侵入しているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。
- 2 市は、障害物の除去について、府の要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行い、必要な措置を講ずる。

第3 応急仮設住宅の借上げ

市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

第4 応急仮設住宅の建設

〔資料編 資60頁他〕

市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅を建設し、供与する。

- 1 市及び府は、建設型応急住宅の管理を行う。
- 2 市及び府は、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障がい者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。

第5 応急仮設住宅の運営管理

市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の

意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第6 公共住宅への一時入居

府の委任による建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 市及び府は、応急仮設住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第6節 応急教育

市及び市教育委員会は、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育及び福祉施設の保育実施の措置をとる。

第1 教育施設の応急復旧

市教育委員会は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧に努める。市子ども未来部は、被害を受けた福祉施設の保育実施のため、施設、設備の応急復旧に努める。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校園

教職員及び児童生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎等が指定避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市及び市教育委員会

市及び市教育委員会は、園児及び児童生徒の転校手続き等の弾力的運用を図り、必要に応じ、府教育庁に対して、園児及び児童生徒の受入れについて応援を要請する。また、教職員及び児童生徒の被災状況を把握し、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

また、学校園が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

ア 学校の救援復旧センターとして、教職員、園児及び児童生徒の被災状況を把握し、早期に応急教育の体制を確立する。

イ 園児及び児童生徒の転出入事務を弾力化し、転出入状況の把握に努める。

ウ 学用品受入センターを設置し、学用品等の救援物資の受入れ・配布を一元的に行う。

(3) 保育所・認定こども園

ア 職員及び児童の被災状況や所在地を確認するとともに、福祉施設の保育実施のための措置を講ずる。

イ 保育の実施を再開するための施設、ライフラインを確認するとともに、児童への食料等の確保に努める。

ウ 保育施設の使用が難しい場合、代替施設にて保育所・認定こども園の開設に努める。

2 学校給食の応急措置

市教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

第3 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

市教育委員会は、被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、援助する。

- (1) 市教育委員会は、市立学校の児童生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。
- (2) 市は、市立幼稚園の受入れ及びその入園料・保育料の減免について必要な措置を講ずる。

2 学用品の支給

市教育委員会は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童生徒の健康管理

市教育委員会及び学校園は、被災児童生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第7節 自発的支援の受入れ

第1 ボランティアの受入れ

市及び高槻市社会福祉協議会は、府、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害発生後、ボランティアが被災者の要請に応じて円滑に活動できるよう、「高槻市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、高槻市災害ボランティアセンターを設置するとともに、高槻市災害ボランティアセンター運営マニュアル等を活用し、適切に対処する。また、市及び府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害ごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

1 ボランティアの受入れ体制等

(1) 受入れ窓口

高槻市災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアの受入れを行う。受付場所については、ボランティア拠点等を考慮して決める。

(2) 受入れ方法

受入れは、高槻市災害ボランティアセンター運営マニュアルの「災害ボランティア受付票」に必要事項を記載する方法により行う。

(3) 相互派遣協定による他市町村のボランティア

ボランティア派遣協定等による他市町村からのボランティアは、高槻市災害ボランティアセンターで受入れ、活動調整を行う。

(4) ボランティア保険への加入

ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者は必ずボランティア保険に加入するものとする。

2 ボランティアの活動調整

(1) 個人

本人の希望、特技、資格等並びに、後述の被災情報により、活動内容、活動場所、期間等を定め、高槻市社会福祉協議会職員等が中心となって活動調整を行う。

特に、18歳未満の者については保護者の承諾を得ることを原則とする。

(2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、活動先、期間等を決定するが、ある程度、組織的な活動が期待できることから、その内容に沿った活動調整を行う。

(3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアの取扱についても、上記と同じ取扱とする。

なお、市町村間の派遣協定に基づくボランティアの派遣については、別途本部において、事

前にボランティアの規模（人数・装備等）の情報を収集した結果により活動内容、活動先等を決定し、派遣依頼を行う。

3 活動先までの交通

道路網の寸断、公共交通機関の不通、また、けが人病人等被災者の搬送が優先されることから、指定避難所・救護所へは、ボランティア自身が徒歩あるいは他の交通手段を利用することを原則とする。

4 活動先・活動の種別

(1) 活動先

- ア 指定避難所
- イ 防災拠点
- ウ 救護所
- エ 災害対策本部（連絡・情報収集活動等）
- オ その他被災者支援に係る場所

(2) 活動内容

ア 避難場所の確保

指定避難所での被災者用の居住場所の確保を行う。（テント設営を含む。）

イ 援助物資等の輸送

災害対策本部で配分決定された援助物資等について、指定避難所へ輸送を行う。

ウ 生活物資・食料等の配布

衣類、毛布、寝具等日常生活援助物資の仕分け及び配布や被災者用の飲料水・生活用水の配布及び食料の調理・配布等を行う。

エ けが人、病人等への対応

被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の配布並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。

オ 要配慮者等の被災者への対応

カ 指定避難所・仮設トイレの整備

キ 指定避難所内外及び周辺のごみの清掃

ク 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮し、本部と連絡調整を図りながら活動を行う。

5 ボランティア活動に必要な情報の収集・伝達

市及び高槻市社会福祉協議会は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

6 その他

今後、ボランティアのネットワーク化を進めるなかで、大阪府社会福祉協議会との連携がより一層図れるようにする。

第2 義援金品の受付・配分

市及び高槻市社会福祉協議会は、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区、大阪府共同募金会高槻地区募金会と連携し、市などに寄託された被災者あての義援金品の受付及び配分を行う。

1 義援金

(1) 受付窓口

受付窓口は、民生・要配慮者対策部に置くことを原則とするが、寄託者の便宜を考慮し、個別の受付も行う。

(2) 配分

義援金の配分方法等については、関係する機関が協議のうえ決定する。

2 義援物資

(1) 受付窓口

受付窓口は、災害対策本部事務局及び食料・救援対策部に置くことを原則とするが、避難所等において個別の受付も行う。

(2) 配分

義援物資の配分方法等については、関係する機関が協議のうえ決定する。

(3) 輸送

義援物資については、配分決定に基づき、ボランティアの協力も得ながら、各指定避難所等へ輸送する。

(4) 保管

寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合には、あらかじめ定めた防災拠点等に保管する。

3 義援物資提供に関する知識の普及・啓発

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及・啓発に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受入れ

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画にもとづき、必要な措置を講ずる。

1 支援の受入れ

(1) 受入準備

市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備を行う。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) その他

海外からの支援の受入れに当たっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて、次のような配慮を行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

〔 第 3 編 災害応急対策 〕

第 9 章

社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

市及び府は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分に把握し、必要な措置を講じる。

また、市及び府は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第1 防疫活動

[資料編 資 88 頁]

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)等に基づき、関係機関と緊密な連携をとり、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

- 1 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の発生及びまん延を防止するため必要と認めるときは、健康診断の勧告等を行う。
- 2 一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者発生時は、府と調整のうえ感染症指定医療機関に患者を受診させ、入院の必要な場合は、入院の勧告等を行う。
- 3 次の防疫活動を実施する。
 - (1) 消毒措置の実施(感染症法第27条)
 - (2) ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
 - (3) 指定避難所の防疫指導
 - (4) 衛生教育及び広報活動
- 4 防疫に必要な薬品及び資器材を調達、確保する。
- 5 府の指示により、臨時予防接種を実施する。(予防接種法第6条)
- 6 自らの防疫活動が十分でないとき、府に協力を要請する。
- 7 その他、感染症法により、必要な措置を行う。

第2 食品衛生監視活動

市及び府は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等の関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- 1 指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- 2 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- 3 食品製造、運送、販売業者の食品取扱及び施設の衛生監視
- 4 飲料水の衛生監視、検査

5 その他食品に起因する危害発生の防止

第3 被災者の健康維持活動

市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育などを実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 車中泊避難者については、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を発症しやすくなるため、保健師等による巡回健康相談等を実施し、予防方法の周知に努める。

2 心の健康相談等の実施

災害による心的外傷後ストレス障がい（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、災害の状況により、特定診療災害医療センター、各専門医療機関等と協議し、対応する。

第4 保健衛生活動における連携体制

防疫活動、食品及び環境衛生監視活動、健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。また、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施体制の整備に努める。

第5 動物保護等の実施

市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の受入れ保護

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広範囲な対応が求められることから、市は、府、市獣医師会や動物取扱業者等の民間団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れを行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼養

市は、府、市獣医師会等関係団体と協力して、飼い主と共に避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について府、市獣医師会等関係団体と連絡調整を行う。
- (2) 他府县市町との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害の防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

市は、被災地の公衆衛生に支障が生じないうちに、高槻市災害廃棄物処理計画に基づきし尿・ごみ等の廃棄物を適正に処理する。

第1 し尿処理

1 初期対応

- (1) 被害箇所や仮設トイレ等のし尿収集見込み量を把握し、迅速かつ適切にし尿収集を行う。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2 処理活動

- (1) 避難者の生活上支障が生じないうちに収集を行う。
- (2) 指定避難所等緊急性の高いところから収集を行う。
- (3) 公衆衛生を確保するため、し尿収集は迅速に行う。
- (4) し尿の処分はエネルギーセンター分室にて行うが、対応できないときは府や他市町村の協力を得て処分する。

3 仮設トイレ

仮設用共同トイレを必要に応じて設置し、衛生状態を確保する。

第2 ごみ処理

1 初期対応

- (1) 被災後直ちにごみの種類、量、場所等の状況を把握し、迅速かつ適切にごみの収集を行う。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの処理を適切に行う。
- (2) 必要に応じて、一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に処理する。
- (4) 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) ごみの処分はエネルギーセンターにて行うが、対応できないときは府や他市町村の協力を得て処分する。

第3 災害廃棄物等処理

1 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のため、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 処理活動

- (1) 交通路を妨げるものや危険性のあるもの等を優先して処理する。
- (2) 仮置き場での分別と周辺環境への影響に十分配慮する。
- (3) 災害廃棄物の処分はエネルギーセンターにて行うが、対応できないときは府や他市町村の協力を得て処分する。府は、市から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会に対して協力を要請する。
- (4) 可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (5) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (6) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (7) ボランティア、NPO、地域の自治会等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第3節 遺体対策

市は、遺体の尊厳と公衆衛生に配慮して、関係機関と協議しながら遺体対策について必要な措置をとる。

第1 初期活動

災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、市民生活対策部においては、葬祭センターの被害状況及び葬祭センターまでの道路状況を調査し、把握する。

これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。

第2 遺体の処置

1 安置場所

安置場所は、建物被害が比較的少なく、できるだけ堅牢な建物で、広い場所を確保できる公共施設を本部事務局と調整、協議の後選定する。指定避難所の一部を安置所として指定する場合は、なるべく別棟にする。

2 搬送体制

遺体の受入れ及び安置所、火葬場までの搬送手段については、災害対策本部の車両等を使用し行う。

3 遺体の引き渡し

府警察による遺体の検視・検案の後に、身元が判明している遺体は、可能な限り遺族側に引き渡す。なお、身元不明の遺体等遺族側の対応が困難な遺体の納棺については、葬儀専門職員の指導のもと各安置場所へ派遣された職員が行う。その際に必要に応じて、遺体の洗浄、消毒などの処置も行う。また、多数の遺体が発生した場合は、民間の葬儀社に協力を要請する。

4 遺体対策の代行等

遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。

- (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。
- (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

第3 遺体の身元確認

身元不明の遺体については、行旅死亡人の取り扱いに準じて関係機関が、府警察その他関係機関に連絡、調査を実施する等身元確認の調査に協力する。また、市は、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等について、保存、記録して身元確認の照会に応じる。なお、保存した所持品等は混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。

第4 火葬の執行

〔資料編 資149頁〕

火葬体制の強化、火葬儀礼の簡素化を行い、火葬炉の稼働率を高める。また、稼働能力を大幅に超える火葬件数が生じた場合や、火葬設備が被害を受けて稼働が不可能となり、市施設のみでは対応できない場合、本部との調整・協議後、直ちに大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第4節 社会秩序の維持

市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語や犯罪の防止に努めるとともに、被災地域における社会秩序の維持を図り、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

第1 住民への呼びかけ

災害発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、防災関係機関と協調して広報活動を積極的に行い、人心の安定、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、様々な人権に配慮した秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

高槻警察署及び市は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との連携協力のもと、犯罪防止対策を重点として警防活動を実施する。

また、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 暴力団排除活動の徹底

高槻警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

1 情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

2 物価の監視

府や他の市町村と協力して物価の動きを調査、監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対し、勧告・公表等を含む適切な措置を講じる。

3 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、必要な物資を確保するとともに、流通経路の回復を促進して、商品の供給を回復させ、それが速やかに市場に流通し、物価が安定するように努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。

5 金融機関における預貯金払い戻し等

市は、府を通じて近畿財務局、日本銀行に対して被災地の金融機関において、被災者の預金の払い戻し等が円滑に行われるよう指導、要請を行う。

- (1) 住民が、貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合、罹災証明書の提示、その他簡易な確認方法により、預金払い戻しの利便を図る。
- (2) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払いしや、これを担保とする貸付にも応じる。
- (3) 損傷日本銀行券・貨幣の引き換えに応じる。

〔 付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応 〕

第 1 章

総 則

総 則

第1 目的

市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていない。しかし、同地域で大規模な地震が発生した場合、市域で震度4、局地的に震度5弱程度と予想され、若干の被害が発生するおそれがある。また、人口、都市機能等が高度に集中していることから、警戒宣言が発せられたときにおいて、社会的混乱の発生も懸念されている。

このため、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

- 1 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていないため、警戒宣言発令中においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発令されたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたとき、又はその情報を得たときから警戒宣言が発令されるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震は、南海トラフ地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、災害応急対策編及び災害復旧・復興対策編で対処する。

〔 付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応 〕

第 2 章

東海地震注意報発令時の措置

第1 警戒態勢の準備

- 1 市は、職員の配備体制を整え、必要に応じて災害対策本部等の設置準備を行う。
- 2 市は、東海地震予知情報及び警戒宣言の收受・伝達並びに社会的混乱を防止するため広報などの準備を行う。

〔 付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応 〕

第 3 章

警戒宣言が発せられたときの対応措置

第1 情報の伝達

市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民等に伝達する。

第2 警戒態勢の確立

- 1 市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、震度予想や地域の実情に応じて、必要な職員の動員配備体制をとる。
- 2 市は、府との情報交換を行い、必要に応じて府に準じた組織体制の災害対策本部等を設置する。

第3 住民等に対する広報

市は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 市民防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力等

2 広報の手段

- (1) 報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等を活用し、市民防災組織等とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕

第 1 章

総 則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された本市において、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

本市は、南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されている。

第3 関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編「総則」第1章「総則」第4節「防災関係機関の業務大綱」第1「防災関係機関の業務」に定めるところによる。

[第1編 総8頁]

〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕

第 2 章

南海トラフ地震関連情報発表時の措置

第1 南海トラフ地震関連情報の種類及び発表条件について

南海トラフ地震関連情報は、南海トラフの想定震源域内及びその周辺において、地震発生の可能性が高まった場合に気象庁より発表されるもので、その情報の種類と発表条件は以下のとおり。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

以下のいずれかにより臨時で「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合に発表

- (1) 想定震源域内のプレート境界でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合
- (2) 1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合
- (3) その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測した場合

4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

3による調査を実施し、1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕

第 3 章

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が
発表された場合の措置

第 1 配備体制

1 設置基準

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合で必要と認めるとき

2 動員体制

第 3 編「災害応急対策」第 1 章「活動体制の確立」第 1 節「組織動員」第 1 「災害時の組織及び配備体制」に定めるところによる。 [第 3 編 応 3 頁]

3 処理事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 職員の配備に関すること
- (4) 府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 市管理施設の管理、点検、整備、巡視に関すること
- (6) その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

第 2 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第 3 市の管理施設に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の、市が管理する道路、河川（水路）、庁舎、社会教育施設、福祉施設、学校園等の管理上の措置は次のとおりとする。

1 各施設における措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (8) 各施設における緊急点検、巡視
- (9) 橋梁、トンネル、法面等に関する緊急点検及び道路管理上の措置
- (10) 学校園における児童生徒に対する保護の方法の確認
- (11) 河川（水路）について、樋門の閉鎖手順の確認
- (12) 指定避難所、応急救護所となる施設における開設に必要な資機材の搬入、配備

2 庁舎及び災害応急対策上の重要施設における措置

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第 4 市民への広報

市は、市民等に対し、平時からの地震への備えの再確認や、できるだけ安全な防災行動をとる旨の呼びかけ及び社会的混乱防止のための広報を行う。

1 平時からの地震への備えの再確認の例

- (1) 避難場所、避難経路の確認
- (2) 家族との安否確認手段の確認
- (3) 家具の固定の確認
- (4) 非常持出品の確認

2 できるだけ安全な防災行動の例

- (1) 高いところに物を置かない
- (2) 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- (3) すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- (4) 危険なところにできるだけ近づかない

3 社会的混乱防止のための広報の例

- (1) 不要、不急な自動車使用の自粛
- (2) 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
- (3) 不要な買いだめの自粛
- (4) デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手

第 5 水道

第 2 編「災害予防対策」第 1 章「防災体制の整備」第 8 節「ライフライン確保体制の整備」第 1 「水道（市）」に定めるところによる。 [第 2 編 予 35 頁]

第 6 電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所）

第 2 編「災害予防対策」第 1 章「防災体制の整備」第 8 節「ライフライン確保体制の整備」第 3 「電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所）」に定めるところによる。 [第 2 編 予 36 頁]

第 7 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）

第 2 編「災害予防対策」第 1 章「防災体制の整備」第 8 節「ライフライン確保体制の整備」第 4 「ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）」に定めるところによる。 [第 2 編 予 37 頁]

第 8 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

第 2 編「災害予防対策」第 1 章「防災体制の整備」第 8 節「ライフライン確保体制の整備」第 5 「電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会

社、楽天モバイル株式会社）」に定めるところによる。

〔第 2 編 予 38 頁〕

第 9 警備対策

府警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等が行う民間防犯活動に対する指導

〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕

第 4 章

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が
発表された場合の措置

第 1 配備体制

1 設置基準

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

2 動員体制

第 3 編「災害応急対策」第 1 章「活動体制の確立」第 1 節「組織動員」第 1 「災害時の組織及び配備体制」に定めるところによる。 [第 3 編 応 3 頁]

3 処理事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 職員の配備に関すること
- (4) 府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 市管理施設の管理、点検、整備、巡視に関すること
- (6) その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

第 2 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でマグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から 1 週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第 3 市の措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民等に対し、平時からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、施設・設備等の点検等平時からの地震への備えを再確認するものとする。

〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕

第 5 章

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が
発表された場合の措置

第1 配備体制

1 設置基準

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

2 動員体制

第3編「災害応急対策」第1章「活動体制の確立」第1節「組織動員」第1「災害時の組織及び配備体制」に定めるところによる。 [第3編 応3頁]

3 処理事項

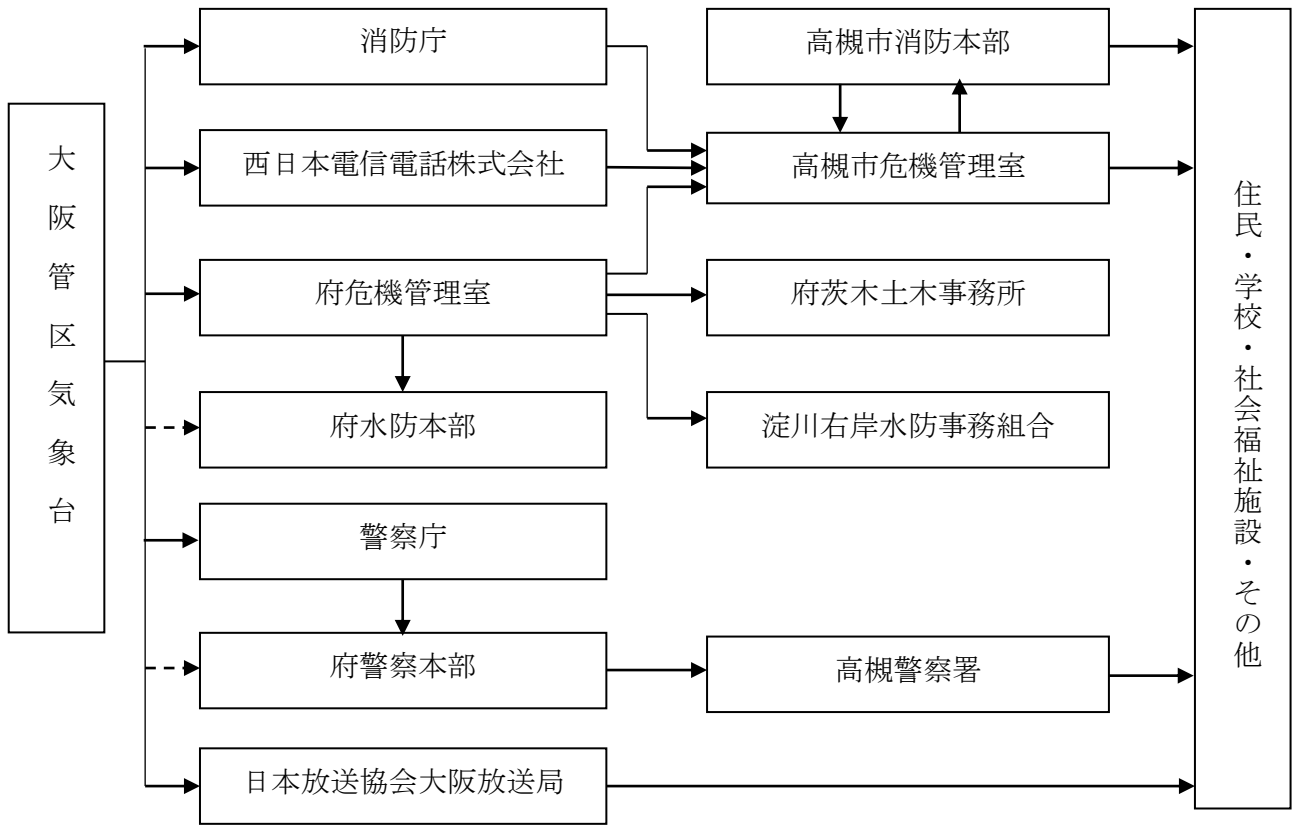
- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 職員の配備に関すること
- (4) 府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (5) その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕

第 6 章

関係者との連絡協力の確保

別図 津波警報・注意報等の伝達系統総括図



第1 資機材、人員等の配備手配

1 資機材等の調達手配

- (1) 市長は、市域内における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、被災現場から当該物資等の供給の要請があった場合等は、市が保有する物資等の供給、調達等の必要な措置を講ずるものとする。

必要な物資等については、第2編「災害予防対策」第1章「防災体制の整備」第1節「総合の整備」・第7節「緊急物資確保体制の整備」・第8節「ライフライン確保体制の整備」・第9節「交通確保体制の整備」、第3編「災害応急対策」第8章「被災者の生活手段」第4節「緊急物資の供給」に定めるところによる。

[第2編 予32・予35・予40・第3編 応94頁]

- (2) 市は、管轄区域内の居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、府に対して供給を要請するものとする。

2 人員の配置

市は、府に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府に応援を要請するものとする。

また、必要に応じて第3編「災害応急対策」第1章「活動体制の確立」第3節「広域応援等の要請・受入れ・支援」に定めるところにより、府に対し、府職員派遣又は他の自治体の職員応援派遣のあっせんを要請する。

[第3編 応11頁]

第 2 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のために必要な個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。
- 2 市長は必要があるときは、府知事に対し自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。要求の手続きについては、第 3 編「災害応急対策」第 1 章「活動体制の確立」第 2 節「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。 [第 3 編 応 8 頁]

第 3 帰宅困難者への対応

第 2 編「災害予防対策」第 1 章「防災体制の整備」第 11 節「帰宅困難者支援体制の整備」に定めるところによる。 [第 2 編 予 44 頁]

〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕

第 7 章

地震発生時の応急対策等

第1 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、第3編「災害応急対策」第1章「活動体制の確立」第1節「組織動員」に定めるところによる。

[第3編 応3頁]

第2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、第3編「災害応急対策」に定めるところによる。

〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕

第 8 章

地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、市民防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第 1 市職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関において行うものとする。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的なとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容
- (9) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法

第 2 住民への広報

第 2 編「災害予防対策」第 2 章「地域防災力の向上」第 1 節「防災意識の高揚」第 1 「防災知識の普及啓発等」に定めるところによる。 [第 2 編 予 49 頁]

第 3 児童生徒に対する教育

第 2 編「災害予防対策」第 2 章「地域防災力の向上」第 1 節「防災意識の高揚」第 2 「防災教育」に定めるところによる。

第 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。防災上重要な施設の管理者は、市及び府が実施する研修の参加に努める。

〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕

第 9 章

地震防災上緊急に整備すべき施設等の
整備計画

市は、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

なお、地震防災整備事業の推進を図るため、公共施設の耐震診断の結果の公表等に努める。

第1 計画対象事業

第2編「災害予防対策」第3章「災害予防対策の推進」第2節「地震災害予防対策の推進」第5「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」に定めるところによる。〔第2編 予74頁〕

〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕

第 10 章

防災訓練計画

第 1 防災訓練の実施

第 2 編「災害予防対策」第 1 章「防災体制の整備」第 1 節「総合的防災体制の整備」第 4「防災訓練の実施」に定めるところによる。 [第 2 編 予 8 頁]

〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕

第 11 章

南海トラフ地震等の時間差発生による
災害拡大防止

第 1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

市は、東南海と南海地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害等が次の地震で倒壊する等により発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害等の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建築物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

第 2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、付編 1「東海地震の警戒宣言に伴う対応」により行う。

ただし、東海地震の前後には、東南海・南海地震の発生も懸念されることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続するものとし、南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知する。

〔 第 4 編 事故等災害応急対策 〕

第1節 鉄道災害応急対策

鉄道事業者及び市、府、その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）の災害応急対策

鉄道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

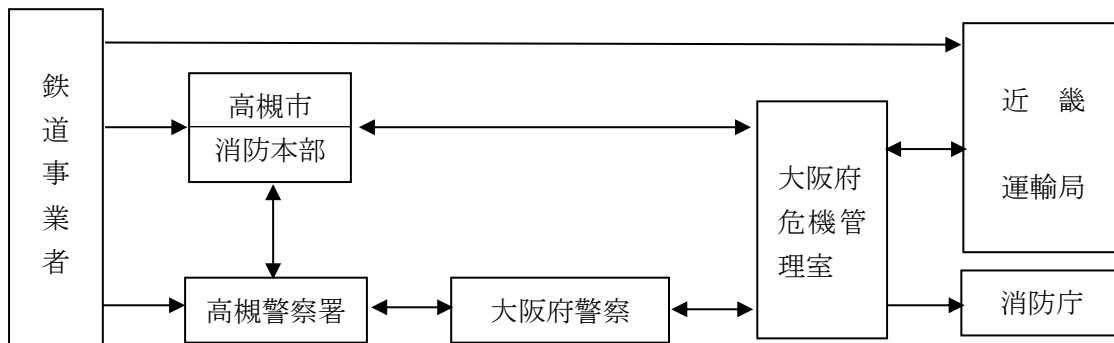
4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

第2 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第2節 道路災害応急対策

道路管理者及び市、府、その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 道路管理者（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）の災害応急対策

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

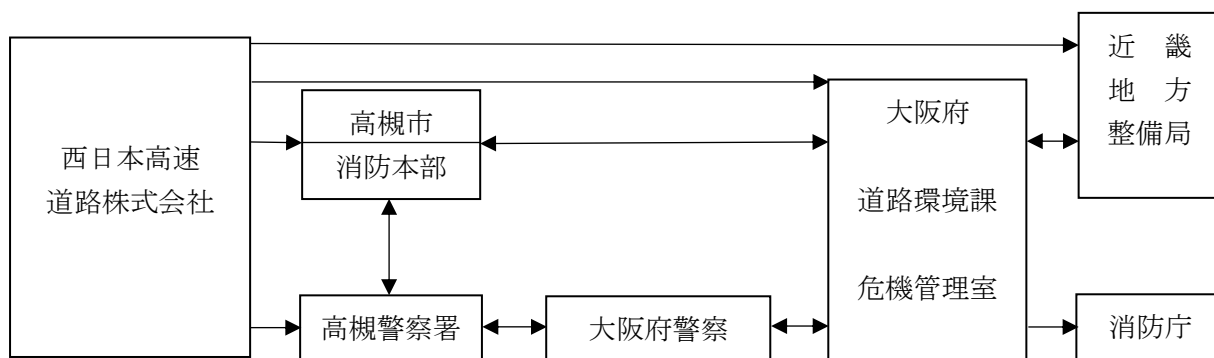
5 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第2 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第3節 危険物等災害応急対策

市及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限に留め、周辺住民に対する危害防止を図る。

第1 危険物災害応急対策

1 市・消防本部

- (1) 災害の状況を把握すべく関係機関との連絡調整を図るとともに、危険物の安全管理、危険物施設の応急措置、使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - ア 災害の拡大を防止するための施設・設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - イ 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ウ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- (3) 危険物施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消火、延焼の阻止、負傷者等の救出・救護、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (4) 防御活動
 - ア 現場到着と同時に危険物の数量・種類・所在・燃焼状況を迅速に見極め、関係者と連絡をとって状況判断の正確を期す。
 - イ 危険物に対する消火方法は、その燃焼状況と性状に適応する消火に留意し、消火薬剤・土砂等の緊急手配を考慮して計画的に消火に努める。
 - ウ 有毒ガスの発生に留意し、空気呼吸器、防毒マスク等を装着し、風向、風速発散方向及びガスの濃度にも留意し、住民の避難誘導を考慮する。
 - エ 注水により爆発、延焼拡大のおそれのある危険物には、粉末消火装置、炭酸ガス消火装置等の使用又は油吸着剤や乾燥砂を用いる。
 - オ 未燃焼の危険物の搬出を図り、延焼阻止、冷却注水を重点的に行う。
 - カ 大規模な油類タンクの場合は、底部からの排出を図り、減量して制圧する。
 - キ 爆発による危険防止に留意し、輻射熱による火傷を防ぐ。
 - ク 爆発、飛散等による飛火警戒に留意する。
 - ケ 防油堤、配管結合部からの油脂類の流出を土砂築堤などによって防止し、泡消火を図る。
 - コ 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して、計画的消火を図るものとし、泡の流出しない条件を形成し、注水を避ける。
 - サ 建物自体が燃焼し、又は未燃焼建物に延焼危険がある場合の防御活動は、建物火災に準ずる。
- (5) 消防部隊の運用
 - ア 部隊の運用は、危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象とを判断して化学消火を図る。
 - イ 消火薬剤等の緊急輸送、消防警戒区域の設定等の要員手配、部隊の増強手配等を図る。

第2 高圧ガス・火薬類・毒物劇物災害応急対策

1 市・消防本部

- (1) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出・救護、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 防御活動
 - ア 高圧ガスのなかでも塩素ガス等の有毒ガス関連施設の火災現場においては、ガスの濃度、風向、風速に留意して人命の保護を優先し、広報活動、避難誘導を図らなければならない。
 - イ 消防隊は、現場到着と同時に指揮本部を設置し関係者と連絡をとり、実態の把握に努め有毒ガスの発生する現場においては、空気呼吸器・防護服等の有効な使用を図る。
 - ウ 充てん所、製造所等の大規模火災に際しては災害現場に市対策本部を設置し、統制ある防御活動を期する。
 - エ 火災現場の状況により、未燃焼容器の移動搬出が可能な場合は、未燃焼容器を安全な場所に移し、既に誘爆、連続爆発を起こし、火勢が拡大している場合は、隊員の危害防止に留意し、延焼阻止を主にして冷却注水を行う。
 - オ 空気より比重が重い可燃性ガスは、低く流れて拡大し、地表近くに停滞し、空気と混合し爆発範囲の混合ガスを形成する事例が多いので、消火後のガス噴出と周辺の状態を考慮して消火の要否を決定し、適正な消防活動を図る。
 - カ 毒物劇物の貯蔵取扱施設における火災防御に際しては、専門家の立ち会いを求めてその数量・種類・危険性を早期に把握し、隊員及び関係者並びに付近住民の人命保護を図る。

第4節 高層建築物等災害応急対策

市及び防災関係機関は、高層建築物又は地下街（以下「高層建築物等」という。）の災害に対処するため、それぞれの態様に応じた警防計画に基づき、次の各種対策を実施する。

第1 市・消防本部

ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。
なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定

範囲は、地下街にあっては、原則として、当該地下街全体及びガス漏れ場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

(4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに医療機関等と連携した負傷者の救護処置及び搬送措置を行う。

(6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部が行う。

イ 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部に連絡する。

2 火災等

- (1) 現場指揮本部を設置し、救助活動体制の早期確立と出動部隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の選定
- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 その他

府警察、その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明等所要の措置をとる。

第2 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- 1 緊急の場合には、特定の地下街に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。
- 2 遮断後のガスの供給再開に当たっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

第3 高層建築物等の管理者等

- 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物等の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 高層建築物等の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第5節 放射線災害応急対策

市は、放射性物質を取り扱う事業所、施設及び輸送事業所（以下この節において「事業所等」という。）における災害及び放射性物質輸送時の災害等から住民の生命、身体及び財産を保護するため、市及び事業所等の役割を明確にするとともに、十分連携をとり、放射線災害の応急対策に万全を期するため必要な事項について定める。

第1 災害状況の報告

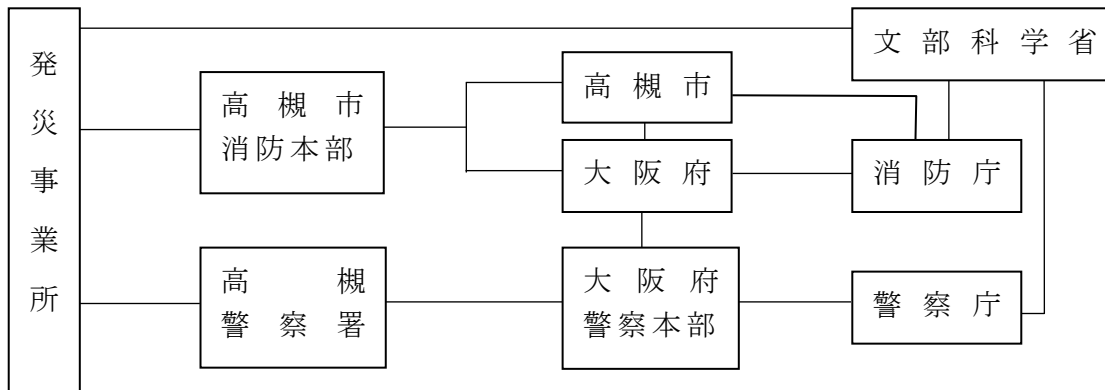
事業所等は、事故及び災害が発生したときは速やかに下記の事項を市等の関係機関に報告する。

- 1 事故又は災害発生時刻
- 2 事故又は災害発生場所
- 3 事故又は災害の種別
- 4 事故又は災害の範囲
- 5 事故又は災害の程度
- 6 汚染状況

第2 災害時の連絡体制

市及び事業所等は、放射線災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は直ちに下記の連絡体制がとれるよう緊急時の連絡体制を確立しておく。

連絡体制



第3 広報

市は、事業所等の通報により、大規模な放射線災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知り得た場合、直ちに防災行政無線、広報車等を活用し広報を実施するほか、報道機関に対し広報を要請する。

第4 住民の避難等及び立入制限

市は、放射性物質による汚染状況調査等により、必要に応じ第3編「災害応急対策」第4章「避難行動」第1節「避難誘導」を準用し、危険地域の住民に対し退避、又は、避難等の指示を行い、警察等の協力を得て立入制限・交通規制等を実施する。

第5 災害時における消防活動

1 放射性物質を取り扱う事業所及び輸送責任者等

放射性物質を取り扱う事業所及び放射性物質の輸送時における輸送責任者等は、災害時、消火等を行うなど被害の軽減に努める。

2 消防本部

(1) 消防活動の基本

ア 放射性物質の漏洩等による被ばく及び汚染のおそれがある場合は、放射線施設責任者及び輸送責任者等の協力を得て消防活動を実施する。

ただし、放射性物質の漏洩等のないことが確認された場合は、通常災害と同様に対応する。

イ 消防隊員等は防護服、空気呼吸器等の着装を行い、できるだけ身体の露出部分を少なくするものとする。

(2) 放射線危険区域等の設定

ア 防御活動に先だって測定器による放射線量の測定を行い、測定結果に基づき放射線危険区域の設定を行う。

イ 放射線危険区域の設定に当たっては、関係機関等と協議のうえ、活動区域を勘案して行い、消防警戒区域として立ち入りを制限するものとする。

(3) 消防隊員等の安全確保

ア 救出活動等を行う場合の消防隊員等は、放射線粉塵等が体表面及び粘膜等に触れないよう防護措置を行うものとする。

イ 消防活動に従事する消防隊員等は、個人警報線量計等測定器を携行するものとし、被ばく線量限度は、原則 10mSv※以下、人命救助等やむをえない場合であっても 100mSv を越えないこととする。

※：シーベルト (Sv)

人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。ミリシーベルト (mSv) は 10^{-3} Sv。

(4) 汚染検査等

ア 放射性物質による汚染のおそれのある場合及び放射線管理区域等で活動した消防隊員等は汚染検査を実施する。

イ 汚染検査で汚染が確認された場合は、汚染の除去措置をとるとともに、医師の診断を受ける。

(5) 救急搬送病院の選定

放射性物質による汚染者の搬送先医療機関は次のとおり。

ア 大阪医科薬科大学病院

イ 大阪府立急性期・総合医療センター

ウ 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター

(6) 放射線災害を覚知したときは、速やかに関係機関に必要な連絡をしなければならない。

ア 高槻警察署

イ 大阪府政策企画部危機管理室

ウ 文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室

エ その他関係機関等

(7) その他

消防活動の詳細については、消防本部が別に定める「放射性物質災害における警備活動マニ

マニュアル」に基づき実施する。

第6 その他

他市等及び他府県に立地する原子力事業所施設等において、異常な事象等が発生した場合は、関係自治体等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ本節を適用する。

第6節 その他災害応急対策

本計画においては、地震、風水害・土砂災害、大規模火災に加え、大規模事故等を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるように定めているが、その他にも大都市圏特有の不測の事故が発生するおそれがある。

このような場合においても、防災関係機関は災害の態様に応じて「第3編災害応急対策」、「第5編災害復旧・復興対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じる。

第7節 災害対策本部の設置

市は、前述の第1節から第6節に掲げる災害が大規模で発生し、又は発生するおそれがある場合は、第3編「災害応急対策」第1章「活動体制の確立」第1節「組織動員」第1「災害時の組織及び配備体制」3「災害時の配備体制」を準用し、速やかに災害対策本部を設置する。

また、これらの災害が、政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定があった場合は、高槻市国民保護計画に定める体制に移行する。

[第3編 5頁]

〔 第 5 編 災害復旧・復興対策 〕

第 1 章

災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進

市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。

市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者へ配慮する。

第1 被害の調査

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額、その他の必要事項等を調査し、府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

市及び防災関係機関は、公共施設等の被害状況、発生原因、その他要因を考慮し、復旧事業計画を作成し、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

市及び防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

市長は、市域における災害が指定基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を府知事に報告する。

第4 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

第5 特定大規模災害

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、市だけでは災害復旧事業に係る工事の実施が困難なときは、府に支援を要請する。

府は、市又は市長から要請を受け、かつ市の工事の実施体制等の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第2節 被災者の生活再建等の支援

市は、災害により被害を被った住民に対して、被災者支援体制を確保するとともに、生活の安定を図るため税の減免措置、弔慰金や見舞金の支給、資金の貸付け、雇用機会の確保、住宅の確保等を行う。

市及び府は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントを実施するなど、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 被災者支援対策会議の設置

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害により被害を受けた市民に対する支援を迅速かつ適切に実施するため、被災状況を踏まえ必要に応じて高槻市被災者支援対策会議を設置し、被災者支援体制を確保する。

第2 災害弔慰金等の支給

災害救助法が適用された災害又は内閣総理大臣令の規定に準じる災害により被害を被った市民に、高槻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護貸付金の貸付けを行い、生活の確保を図る。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、高槻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障がい、故意または重大な過失による場合

イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。

第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

市、府及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸付ける。

2 生活福祉資金貸付（社会福祉協議会）

高槻市社会福祉協議会は、大阪府社会福祉協議会が実施主体となる生活福祉資金貸付の借入窓口として、府内に住所を有する低所得世帯に対し、自然災害により被災した世帯の生活再建に必要な資金の貸付けを行う。

第4 災害見舞金等

1 高槻市災害見舞金等

市は、高槻市災害見舞金等支給条例に基づき、見舞金等を支給する。見舞金等の支給は、火事、暴風、豪雨、洪水等の災害により被害を受けた市民若しくはその遺族又は事業者及び交通事故、水難事故、犯罪行為等の被害を受けた市民の遺族に対して行う。

ただし、災害救助法による適用を受ける者については、見舞金等を支給しない。

第5 罹災証明書の交付

市は、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援金による支援金支給など被災者への支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、実地調査のほか、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定部局との情報共有を図るなど、適切な手法により実施するものとする。

1 罹災証明書において証明する事項

罹災証明書は、罹災年月日、被害の程度、罹災原因等を記載する。

(1) 住家の場合

次の区分及び基準に従い、現認できるものについて被害の程度を認定する。

被害認定基準等

	全壊	半壊	大規模半壊		準半壊
			大規模半壊	中規模半壊	
1 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	20%以上 70%未満	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	10%以上 20%未満
2 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	20%以上 50%未満	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	10%以上 20%未満

被害の程度

全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの。
一部損壊	準半壊に至らない程度のもの。

(2) 住家以外の建物の被害

店舗、工場、倉庫その他建物の被害について、現認できるものについて罹災証明書を交付することができる。

(3) その他

火災に関する罹災証明書は、原則、消防本部が交付する。

2 罹災届出証明書において証明する事項

家財、自動車等の動産被害及び門扉やカーポートなどの構築物については、必要に応じて、本人の申告に基づき、申告があった旨を証明する罹災届出証明書を交付することができる。

また、住家被害並びに住家以外の建物及び構築物の被害であって、被災状況が確認できない場合は、罹災届出証明書を交付することができる。

3 発行手続き

(1) 実地調査

市は、罹災証明書を発行するため、関係団体等の協力を得て被害状況の調査を行う。

(2) 罹災証明書等の発行

罹災証明書及び罹災届出証明書は、市庁舎内に発行窓口を明確にして交付する。

第6 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第7 租税等の減免及び徴収猶予等

1 市税

市は、地方税法及び市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。

- (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長
- (2) 市税の減免
- (3) 徴収猶予等

2 保険料等

市は、災害により家屋に多大の損害を受け、保険料等の納付又は一部負担金の支払いが困難となった市民については、保険料又は一部負担金等の減免を行う。

3 上・下水道料金

市は、災害により水道管などが破損して漏水が発生した場合には、その被災状況に応じて上・下水道料金の一部の減額を行う。

第8 雇用機会の確保

市は、災害により失業した者、離職、転職を希望する者について、茨木公共職業安定所が行う職業紹介（あっせん）へ迅速に誘導するなど、被災者の雇用の安定を図る。

第9 住宅の確保等

市は、府や関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 相談窓口の設置

市は、必要に応じて、被災住宅の相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、府と連携した情報の提供を行う。

2 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市は、府、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

- (2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

- (3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっ旋を行う。

4 住宅の建設及び修繕の融資

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から罹災証明書を交付されている場合は、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建設資金又は補修資金の融資を受けることができることを周知する。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

第10 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は、被害状況を取りまとめ、府への報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

(3) 制度の対象となる被災世帯

(2)の自然災害により、

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (3)アに該当	解体 (3)イに該当	長期避難 (3)ウに該当	大規模半壊 (3)エに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

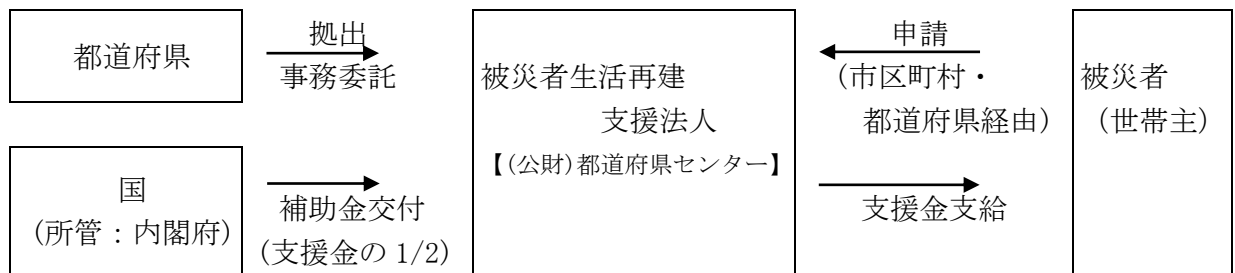
イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入		補修		賃借 (公営住宅以外)	
	(3)ア～エ	(3)オ	(3)ア～エ	(3)オ	(3)ア～エ	(3)オ
支給額	200万円	100万円	100万円	50万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円（中規模半壊世帯は1/2）

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。



第3節 中小企業の復旧支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

なお、市及び府は、あらかじめ高槻商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第1 市の措置

- 1 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、国や府の講じる措置に協力するとともに、高槻商工会議所と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。
- 2 被災した中小企業者等に対し、経営安定のための資金を貸し付ける。

第4節 農林関係者の復旧支援

市は、府及び関係機関と協力し、被災した農林関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

第1 市の措置

- 1 農林関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- 3 被災した農林業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- 4 農林業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。
- 5 被災した農林業関係者がこれらの融資を受けた場合、利子の補給等の措置を講ずる。

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。

なお、市が管理する指定区間外の国道、府道又は府が管理する道路と交通上密接である市道において、市が工事を実施することが難しい場合には、府に権限代行制度による災害復旧等を要請する。

1 水道（市）

(1) 復旧計画

ア 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、断水状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

2 下水道（市）

(1) 復旧計画

ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、市及び府のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

3 電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立

てる。

ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、情報機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

6 共同溝・電線共同溝（市、近畿地方整備局、府）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

7 鉄道（鉄道事業者）

(1) 復旧計画

ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。

イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

ウ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

8 道路（市 近畿地方整備局、府）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

エ 府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

〔 第 5 編 災害復旧・復興対策 〕

第 2 章

災害復興対策

第1節 復興の基本方針

市及び府は、大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

また、将来の人口動向等、中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第1 復興対策本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

第2 復興計画の策定

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条の規定に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定に当たっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整するほか、住民側に防災都市づくり等、新しいまちづくり構想や計画決定までの手続き等の必要な情報を提供するとともに、住民側の提案についても十分な協議を行い、理解を求めた上で将来あるべきまちづくりの実現に努める。

第3 復興計画で定める事項

市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

高槻市地域防災計画

平成 10 年 3 月 修正
平成 13 年 2 月 修正
平成 16 年 3 月 修正
平成 21 年 3 月 修正
平成 24 年 3 月 修正
平成 27 年 2 月 修正
平成 30 年 2 月 修正
令和 3 年 2 月 修正
令和 6 年 2 月 修正
(令和 6 年 4 月 1 日施行)

発 行	高槻市防災会議
編 集	高槻市危機管理室
	〒569-0067
	高槻市桃園町 2-1
電 話	072-674-7314
F A X	072-675-8184